

平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
11月28日(金)	(午後1時)			(1日目分質疑・討論通告 締切)
11月29日(土)				
11月30日(日)				
12月1日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	議員互助会	応 接 室	
12月2日(火)	(午後1時)			(2日目分質疑・討論通告 締切)
12月3日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑(討論・採決)・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会 終了後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	特別委員会 終了後	J R太宰府駅(仮称)設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
12月4日(木)				
12月5日(金)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
12月6日(土)				
12月7日(日)				
12月8日(月)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
12月9日(火)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
12月10日(水)				
12月11日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
12月12日(金)	午前9時20分	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問(予備日)
12月13日(土)				
12月14日(日)				
12月15日(月)				
12月16日(火)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
12月17日(水)	午 前 9 時	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	午前9時30分	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成20年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（12月1日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	1
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	11

◎ 第2日（12月3日再開）

1. 議 事 日 程	13
2. 出 席 議 員	13
3. 欠 席 議 員	14
4. 出 席 説 明 員	14
5. 出席事務局職員	14
再 開	15
散 会	26

◎ 第3日（12月11日再開）

1. 議 事 日 程	27
2. 出 席 議 員	28
3. 欠 席 議 員	29
4. 出 席 説 明 員	29
5. 出席事務局職員	29
再 開	30
散 会	93

◎ 第4日（12月12日再開）

1. 議 事 日 程	95
2. 出 席 議 員	96
3. 欠 席 議 員	97
4. 出 席 説 明 員	97

5. 出席事務局職員	97
再開	98
散会	160

◎ 第5日（12月17日再開）

1. 議事日程	161
2. 出席議員	162
3. 欠席議員	162
4. 出席説明員	162
5. 出席事務局職員	162
再開	163
閉会	194

◎ 審議結果

1. 審議結果	197
2. 諸般の報告	199
3. 議員の派遣について	201

1 議 事 日 程（初日）

〔平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成20年12月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第86号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について |
| 日程第5 | 議案第87号 福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合同規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第6 | 議案第88号 福岡都市圏競艇等事業組合の解散に関する協議について |
| 日程第7 | 議案第89号 福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う財産処分に関する協議について |
| 日程第8 | 議案第90号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第9 | 議案第91号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第92号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第93号 市道路線の認定について |
| 日程第12 | 議案第94号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第95号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第96号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第97号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第98号 太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第18 | 議案第100号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第19 | 議案第101号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第20 | 議案第102号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第21 | 議案第103号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |

5番 後 藤 邦 晴 議員
 7番 橋 本 健 議員
 9番 門 田 直 樹 議員
 11番 安 部 啓 治 議員
 13番 清 水 章 一 議員
 15番 佐 伯 修 議員
 17番 田 川 武 茂 議員
 19番 武 藤 哲 志 議員

6番 力 丸 義 行 議員
 8番 中 林 宗 樹 議員
 10番 小 柳 道 枝 議員
 12番 大 田 勝 義 議員
 14番 安 部 陽 議員
 16番 村 山 弘 行 議員
 18番 福 廣 和 美 議員
 20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

17番 田 川 武 茂 議員

18番 福 廣 和 美 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 井 上 保 廣
 教 育 長 關 敏 治
 協働のまち
 推進担当部長 三 笠 哲 生
 健康福祉部長 松 永 栄 人
 会計管理者併
 上下水道部長 古 川 泰 博
 総務・情報課長 木 村 甚 治
 市 民 課 長 木 村 和 美
 観光・産業課長 山 田 純 裕
 教 務 課 長 井 上 和 雄

副 市 長 平 島 鉄 信
 総 務 部 長 石 橋 正 直
 市民生活部長 関 岡 勉
 建設経済部長 木 村 洋
 教 育 部 長 松 田 幸 夫
 経営企画課長 今 泉 憲 治
 福 祉 課 長 宮 原 仁
 上下水道課長 宮 原 勝 美
 監査委員事務局長 井 上 義 昭

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一
 書 記 浅 井 武
 書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 田 中 利 雄
 書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成20年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

17番、田川武茂議員

18番、福廣和美議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 議案第86号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第86号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）」について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え公私とも大変ご多忙の中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年も残すところ1カ月となりましたけれども、今年もさまざまな課題の実現に向かって施策に取り組んだところでございます。今年1年を振り返り、幾つかのご報告をさせていただきます。

まず、簡素で効率的な市政運営の推進についてでございますけれども、去る9月議会におきまして認定いただきました決算によりまして、平成19年度の経常収支比率は97.8%、目標値の98.0%を達成することができました。前年度の100.9%から3.1ポイント改善することができました。今後も身の丈に合った財政運営を心がけてまいりたいと思っております。

次に、市民が参画できる市政運営についてでございますが、協働のまちづくりを推進しますために、今年1月の北谷区を初め各行政区を巡回する市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を定期的に実施いたしました。先月の五条台区まで、年間16回懇談会を実施することができました。市民の率直な意見でありますとか、あるいは提言をお聞かせいただきまして、今後の市政運営に役立てていこうと、このように考えております。

次に、まちづくり歴史公園の実現についてでございますが、本市は良好な景観づくりを進めますために、本年5月に景観法に基づきます景観行政団体になりました。8月には、景観に関する市民意識調査を実施いたしまして、現在取りまとめ中でございますけれども、太宰府特有の美しい景観を市民共有の財産として皆様とともに守り育てながら、後世に引き継いでいきますための景観にかかわる方向性でありますとか、あるいはルールを定めてまいりたいと思っております。

さらには、まほろば号の運行についてでございますけれども、平成10年4月にコミュニティバスまほろば号が県内に先駆けまして運行開始し、今年で10周年を迎えております。市民の方々や来訪者の方々に幅広く利用をしていただき、平成19年度には年間延べ48万人以上の皆様方にご利用いただきました。今回、株式会社マミーズのご協力のもとに、新たな交通手段といたしましてマミーズ・まほろば号の東観世線を11月19日から運行を開始したところでございます。今回の運行につきましては、10人乗りの車両で運行することで、運行可能な地域が広がり、きめ細やかな住民ニーズに対応することができるようになったと思っております。今後、地域の皆様方の外出を支援する新たな交通手段となり得るように確信をしておるところでござ

います。

平成20年も間もなく終わりますけれども、未来をしっかりと見据え、「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の実現に向けまして、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を進めていくことを基本といたしまして、今後も積極的に情報を発信し、市民と語り合いながら、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもとに、市民の目線に立った市民本位の政治を展開していきたいと考えております。来年も私を初め全職員の英知を結集をいたしましたまちづくりに邁進していく所存でありますので、市民の皆様方、あるいは議員各位のご理解、ご支援とご協力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今年最後の本市にとりまして喜ばしいニュースが飛び込んでまいりました。今月13日土曜日でございます。九州国立博物館におきまして、麻生太郎首相、中華人民共和国の温家宝国家院総理、大韓民国の李明博大統領によります日中韓首脳会議が開催されることになりました。九州とアジアの交流拠点として栄えました歴史を持つ我が太宰府市におきまして、このような重要な会議が開催されますことは、地元といたしまして大変光栄なことでございます。全市を挙げまして歓迎させていただきたいと思っております。議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、第4回定例会初日の本日のご提案を申し上げます案件につきましては、財産の取得1件、規約の一部変更等に関する協議4件、指定管理者指定2件、市道路線の認定1件、条例制定1件、条例の一部改正4件、補正予算5件、合わせまして18件の議案を上程させていただき、ご審議をお願いする次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明をさせていただきます。

議案第86号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」をご説明を申し上げます。

本案は、大佐野ダム上流緑地保護地区138haを水源涵養林として保全しますために、平成7年度から年次計画に基づき継続的に公有化を実施いたしております。

平成20年度に買い上げいたします土地につきましては、16筆、面積2万6,210㎡、買い上げ金額4,938万6,100円であります。資料を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第86号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対 0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第8まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第87号「福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」から日程第8、議案第90号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第87号から議案第90号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第87号「福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

福岡都市圏広域行政事業組合及び福岡都市圏競艇等事業組合の統合に伴いまして、福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う当該組合の規約の一部変更に関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号「福岡都市圏競艇等事業組合の解散に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件は、福岡都市圏広域行政事業組合及び福岡都市圏競艇等事業組合の統合に伴い、福岡都市圏競艇等事業組合を解散することに関し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号「福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」をご説明申し上げます。

本件は、福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う同組合の財産処分に關し、関係市町と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」をご説明申し上げます。

福岡県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の定数に係る経過措置を延長するとともに、当該広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の負担割合を改めるため、広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第9、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」から日程第11、議案第93号「市道路線の認定について」までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第91号から議案第93号までを一括してご説明をいたします。

最初に、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

今回の指定につきましては、太宰府市指定管理者候補者選考委員会の審査の結果、太宰府市立太宰府史跡水辺公園については、シンコースポーツ株式会社が候補者として選定されましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」をご説明申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市体育協会を平成21年度から2年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定

することに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第93号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回、認定を提案しております吉ヶ浦1号線のほか8路線につきましては、開発により帰属を受けた路線でございます。

また、池田7号線、池田8号線につきましては、既に市の道路として整備された路線でございます。

それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第16、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第94号から議案第98号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

さまざまな行政課題やマニフェストの早期実現に向けまして、行政機構の改革につきまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるように検討を行い、平成21年4月1日に実施いたしますことから、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、改正するものでございます。

次に、議案第96号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

文化庁の文化財総合的把握モデル事業採択によりまして、太宰府市民遺産活用推進計画策定

委員会設置のために、条例の一部を改正する必要が生じたので、改正するものでございます。

次に、議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の施行に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、民法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17から日程第21まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第21、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第99号から議案第103号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億9,181万8,000円を追加いたしまして、予算総額を195億7,183万8,000円にお願いするものでございます。

主なものとしたしましては、11月19日から運行を開始いたしましたお買い物サポートカーとしてのマミーズ・まほろば号の運行補助、正月の渋滞緩和のための交通誘導業務委託料、市有墓地災害復旧工事費、新型インフルエンザ対策として防護用品の購入費、利用者が増えている障害者介護・訓練給付費、国県負担金の過年度精算返還金、入所児童増に対応する私立保育所運営委託料、小学校3校の耐震工事費、その他不足しております乳幼児医療費、国民健康保険

事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金などを追加計上いたしております。

また、あわせて地域再生基盤強化事業及び高雄公園新設事業の繰越明許費 2 件、南保育所保育業務委託料の債務負担行為の追加 1 件、災害復旧事業債の追加 1 件、公園事業債など地方債の変更 3 件について補正をさせていただいております。

次に、議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ4億8,999万9,000円を追加いたしまして、補正総額を68億8,352万1,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額が主なもので、歳入につきましては、退職者医療費交付金であります療養給付費交付金及び医療費の増加に伴います療養給付費負担金の増額が主なものでございます。

次に、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,891万4,000円を追加いたしまして、予算総額を35億1,162万5,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、平成19年度介護給付費が確定したことによります返還金、平成21年度介護保険制度改正に伴います介護保険システムの改修委託料の増及び介護給付費の見込みに対する予算の組み替えによるものでございます。歳入の主な内容といたしましては、平成19年度からの繰越金でございます。

次に、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第 3 号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして支出を425万5,000円増額をし、総額11億8,820万6,000円とするものでございます。

資本的収支におきましては、支出を63万9,000円増額し、総額9億2,335万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、職員の変動に伴い、職員給与費等の調整を行うため計上するものでございます。

次に、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、収入を1,410万8,000円増額し、総額16億6,660万6,000円とし、支出を47万3,000円減額し、総額15億6,688万円にするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を2,475万9,000円減額し、総額29億4,606万1,000円に、支出を598万円増額をし、総額35億4,321万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、一般会計からの繰入金の調整と職員の変動による職員給与費等の調整及び公共下水道整備において、取付管設置工事増に伴い、工事請負費の増額を計上い

たしております。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成20年12月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第104号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第105号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第87号 | 福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う
福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第4 | 議案第88号 | 福岡都市圏競艇等事業組合の解散に関する協議について |
| 日程第5 | 議案第89号 | 福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う財産処分に関する協議について |
| 日程第6 | 議案第90号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第7 | 議案第91号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第92号 | 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第93号 | 市道路線の認定について |
| 日程第10 | 議案第94号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて |
| 日程第11 | 議案第95号 | 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第12 | 議案第96号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第97号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第14 | 議案第98号 | 太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例について |
| 日程第15 | 議案第99号 | 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第16 | 議案第100号 | 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて |
| 日程第17 | 議案第101号 | 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第18 | 議案第102号 | 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第19 | 議案第103号 | 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第20 | 意見書第7号 | 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書 |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6 番 | 力 丸 義 行 議員 |

7番 橋 本 健 議員
 9番 門 田 直 樹 議員
 11番 安 部 啓 治 議員
 13番 清 水 章 一 議員
 15番 佐 伯 修 議員
 17番 田 川 武 茂 議員
 19番 武 藤 哲 志 議員

8番 中 林 宗 樹 議員
 10番 小 柳 道 枝 議員
 12番 大 田 勝 義 議員
 14番 安 部 陽 議員
 16番 村 山 弘 行 議員
 18番 福 廣 和 美 議員
 20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 井 上 保 廣
 教 育 長 關 敏 治
 協働のまち
 推進担当部長 三 笠 哲 生
 健康福祉部長 松 永 栄 人
 会計管理者併
 上下水道部長 古 川 泰 博
 総務・情報課長 木 村 甚 治
 市 民 課 長 木 村 和 美
 子育て支援課長 花 田 正 信
 上下水道課長 宮 原 勝 美
 監査委員事務局長 井 上 義 昭

副 市 長 平 島 鉄 信
 総 務 部 長 石 橋 正 直
 市民生活部長 関 岡 勉
 建設経済部長 木 村 洋
 教 育 部 長 松 田 幸 夫
 経営企画課長 今 泉 憲 治
 福 祉 課 長 宮 原 仁
 都市計画課長 神 原 稔
 教 務 課 長 井 上 和 雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一
 書 記 浅 井 武
 書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 田 中 利 雄
 書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

お諮りします。

12月1日に太宰府市名誉市民であります有吉林之助元市長がご逝去され、本日午前11時から告別式がとり行われ、市執行部及び議員が告別式参列のため、ただいまから暫時休憩をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、ただいまから暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午後2時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第104号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第2、議案第105号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 平成20年第4回太宰府市議会定例会2日目を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、教育委員会委員の選任に関する人事案件2件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号及び議案第105号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第104号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

現職の稲積謙次郎氏が本年12月24日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

稲積謙次郎氏は、平成16年12月25日付で本市の教育委員会委員として任命以来、1期4年間になりますが、持ち前の情熱と多岐にわたる高い見識により、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。今後とも、その知識と経験、情熱を十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献をいただきたいと考えております。稲積謙次郎氏の経歴書をご参照いただき、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第105号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現職の關敏治氏が本年12月24日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

關敏治氏は、平成12年12月25日付で本市の教育長に就任以来、2期8年間、その重責を果たされるとともに、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。多年にわたり、教育者としてかかわってこられ、教育に対する深い理解と知識、経験を今後とも十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献をいただきたいと考えております。關敏治氏の経歴書をご参照いただき、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第1及び日程第2は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第104号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第104号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午後2時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第105号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第105号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午後2時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3から日程第6まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第87号「福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」から日程第6、議案第90号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第87号「福岡都市圏広域行政事業組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う福岡都市圏広域行政事業組合規約の一部変更に関する協議について」、これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

通告があつていきますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今回、福岡都市圏広域行政事務事業に、モーターボート競走が共同事業として入っております。それで、このモーターボート競走の収益金を各関係自治体に配分さ

れるという状況の中で、以前審議をした経過がありまして、私は、こういうモーターボート競走によって多重債務に陥ったり、さまざまな形で家庭崩壊につながる経過があつて、地方自治体としてこういうモーターボート競走という事業、共同事業に参加すべきでないという態度を以前の議会で表明をしておりました。そういう経過がありまして、今回関連がありますが、第89号について、これを統合を行う、それから、福岡都市圏競艇等事業組合の解散に関する部分がありますが、解散をして、そして一本化する。それと、第89号については、福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う財産処分を福岡広域事業組合に包括するという、この3つの関連がありまして、一括して私は、当初から一貫してこういう家庭崩壊や多重債務、競艇によってのさまざまな問題が起きており、この条例に提案されたときから反対の立場を表明いたしておりましたので、賛成できないという態度表明を明らかにしておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第87号について反対の討論をいたします。

近年、ギャンブル依存症という精神疾患が新聞等でも報道されています。世界保健機構WHOの認定では、正式な名称を病的賭博というそうですが、日本ではパチンコや競馬、そして今回審議の対象になっております競艇などでも依存症を発症しているという事例が報告され、その推定人数は200万人を超えていると言われています。過剰な射幸心をあおって大当たりを求めることだけに関心を寄せて、入り口として消費者金融などを利用して、結果として多重債務に陥るという傾向があります。

武藤議員からも同様の発言がなされておりますけれども、その結果として家庭崩壊や多重債務などの問題を引き起こす要因をはらんでおります競艇事業の内容ですので、反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第87号を可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第87号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対2名 午後2時10分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第88号「福岡都市圏競艇等事業組合の解散に関する協議について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認

めます。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほども関連する第87号との関係ですが、この競艇事業組合が関連自治体で設置をされました。そして、ほんのわずかな、こういう事業組合から地方自治体に出してきたことも事実だし、その負担割合もありました。解散ということについて、解散をすることならば賛成できるわけですが、解散をして広域連合に組み入れるという内容ですので、反対を表明をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第88号についてですけども、武藤議員のほうからもありますように、競艇事業の解散に伴うそれ以後の事業が、反対しております議案第87号の福岡都市圏広域行政事業組合に受け継がれるという内容のものがありますので、こちらの議案につきましても反対を表明をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第88号を可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第88号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対2名 午後2時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第89号「福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この福岡都市圏競艇等事業組合の解散に伴う財産処分が、議案書の16ページに各自治体の首長、また町長が調印をされておりますが、本来、どのような財産処分が行われ、どういう形で広域連合に入るのかというのは、全く説明もあっておりません

し、私ども、この内容がわからないままにこういう形で討論だけ、質疑も説明も本来はあるべきと思うんです。こういう状況ですので、私のほうとしてまた第87、第88号と関連がありまして、先ほども言いましたように、この財産処分を福岡都市圏広域行政事業組合にし、引き続き競艇に対する事業を行うという内容ですので、反対を表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第89号につきましては、さきに反対しております第87号、第88号と関連するところがありますので、反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号を可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第89号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対2名 午後2時14分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第90号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この内容、新旧対照表ですが、附則の平成21年3月31日を平成23年3月31日まで延長するという内容が1点です。それから、別表第3の1の項目の均等割2%を7%に改めるという内容がまず問題点があります。そして、人口割の48%を引き下げて46.5%に改める。人口割表の50%を46.5%という、こういう内容になっておりますが、後期高齢者医療という問題については、75歳以上で前期、後期に分ける、こういう制度については、私どもこういう後期高齢者医療制度についてさまざまな批判も出ておまして、当初から反対の表明をいたしておまして、こういう規約の一部変更についてと、それから改正については賛成できないという態度表明を行っておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第90号についてですけども、反対の立場で討論いたします。

今回の議案の中で、広域連合議会への議員の任期が2年間延長されていますが、延長された理由としては、この後期高齢者医療制度が発足して、今もなお、市民の皆さんから保険料の天引き等が行われるたびに、自治体の窓口への苦情や問い合わせといった内容が殺到していることから、そういった部分を解消するために議員任期の延長が行われた背景があるのではないかと考えます。市長には、ぜひ議員としてそういった声を広域連合で届けていてもらいたいと思いますけども、保険料の天引きが行われるたびに、福岡県でも不服審査請求の数が回を増して増えているという実態があります。後期高齢者医療制度廃止を求める声は、今多くの声になっておりますので、本提案の議案につきましては反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号を可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第90号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対2名 午後2時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7と日程第8を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」及び日程第8、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第91号及び議案第92号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第93号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第9、議案第93号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

議案第93号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第10、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第14、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第94号から議案第98号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（不老光幸議員） 議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていきますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、補正予算書の5ページに、南保育所保育業務委託料、市長の提案理由の説明にもあつておりました。平成21年、来年から平成23年まで2億5,412万6,000円ですが、この金額を単純で割った金額で委託をするのかどうか。それから、委託先はやはり社会福祉法人としての保育経験があるのか、これが2点目ですね。それから、決算委員会で論議になりまして、今、公立保育所については、交付税措置ということになっておりまして、今までの、国は子育て支援と言いながらも、公立の国庫負担、これは交付税措置というふうになっている。大変私も太宰府市の交付税については、8億円そこそこの中で福祉という問題も論議もしてきたところですが、現在この公立保育所が南保育所と五条保育所で、全体で2億3,319万1,105円が平成19年度決算で提案をされました。それ以外の民間保育所については、6億5,716万230円。こういう状況で、当然保育料も含めておりますが、こういう今までの経過から見まして、必要なものは出していく。この金額が今まで単純に見て2億8,300万円のうち、南保育所については1億円を超えるような保育運営費を出してきたことは事実ですね。ところが、これを3で割ると、そんな金額にはならないんですね。そうすると、どの範囲を業務を委託するのかどうか。そして、運営はどうするのか。それから、私は再三言ってますが、公立の保育



所の必要性というのは大きな課題で、この10月、11月に全国で保育所関係についてのさまざまな国会要請やさまざまな集会が行われたことは事実です。こういう状況の中で、ここが今までの内容で見ますと解放保育所という形で私ども説明を受けてきましたが、もうそういう解放保育所というのは改めて、もう本当に、まず、定数も現在のところ、改善をいただいておりますが、公立保育所として定数はそのままなのかどうか。

まずこの部分に回答いただいて、再質問もしていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 順不同になりますけれども、お答えいたします。

まず、1点目の委託料の内容につきましては、現在南保育所に入所しております児童数60人を平成21年度の入所人員と想定しまして、運営費委託料を算出し、あわせて他の市立保育所でも実施しております延長保育事業や障害児保育事業などの補助金の見込み額を合計をいたしまして、平成21年度、7,677万5,000円を限度とさせていただきました。平成22年度は、平成21年度の10%増、平成23年度も同じく前年度、平成22年度の10%増と見込みまして、3カ年の限度額を2億5,412万6,000円として債務負担行為を設定いたしております。

この質疑の通告にありましたけれども、今ご質問はありませんでしたが、業者の選定方法につきましては、太宰府市内で社会福祉事業を行っております社会福祉法人に呼びかけを行いまして、応募された社会福祉法人について、庁内の選考委員会を開催し、決定することといたしております。

3点目、公費支出額の変更でございますが、公設民営による管理運営となりますことから、施設改修や一定額以上の修繕費につきましては、今までどおり市が行い、光熱水費や給食用賄材料費など、保育業務に直接必要となる経費は、委託先からの支出といたしております。

以上でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 所管委員会でも具体的に審議をいただくというのは、初めて明らかになったのは、公設民営であると。ここでは、保育業務の委託というのは、本来保育士さんを雇用したり、この社会福祉法人として経験のあるところがやるわけですが、部長さんの今の回答では、公設民営。だから、いろんな施設運営にかかわる費用は出していく。ただ、保育の運営費については、当初は7,700万円ぐらいで、平成22年、平成23年は10%増していくという。土地、建物そのものから、そのかかる経費だとか電気、水道一切は公設で出していくという、経済効果というか、あなた方が民間委託にすればこれだけという形であれだけ都府楼保育所で問題になった中で説得もされたんですが、こういう7,700万円、来年は8,000万円、こういう状況ですが、今かかっている1億円以上の金額で見通しとしては何も変わらないような状況になるような感じがするんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 現在の南保育所の運営費が1億3,000万円ほどかかっております。委

託後は7,900万円ほどを見込みます。そうしますと、5,000万円ほどの委託効果があるというふうに見込んでおります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうするとですね、委員会でも審議いただきたいんですが、公設民営で現在配置されている保育士さんですね、現在の保育士さんは、調理員も含め、どのような対応を考えられておるのか。ここまで回答いただき、あと、所管で具体的に煮詰めていただきたいと思うんですが、現在配置されている保育士さんが、はっきり言って子育て支援センターの配置になるのか。私は、いつも懸念をしておりますように、調理員さんが一般職になりました。保育士さんが一般職になりました。ところが、長年の経験によって、太宰府市の職員、一般職になったときには係長待遇という状況になるわけですね。そうすると、大変努力もし、経験も踏み、あらゆる課で研さんをされた職員が、やはり今一生懸命頑張っていたのに、技術職として行政（二）表として採用された方が一般職になったときに、職務権限から見て、係長クラスみたいな状況に置かれるわけですよ。こういう問題も発生するんですが、こういう保育士の今後の対応については、内部検討ではどうなっとるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 保育士の配置につきましては、五条保育所、子育て支援センターなどへの配置を考えております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第99号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第17、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号及び議案第101号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第19、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第102号及び議案第103号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 意見書第7号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第20、意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書案について、お手元にあります資料をもとに、案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化をしてきました。多様な働き方ができる社会になった反面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっています。今、必要とされていることは、雇用確保とあわせて、よりよい労働環境の整備です。

特に、長時間労働の抑制は喫緊の課題の一つです。厚労省の集計によりますと、子育て期に当たる30代男性の約4人に1人が週60時間以上の長時間労働、月80時間を超える残業をいたしております。また、男性が家事や育児にかかる時間は、ほかの先進国と比較して最低レベルでございまして。こうしたことが、結婚できない、子供を産めない、女性の子育てへの負担感が大きいことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっています。

また、日雇い派遣は、労働者の保護、雇用の安定、職業能力の向上の観点から見て、問題が多過ぎます。だれもが将来への希望を持って働くことができる社会の実現を目指すため、政府におかれては、以下の点について特段の取り組みを行うよう強く要望いたします。

1つに、法定割り増し賃金率の引き上げやサービス残業の取り締まり強化を図ること。

2つに、日雇い派遣の原則禁止などを盛り込んだ派遣法改正案を早期成立させ、派遣労働者の保護を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

あて先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご採択いただきますようによりしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後2時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成20年12月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 渡 邊 美 穂
(4) | 1. 市の制度変更に係る基本的な考え方とその進め方、課題解決と市民への説明責任について
(1) 南保育所の民間委託及び地域包括支援センターの直営について
(2) 自治会制度への移行について |
| 2 | 清 水 章 一
(13) | 1. 安全・安心のまちづくりについて
(1) 総合的な危機管理体制について
今年一年も様々な事件や事故が起きた。予期せぬ事態から、市民をどう守るのか。子供の安全対策や高齢者等の振り込め詐欺、新型インフルエンザ対策等、市の施策について伺う。 |
| 3 | 武 藤 哲 志
(19) | 1. 国民健康保険税滞納世帯に対する保険証の交付について
国民健康保険税滞納世帯及び納税相談を対象とした保険証未交付対象者、また、資格証明書を発行している対象者の中で、18歳未満の乳幼児・児童・生徒に保険証の交付を要望する。
2. 後期高齢者医療における滞納者への医療証について
平成21年、22年度から後期高齢者医療制度で、無年金者で保険料が天引きされていない普通徴収者が1年以上滞納すれば、後期高齢者医療証が取り上げられる。今後の市の対応を伺う。
3. 政府の定額給付金問題における市の対応について
政府の定額給付金問題について福岡県の市町村は所得制限なしに給付を行うということであるが、様々な問題があるので、今後の市の対策や様態を明らかにしていただきたい。 |
| | | 1. 火災対策について
(1) 企業の業種別、危険物の取り扱いの把握と査察のあり方について
(2) 緊急自動車、化学消防車の住宅地や団地への進入道路は大丈夫なのか、また状況判断について |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 4 | 安 部 陽
(14) | <p>2. 街路樹（クスの木）のあり方について</p> <p>(1) クスの木による歩道補修予算と今後の街路樹のあり方について</p> <p>(2) 現在のクスの木の処理について</p> <p>3. マナーアップ条例（仮称）の制定について</p> <p>(1) 迷惑駐車、空き缶等の散乱、ポイ捨て等、モラルが低下している。住みよいまちにするため、条例制定ができないか。</p> <p>(2) 犬、猫の飼い方のマナーが低下している。特に飼い猫、野良猫の区別をつけるため、首輪の普及ができないか。</p> <p>4. 機構改革について</p> <p>(1) 今回の機構改革によるメリットについて</p> <p>(2) 管理・監督者の人員及び職員の配置のあり方について</p> <p>(3) 観光課のあり方は、本市の経済財政のあり方にも大きく変化をもたらす。ますます観光に対するイメージがダウンしてきている。観光に対する位置づけをどのように考えているのか。</p> |
| 5 | 藤 井 雅 之
(2) | <p>1. インフルエンザ対策について</p> <p>(1) 新型インフルエンザへの対応策は。</p> <p>(2) ワクチン接種の呼びかけについて</p> <p>(3) ワクチン接種への市独自での助成制度を。</p> <p>(4) 流行時にワクチンの在庫状況を医療機関へ確認する手だては。</p> <p>(5) 保育所等の閉鎖時の対応策について</p> |
| 6 | 福 廣 和 美
(18) | <p>1. 定額給付金について</p> <p>定額給付金に対する市長の考え方を示していただきたい。</p> <p>2. 妊産婦健診の無料化（14回）について</p> <p>本年10月から、補助がこれまでの3回から5回に変更されているが、政府の考えも我が党の主張を受け、14回まで無料になっている。国会において正式に決定がなされた時は速やかに実施をしていただきたい。</p> <p>3. 水城跡整備の具体的計画について</p> <p>新年度予算成立前であるが、今までの主張どおり早急の整備をしていただきたい。現時点で具体的に計画があれば示していただきたい。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6 番 | 力 丸 義 行 議員 |

7番 橋 本 健 議員
 9番 門 田 直 樹 議員
 11番 安 部 啓 治 議員
 13番 清 水 章 一 議員
 15番 佐 伯 修 議員
 17番 田 川 武 茂 議員
 19番 武 藤 哲 志 議員

8番 中 林 宗 樹 議員
 10番 小 柳 道 枝 議員
 12番 大 田 勝 義 議員
 14番 安 部 陽 議員
 16番 村 山 弘 行 議員
 18番 福 廣 和 美 議員
 20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市 長 井 上 保 廣
 教 育 長 關 敏 治
 協働のまち
推進担当部長 三 笠 哲 生
 健康福祉部長 松 永 栄 人
 会計管理者併
上下水道部長 古 川 泰 博
 総務・情報課長 木 村 甚 治
 管 財 課 長 轟 満
 市 民 課 長 木 村 和 美
 環 境 課 長 蜷 川 二三雄
 高齢者支援課長 古 野 洋 敏
 国保年金課長 木 村 裕 子
 都市計画課長 神 原 稔
 上下水道課長 宮 原 勝 美
 学校教育課長 松 島 健 二
 監査委員事務局長 井 上 義 昭

副 市 長 平 島 鉄 信
 総 務 部 長 石 橋 正 直
 市民生活部長 関 岡 勉
 建設経済部長 木 村 洋
 教 育 部 長 松 田 幸 夫
 経営企画課長 今 泉 憲 治
 協働のまち
推進課長 大 藪 勝 一
 納税課長兼
特別収納課長 鬼 木 敏 光
 福 祉 課 長 宮 原 仁
 保健センター所長 和 田 敏 信
 子育て支援課長 花 田 正 信
 建 設 課 長 大内田 博
 教 務 課 長 井 上 和 雄
 文化財課長 齋 藤 廣 之

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一
 書 記 浅 井 武
 書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 田 中 利 雄
 書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日6人、明日12日7人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、1項目について質問いたします。

現在、各地方自治体の財政は大変緊迫しています。もちろん太宰府市も例外ではありません。さらに、市民の自治意識も高まりを見せており、自治体には、行財政改革を初め、これまでにない施策によってこれからの時代に対応できるまちの体制づくりが求められています。

今回市長が来年4月から実施を打ち出された南保育所の民間委託、地域包括支援センターの直営、行政区を自治会へと移行する制度変更は、こういった時代の流れを打ち出した施策と思っています。

個人的に、地域包括支援センターの直営及び自治会への移行については、高齢化への対応や自治意識のさらなる高揚のための一つの方向だと私は考えています。しかしながら、そこに至るまでの経過や課題解決方法がかなり問題をはらんでいると考え、今回質問をいたします。

まず、今回、直営だった南保育所を民営化し、民間委託していた地域包括支援センターを直営にします。そこで、直営と民営について、市が基本的にどのようにとらえてあるのか確認するために、なぜ保育所は民間に委託し、地域包括支援センターは直営にするのか、その理由をお伺いします。

次に、制度変更の経過についてです。

これまで地域包括支援センターの運営を委託されていた事業所では、4月に市からの依頼で職員を増強するなど投資を行っています。つまり本年度初めまでは、来年度からの直営については話が出ていませんでした。また、南保育所については、9月議会最終日に報告があり、自

治会移行については、11月6日に総務文教常任委員会に説明が行われました。そして、すべて来年4月からの実施です。

4年前、都府楼保育所の民間移譲を打ち出したときに起こった混乱を市はどのようにとらえられたのか、私は疑問に思います。あのときもそうでしたが、皆さんが制度変更に反対しているわけではなく、まず現状の課題を精査し、その上で新しい制度設計を行い、新しい制度で起こる課題をどのように解決するか、めどを立ててから実施してほしいというのが基本的なご意見でした。

今回、この3つの制度変更についても、全く同じ理由で混乱が起きています。南保育所の保護者に対しては、まだ3回程度の説明が行われただけで、現在保護者会は非常に混乱しています。地域包括支援センターの委託先では、雇用していた職員、特に4月に雇ったばかりの職員の今後の身の振り方を含め、これまでの投資回収が間に合わない状況です。通常、業務の引き継ぎには3カ月程度かかります。したがって、地域包括支援センターも南保育所も、1月から業務の引き継ぎを始めなければ、4月の移行は難しい状況です。しかし、南保育所の保護者は、多くの課題解決に疑問を持ち、地域包括支援センターは直営後の職員を今募集している状況で、委託先も、今後どのようにして引き継いでいくのか、いまだ詳細を理解できていない状況です。まず、この2つの制度変更について、今後どのように進めていくのか具体的にお答えください。

次に、自治会への移行についてですが、なぜ行政区ではいけないのか、自治会へ移行しなければならないのか、その基本について市はどのように考えておられるのか伺います。

総務文教常任委員会では、この10月に大阪の豊中市で自治基本条例の視察を行いました。この理念条例を、豊中市は市民を巻き込みながら5年以上の時間をかけて制定されています。理念条例の制定でこれほどの時間がかかるものを、実際の制度変更に半年というのは余りにも時間が短過ぎると思います。

地域コミュニティ推進担当では、9月議会においても、具体的な自治会という名前を出した説明をされませんでした。いつ自治会への制度変更が出てきたのか、その経過を教えてください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市の制度変更に係る基本的な考え方とその進め方、課題解決と市民への説明責任についてご質問でございます。順次お答えをしてみたいと思います。

1項目めの南保育所の民間委託及び地域包括支援センターの直営についてのご質問にお答えいたします。

昭和63年3月に策定いたしました第1次行政改革大綱及びその後におけます第2次あるいは第3次までの行政改革大綱の推進項目を受けまして、今回南保育所の民間委託を行うものでございます。

また、行政運営を進めます上で、最少の経費で最大の効果を上げますことは行政の責務でございます。また課題ととらえております。特に、現下の厳しい財政事情では、肝要な課題でございます。このことにつきましては、子育て支援策についても例外ではございません。今後の南保育所の保育業務につきまして、民間の活力等を生かすためにも、今回民間委託を行うものでございます。このことから生じます人材でありますとか、その民間と直営で行いますところの財源を、さらなる子育て支援推進のための資源として活用するものでございます。

本市の場合にありましては、限られた予算の中で行政運営を行っております。歳入が今まで以上に税収が上がる構造であれば、市民の負託についても幾らでもこたえられます。しかしながら、そういった歳入は、むしろ減収でございます。そういった中におきましては、創意工夫、手法を凝らしていくということ、そういった中でその差益を見出し、そのことを市民の福祉の向上につなげていくというふうなことが本市の行政運営のあり方でございます。

次に、包括支援センターの直営の理由でございますけれども、1点目といたしましては、包括支援センター運営協議会、太宰府市の医師会、民生委員、介護支援専門員、市民等から、直営へ移行してほしい、多数の意見がございました。

2点目といたしましては、県内の市での運営状況を調査をいたしました結果、83%が直営である実態でございます。

3点目といたしましては、コスト面での比較をいたしました場合、経費の削減に結びつくことでございます。

これらの調査結果を踏まえまして、今後本市が迎えます超高齢社会に対応いたしますために、総合的に分析をいたしました結果、市民の目線に立って、包括支援センターの直営化を私が決断したものでございます。

次に、2項目めの自治会制度への移行について、ご質問にお答えをいたします。

私は、地域住民と行政との連携、協働のまちづくりを推進いたしますために、来年4月1日から、行政区の設置に関する規程の見直しを行い、それぞれの基礎的な区の自治会組織は存続発展させながら、行政と地域住民が車の両輪となり、行政主導の地域づくりから、地域住民との対等なパートナーシップのもとで地域づくり、協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

現在、地方分権の時代を迎えておりまして、地方がそれぞれの特色を生かしたまちづくりをいたしますために住民と行政の関係見直しが進められております中で、特色ある地域づくりに向けた地域コミュニティの役割がますます重要になってきておると、このように認識をいたしております。

しかし、今地域社会では、人のつながりが薄くなり、一人一人が孤立化しやすい傾向にございます。例えば子育てでありますとか保育、あるいは教育の悩み、高齢者の問題などを一人で抱え込み、問題が深刻化する状況を招いております。

また、地域の住環境整備、環境の美化あるいは防犯・防災など、個人の力では解決できない

問題が増えております。これからは、同じ地域の一人一人が共通する問題でありますとか、あるいは、地域の課題を見詰め直し、これを地域の問題あるいは課題として共有をし、知恵や力を合わせて解決することが求められておるわけでございます。

地域住民の皆様方が互いに連携し、密にし、自治活動の活性化を図るためには、住民同士が支え合って地域のまちづくりを進めることのできる社会づくり、そのことが大切であると、このように思っております。

区長制度につきましては、長い歴史があり、多くの行政事務の補完的な役割を担っていただき、大変な貢献をしていただいたところでございます。また、地域住民と行政との大きなパイプ役にもなっていただき、私も今日までの状況を見ますときに、高く評価をしておるものでございます。

しかしながら、制度の発足から現在までの社会情勢の変化でありますとか、あるいは個人情報保護の観点から、委嘱業務を今日まで結果的に、段階的に縮小をしてきておるのもまた事実でございます。その反面、地域住民の代表でございます自治体及び相互扶助及び連帯感に基づきます自主的な、あるいは共同活動ということでのそういった活動内容は、地域の美化あるいは清掃、交通安全あるいは防犯・防災、あるいは青少年の健全育成、文化・体育活動、高齢者支援など多岐にわたっておりまして、地域社会に大いに貢献をされてきております。

今回の自治会制度への移行につきましては、地域コミュニティの推進には、自治活動の活性化が必要不可欠であると、このように認識いたしております。来年の4月からは、地域住民の代表者でございます自治会長として行政と協働のまちづくりを進めていただきたいと、このように考えております。

本年1月より開催いたしております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会におきまして、協働のまちづくりあるいは地域コミュニティの推進につきまして、直接住民の皆様方にも説明、お話をしておりますし、7月には市のホームページの中で、市長メッセージの中にも、一般市民全員が会員であり、自治会が基軸という骨組みを大切にしていくという基本的スタンスを述べておるところでございます。

来年4月からは、現在の行政区の設置や枠組みは変更はいたしません。これまで市から区長に委嘱していた業務については何ら変わりません。従来どおり、自治会へお願いをしたいと考えております。

今後は、コミュニティ活動を展開することによりまして、希薄になりつつある相互扶助の意識の向上を図るとともに、地域と行政が対等の立場で協働してまちづくりを推進していく住民自治、地域分権こそが21世紀のまちづくりに必要であると、これが基本になってくると、私は確信をいたしております。

詳細につきましては、各部長に回答させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 今の市長のご答弁の中でですね、まず地域包括支援センターのことで、運営協議会等からその直営への要望が出たというご回答がありましたけれども、なぜこういった諸団体のほうから直営にしてほしいという要望がなぜ出てきたのかということが1つと。

それから、地域包括支援センター、私はその直営は賛成なんですけども、委託先も委託を解消されるということについて反対はされていらないじゃないわけです。一番の問題は、さっき言ったように、雇用していた職員の問題なんです。現在、市では直営後の職員募集を行っていらっしゃるわけですが、現在までの応募状況というのはどのようになっていますか、まずこの2点、お答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域包括支援センター運営協議会の中でのご意見でございますけれども、将来の超高齢化社会を見据えたときにですね、これまで2法人に委託をしておいて、その2法人の職員の皆さんがさまざまな相談などを受け付けておられる中で、十分な対応ができていないのではないかというようなご意見なども寄せられたということでございます。

2点目の、現在の地域包括支援センターの直営の職員の応募状況につきましては、三、四名の方から申し出が今現在あっております。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） さっき部長おっしゃったように、これまで地域包括支援センターにおいて働いていたスタッフの方というのは、おっしゃったように、相談業務などで、高齢者とか、その家族の方と人間関係を既に構築されているわけですね。ですから、そのご協力を得るということは、利用者にとっても、また今そのスタッフの再雇用先で頭を悩ませてあるこれまでの委託先にとっても非常にいいことだと思います。で、市長も先ほど答弁の中でおっしゃいましたように、市民との協働ということをやっていますし、また今後将来のことを考えたときにですね、これまでご協力をいただいていたその委託先とできるだけ波風を立てずにソフトランディングしながら契約を解消するということは私は非常に重要だと思うんですが、市は、その現在働いているスタッフの継続雇用について、きちんとその今の委託先と協議を行うべきだったと思いますが、これからそういった協議を行う検討はできますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） これまで、平成18年度当初から、この地域包括支援センターを受ける業者、法人がなかった中で、この2法人がお受けをいただいた、そのことについては大変な感謝をしているところでございます。で、今回直営する方針決定に当たりましては、両法人と再三にわたりまして協議を重ねて、一定の理解を得たと判断したことから直営化に踏み切ったところでございます。

その中で、両法人からは、雇用されておる職員についての相談もありました。で、今回公募という形をしておりますので、そこに、大分県の教職員採用でいろいろあったことなどもござ

いますので、議員おっしゃいます、確かに人間関係というのは構築されておるということも理解をいたします。そういうことで、公募に応募をしていただきたいということでお話をしております。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 恐らくその公募に応募するかどうかというの、一番の最大のネックは、報酬というか、お給料の問題が恐らくネックになってですね、多分市の人件費というか、それではかなり今までの報酬より安くなるから、それに対して抵抗感を示されているのではないかと思いますけれども、やはりそういうことは、もう少しですね、丁寧に、今まで、さっきおっしゃったように、2 法人に関しては最初かなりご無理をしてお願いをしたという経緯があるので、やはりそこはきちんと人間関係を保ちながらやっていただくように、これからあと数カ月ありますけれども、その中でも、やはり市は最大限の協力をしてですね、委託先にできるだけそういったご迷惑をおかけしないような形で直営にしていっていただきたいと思います。

で、今直営にする、その地域包括支援センターの運営協議会の中から、なぜそういった直営にしなきゃいけないかという理由の一つとして、十分な対応ができていなかったという理由が上げられておりますけれども、民間で、例えば公的な施設を民間で運営するときに、例えばそういった十分な対応ができていない場合、本来市が指導に入るべきなんですが、市がそういったところでなかなか委託先に指導ができない、だから今回直営にしようということだと思うんですが。

ここでまた、ちょっと一回市長にお伺いをしたいんですけれども、民営化された都府楼保育所ではですね、現在障害児の入園は、保育士の経験不足を理由にして拒否されて、以前の都府楼保育所では考えられないことなんですが、現在障害児の数はゼロです。また、委託先の業者さんがですね、保護者との意見が合わない、こういったことを理由に児童の入園を拒否したという報告も私は受けております。移譲前に、私はこういったことを懸念事項として申し上げていましたけれども、残念ながらやはり今の結果になってしまいました。

これは、やはり、先ほど直営に戻す理由としておっしゃった、十分な対応ができていないという範疇に私は入ると思うんですけれども、その十分な対応ができていなかったという理由で直営に戻される地域包括支援センター、そして民営にして、今現在そういった十分な対応ができていないという保育所、これを踏まえた上でですね、市長の直営と民営、先ほどおっしゃいました理由は、いろいろるわかりますが、それを踏まえた上で、もう一度市長の直営と民営に対する考え方をお示してください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、民間委託あるいは直営等についての考え方については、これは昭和 62 年にさかのぼる考え方、これを踏襲をいたしております。民間委託につきましては、行政責任として実施しております事務事業につきまして、監督権と行政責任を果たす上で必要なものを留保した上で、そしてその処理を委託するものでございます。

行政は、公平性が一番でございます。包括支援センターにありましても、その機関が、病院であれ、福祉施設であれ、一般的に公に、その必要に応じて、その方の認知度あるいは介護の段階に応じて振り分けていくというふうなことが第一義的でございます。まさに、包括支援センターは、どこが受け手であろうと、そういった認識、そういった公平性に立つということが一番でございます。

そういった中で、その辺のところに問題があれば、これはもう一度原点から考え直して、全体の市民の皆様方の利益になるよう、そういった観点から、外部委託、直営で行うというふうなことにしておるわけでございます。

もう一つ。直営であれ、委託であれ、これは私は、よく民営であれば質が低下するとかそういったことが言われます。私は、ありません、そういったことはないというふうに思っております。その事象、事象によって、直営がいいのか、あるいは民間委託、外部委託のほうがいいのか、総合性の、今行政の責任の確保の問題、あるいは行政サービスの質の確保の問題、あるいは法令に適合しているかどうかというふうな問題、あるいは行政の民主制あるいは公正に確保されているかどうかというふうな問題、あるいは機密の保護が確保されるかどうかというふうな問題、そういったところを総合的に判断して、あるいは費用対効果の面におきましても、必ずしも民がすぐれておるとは思っておりません。行政の中で、そのことがそれ以上に確保されるというふうなことであれば、私は直営よりも、民間よりも直営をその場合は選択します。

その時折の状況、あるいは民間委託によって雇用の創出、例えば文化スポーツ振興財団にあってはそうです、雇用の創出を広く求めていくということ。すべて直営であるのが今ベターではないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） つまり民間に委託をしても、その監督権はやはり行政がきちんと持ってやるというご答弁だったと思います。

それで、ちょっとその件について後でまた聞きますけれども、環境厚生常任委員会において、その原田議員のですね、南保育所の民営化について指定管理者制度で対応することは検討されましたかという質問に対して、検討していないというふうにご回答されていますね。で、国では、この指定管理者制度を導入して以降ですね、委託ではなくて指定管理者制度を進めていきなさいということを自治体にも指導されていると思います。で、現在多くの自治体が、この保育所についても指定管理者制度への移行を始めています。その国の方針に逆行してまでですね、委託という制度を使うという理由は一体何なんでしょうか、これがまず1点。

で、2点目はですね、南保育所について、この12月議会に債務負担行為の補正予算が計上されています。で、この補正予算について、議会最終日に可否が決まったときに、議会が南保育所の民間委託に対して一定の判断を行ったということになるわけです。しかし、議会の議決を待たずに、市はもう既に委託先を募集されて、締め切っておられますよね。もしこの議会の意見を尊重するという姿勢があるのならば、まず債務負担行為に対する議会の議決を待って委託

先の募集を行うというのが私は順番ではないかと思います。なぜ6月か9月にこの補正予算を上げなかったのか、この2点についてお答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今回、南保育所を公設民営ということで、一部委託をする方針決定でございます。指定管理者制度を検討はいたしておりません。

2点目の債務負担行為の議決後に公募すべきではないかというお尋ねでございますが、南保育所の公設民営化につきましては、庁内で、まずは3月議会におきまして、南保育所の定員を60人から90人に議決をいただきました。当時、4月時点での入所児童数は約40人でありました。90人から見ますと半分以下でございます。そこで、まずはこの入所児童を増やすことに専念しようということで、4月以降努力をまいりまして、8月には約60人になりました。それで、60人、定員が90人で60人児童が入所している状況であれば、公募したときに応募者もあるのではないかと判断をしまして、9月に庁内で決定をし、そして進めてきたということでございます。

で、債務負担行為、最終日に議決をいただけたらと思っておりますが、議決をいただいてからしたのでは、全体が遅れて、目標の4月1日には間に合わないということを考えておりますので、すべてを同時進行で現在進めさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最初の1点目の指定管理者制度については、要するに全くその検討段階で俎上にも上がってこなかったということなんですかね。検討しなかったということはそういうことなのかなと。さっきの回答が、ちょっと余り意味がわからなかったんですけど、検討していないって、私はなぜ検討しなかったんですかという理由を聞いたんですけども、余り理解できなかったんですが。

それから、夏までにその入所数が増えたので、結局これぐらいに入所数が増えれば民間も引き受けてくれるだろうという判断を夏ごろになさって、それからじゃあ民間委託を決めたというふうに、2点目についてはご回答の内容をそういうふうに受け取ったんですけども、環境厚生常任委員会においてですね、先ほど市長は、昭和63年の行政改革大綱、これに基づいて、もともとその保育所の民間委託は決まっていたとおっしゃってましたが、南保育所の民営化については平成19年から具体的に計画をしていたというふうに常任委員会ではご回答されてますよね。で、それで私は考えていたんですけども、今のお話を聞きますと、夏に民間委託を決めたというふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 言葉足らずでございました。この保育所の民間委託につきましては、市長が申しましたように、昭和63年の行政改革大綱に上がっておる項目でございまして、第2次、第3次の行革大綱にも保育所の民間委託というのがうたわれております。ですから、

ベースとしては、常に行政はこの保育所については民間委託を常々検討をしておかなければいけないというベースがあるというふうに思っております。

それで、環境厚生常任委員会では、申されましたように、平成19年度、私は当時教育関係でございましたので、詳しくは承知しておりませんでしたが、当時の担当部長にはそういう指示をしておったということで引き継ぎを受けております。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） ベースはあったけれども、最終的なゴールを確信を持ったのが8月だったと、夏ごろにやっとその確信が持ったということだと思います。つまり数年前から計画はしていたということですね。

今度、同じように区長制度廃止についてなんですけれども、区長会においてですね、この区長制度廃止については、もう何年も前から行政では考えていたというふうなことを説明をされたやに私は聞いているんですけども、これは事実でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） その次に市長にご回答を求めようと思っていたんですけども。

確かに、先ほどおっしゃいました昭和63年の行政改革大綱から引き続き、この保育所の民営化ということは述べられていましたし、そして地域コミュニティについては、数年前から確かに議会においてもたくさんの質問が出ていました。しかし、議会とか市民に対してですね、具体的な言葉が出てきたのは、先ほどから申し上げておりますように、この秋なんですね。で、もし本当に何年も前から計画があって、来年実施をしようというふうに決めていたのなら、南保育所については、せめて1年前、ですから本当に8月に、ああ、これでいけるなというふうに考えたんだったら、来年の4月ではなくて、再来年の4月、つまりもう8月でいけるという段階から、その民間に委託をしますよということを発表しておく。

それから、区長制度廃止については、区長制度を廃止しますということを、二、三年前にはですね、少なくとも当事者に対しては言葉としてきちんと伝えておくべきではないかと私は思います。

国も、保育所の民営化については、保護者との協議に最低1年程度の時間をかけなさいということを指導していますし、自治会へ移行した多くの自治体は、区長制度廃止をうたってから、うたってからですよ、実際に文言としてうたってから、最低2年から3年の時間をかけています。で、冒頭申し上げましたように、私は制度変更についてすべてを反対しているわけではありません。拙速過ぎることが問題だと申し上げているんです。つまり民意の反映が余りにも不足していることが、今後市政運営、そしてひいては市長への反発につながるのではないかと私は懸念しているんです。

いまだに関係者の間には大きな混乱がありまして、感情論も含めて解決するのにこれから3

カ月というのは余りに時間がなさ過ぎると思います。この2つの制度変更についてですね、来年4月からの実施ということ強硬に打ち出すのではなくて、もう既に制度変更しますよということを出されたわけですから、もう少しコンセンサスをとって、丁寧な説明を、説明責任を果たして上で実施ということを検討はできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の保育所の問題からいきますと、一つの保育所を運営します上におきまして、大体1億3,000万円ほどかかります。で、外部委託しますと、すべての経費等々からしまして、1億円内でおさまります。約5,000万円ぐらい浮いてくると、差が出てくるというふうなことがございます。

それからもう一つは、学校給食の民間委託の例にとりますと、今5校委託をいたしております。1校当たりの委託費が1,100万円程度でございます。今直営で3,600万円ほどかかっております。単純に計算しまして、差額が2,400万円ほどございます。5校で1億2,000万円が、年次、一年一年浮いておると。サービスをほかの市民のほかの分野に振り向けておるといなのが状況です。

保育所につきましても、福祉全般、乳幼児の問題、あるいはいろいろ福祉の要望等がございます。これは、要望があろうとなかろうと、やらなきゃいかん部分はたくさんあります。

先ほどから申し上げておりますように、収入が増えてくるものはございません。わいてきません。その中を見直すことによってその差益を見出すということ、そのことによって新たな福祉のサービスに振り向けるということをやらなければ、太宰府市の行政運営は回っていきません。それこそ赤字になっていきます。絶えず、今福祉部長が言いましたように、外部委託、もっともっとほかに方法がないのかと、絶えず念頭に置きながら行政運営をしていく、予算化のときにも、予算編成時においてもそういった視点で行う、これは行政、為政者として当然であるというふうに思っております。

それからもう一点目の、行政区、コミュニティの問題にありましても、これは第四次の総合計画に既に打ち出しておったわけでございます、コミュニティづくり。そして、どうしても動かなかったと。だから、担当制を平成15年に、コミュニティ推進担当部長級を据えまして、なぜできないのかと。議会の皆さん方からもご指摘があったとおりです。もう総合計画も終わろうとしているのに、なぜコミュニティについては一向に進まないのか。実は、この行政区の見直しをしないことには、次には歩は進めないわけです。全体の見直しを行うということ、行政区を廃止するということではないですよ。44行政区はそのままの状態です。名前が変わったとしても、自治会となったとしても、あるいは今までの行政区でいいんです。そこを長として進めていただいていた行政区長と自治会会長との部分が、二面性がありました。行政区長のほうを横長にしましょうよと、縦の部分じゃなくて、協働のまちづくりをしていきましょうと。パートナーとしての考え方でございます。

そういった部分でございまして、平成15年の初めにも、担当部長がそれぞれの行政区に行

き、私も行きました。行政区に行って説明をいたしております。

また、今は、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会、平成20年1月から16回、ほぼ半数に向けてこの説明会をしてきております。そういった中においては、私も選挙で出ております、今お話がありましたように、なぜするのかというふうなことであります。しかしながら行政の首長としてやらなきゃいかん分野については、どんなに自分の状況があれ、前に進まなければいけないと、私はそう思っております。そのことについての評価は市民の皆さん方が後でしていただくもの。私は、俎上に上げ、百人委員会市民の皆さんと一緒に頑張ってつくり上げた総合計画を貫徹させていきたいと、次の50年、100年の行政のあり方、システムをつくり、そして市民と一緒にまちづくりをしていきたい、これでございます。したがって、平成21年4月については、時期は変えません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 非常に熱い決意を持っておられるなということは伝わったですけども、どうしてもですね、来年の実施をするということならば、この2つの制度変更以前のですね、制度変更する前の問題点をお伺いします。

まず、南保育所の一部の保護者なんですけども、以前移譲された都府楼保育所において、保護者と移譲先、そして行政の3者ですね、1年かけて協議して合意した、たった4つの契約があります。この4つの契約が現在すべてほごにされています。そして、それに対する、先ほど市長もおっしゃいましたが、監督権は行政に残っていると、だから指導はしてくださいねということで、行政に対してもその約束をしていたわけですが、行政も現在それに対して何ら指導ができていないという、その状況を見ています。で、南保育所の保護者にしてみたら、民間が経営すると、仮に今どんな約束をしていてもほごにされてしまうんだという実例が目の前にあるわけですから、行政が委託後も全く変わりませんよということを幾ら説明したところで、その言葉には説得力がありません。

ですから、次の民営化、まず都府楼保育所が終わってですね、次の南保育所の民営化を行う前に行政が行うべきことは、まず行政への信頼回復だと思います。先ほど市長の回答にもありましたように、監督権は行政にあるわけですから、南保育所に対してこの契約事項を履行するようにと、4つの契約事項ですから、これをきちんと守りなさいということを指導することはできますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 都府楼保育所を現在の法人に民間移譲した際に、法人と保護者と市とで3者協議会を設けて協議を進めてきたと。先ごろになりますが、保護者会から、この3者協議会についてはもうやめましょうというお話があったという報告を受けております。

しかしながら、平成18年4月に民間移譲した際にお約束があった3点、4点につきましては、全部ができておるわけではない、また後退もしておるというふう聞いております。で、行政の責任で指導ということでございますので、昨日も第3回目の南保育所保護者説明会をし

ましたが、同様な指摘を受けておりますので、出されました4点につきまして指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） では、これ、来年の3月の議会までにですね、4月にもし民間委託ということがどうしても進められるとしたら、どのように改善されたのかというのを、私はもう一度3月議会のほうでただしていきたいと思います。

では、先ほどの話に戻りますけども、区長制度の廃止になるその基本の自治会についてまず伺います。

例えばですね、現在その多くの分譲マンションにおきましては、名称はいろいろあるわけなんですけども、会長や会計、防災責任者、こういった既に自治会組織に近い組織を形成して、自分たちの管理組合としてそのマンションを運営しているわけです。自分たちの費用で運営しているわけなんですけど、既にこの基本となる組織を持つ管理組合を中心にですね、市のおっしゃるような自治会組織と同じような組織構成をして市に対して申請を行えば、これは現在の行政区から独立をして、新たな自治会として発足することはできるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それはできません。で、これは今の行政区の設置規程の中にもございます。

分区する場合にあっては、その関係のある行政区長、今で言う行政区長との協議が必要でございまして。その上に立って、市が判断することとございまして。そういったことで、軽々にはできないというふうなことからしてお答えをしておきます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 行政区のあり方について、新たな自治会をつくるという、「新たな」という言葉が非常に強調されてまして、市の考え方の基本的なことを私のほうから少し述べさせていただきたいと思います。

今ある区では、それぞれ規約を定められまして、そして区域内の住民により組織化をされております。そして、自主財源の確保、区費を集めたり、自主財源の確保をされながら、そして役員等の選出も民主的に行われております。で、意思決定についても、協議により、事業計画、予算計画なども総会に諮られ、民主的、公平的に運営をされていると。まさに、みずからの地域はみずからがつくっていくんだという、いわゆる地域自治、いわゆる自治会、新たに自治会をつくるということじゃなくて、今ある区をまさに自治会そのものだということで追認していこうという基本的な考え方でございまして、何か今区を、組織を再編したり、解体したり、新たな組織を組み入れたりというような基本的な考え方は持っておりません。今までどおり、区の組織を発展、活性化していきたいという思いでございまして。

これは、地域コミュニティづくり、校区での集まりの核組織として、コア組織ですね、核組織として、やはり区、自治会が重要な役割を担ってあるということを考えております。そして、そこに選出された区、自治会の会長さんが代表者であります。で、区長というのは、その

区から区長を推薦していただいて、市長が委嘱をしております。だから、基本的には、先ほど市長が言いましたように、二面性があるわけです。ただ、本市の場合については、区の代表である会長が区長として推薦されてくるという結果がありますので、イコールになっているということだけで、今までの自治会の代表者とこれからは対等な地域づくりを、皆さん一緒に協議してやっていこうという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） いや、私が今そのマンションを例に挙げて問題にしているのは、例えば大規模マンションになったりすると、もう100世帯、200世帯というような、極端なことを言えば白川の世帯数よりも多いような世帯数を持つようなマンションも、今後というか、もう既にあるんですけども、そういったところは、じゃあもう自分たちのマンションのことは自分たちが自治会組織つくって自分たちでやりたいよというふうに言うケースがもしかしたら今後出てくるんじゃないかと思います。で、私も幾つか調べてみましたが、先進自治体においてはですね、そういったところをやっぱり認めているところもあります。で、一定数、世帯数をということですね、例えば100世帯、200世帯以上とかという形で規定をつけてやっているところはあります。で、それは、やっぱり本人たちが自分たちでやりたいというふうに言って自治会を申請するわけですから、それこそ自分たちで自治がきちんとできるところじゃないかなと思うんですが、私が問題にしているのはですね、基本的にその規模、自治会の規模というのが今の行政区のまんまでいいのだろうかというところの検討が最初にきちんと行われたのかなということなんです。で、大規模行政区の場合、小さな行政区もありますけども、移行する段階では、多分現在のまんま移行するのが恐らく一番簡単にいくと思うんですが、今後ですね、大規模の自治会において、その自治会長が、今まで区長報酬でもらっていた同額のものをですね、自治会に私は報酬として要求できるとはとても思えませんし、自分たちで予算編成するときに、区長だけに報酬を与えるというような流れにはならず、実際に実動部隊である役員とか評議員の皆さんにも、じゃあ少しは報酬をやらんといかんよねというような流れに私はなるんじゃないかなというふうに思います。ですから、そういった報酬の面とかについてでもですね、やっぱり大規模なのか、そうじゃないのかとかということで、いろんな差異が出てくると思います。

で、今のまんまだと、行政区をそのまんまというふうにおっしゃいましたけど、住民自治をするに当たって理想的な規模というのは私あると思うんですね。で、自分たちが自分たちのことを自分たちでやるんですから、今までのように委嘱でやるわけじゃないですから、そうするとできる範囲というのは、やはり理想的な大きさというのはあると思いますけども、こういったことは、今はもう制度的に難しいでしょうけど、最初の段階での検討事項にはあったんじゃないかな。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それは、今までの行政区の中で絶えず出てきた問題です。例えば、多いところは2,000人から3,000人おるといふうなことで、あるいは境界のところ等について、合併したところもあります。あるいは、五条から五条台に行ったこともあります。吉松から青葉台のほうに編入した部分もございます。しかしながら、その自治っていいまいしょうかね、その一人一人が自由で、きままに、勝手にできるという問題ではありません。これは、今までもそうですし、今からもそうです。自治会という、44行政区については変わらないわけです。行政区もそのまま、ずっと今から先も残っていくんです。吉松であるとか、通古賀であるとか、44行政区は。ほんで、そこに新たな部分が出てきたとしても、そういった要望があったとしても、そこに所在する自治会との協議が必要であると、そこに編入しなければならないと。そこに転入してきたときは、あるいはそういったマンションが建ったときは、その自治会に属するというふうな考え方には変更はございません。その考え方でいきます。

今回の移行についても、1年目については、平成21年4月に基準日は置くけれども、そのそここの自治会によって、平成21年は組織づくり、それが4月に間に合うところ、あるいは6月、年度以降になるところ、それもいいんだというふうなことを言っているわけです。そして、2年目で正式に発足させていこうというなのが、段階的な考え方に立って、その自治の流れ、いろんな問題、課題が一樣ではありませんから、そこに合わせた形で着地していこうというふうな基本の考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もう時間がありませんけれども、確かにその自治会制度は50年という歴史がありますから、やはりそういった来年4月からいきなり実施というのはできない、それは多分市民の大きな混乱を呼ぶことになると思いますけれども、同様にやはり南保育所もですね、やはり今現在本当に混乱しているという状況があるわけですから、自治会に対して4月1日に、それから開始してって、1年間かけて、その再来年から実施ができますよと、だけど試行期間みたいな形で1年間やりますというふうなことをおっしゃっているわけですから、私が言いたいのは、やはりそこを強硬に進めるということについて、やはりそれは市民の反発を買うということが、私は、今後例えば市に対して、今までは協力をしようと思っていた市民の数を減らすだけではないかというふうに私は考えます。

ですから、これがもう悪い政策とか、政策の是非を言っているのではなくて、政策を進めるときにですね、やはりいま一度、もう一回立ちどまって、腰を据えて、市民の声、特にその当事者の声を聞いて、耳を傾けてくださるようになんかお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

私は、昨年4月の統一選挙におきまして、総合的な危機管理体制の整備で安全・安心のまちづくりを推進することを選挙公報に載せさせていただいております。

いつ発生するか予測できない自然災害や感染症、市民の身の回りの安心・安全を脅かす事件、事故の発生が絶えません。こうしたことから、昨年6月議会の代表質問でも、危機管理体制について取り上げさせていただきました。その折、市長は、総務省消防庁では、平成18年度から地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会を設置し、具体的な検討がなされている、これを参考にしながら、市民の安全を守るために総合的な危機管理体制について調査を行い、市民が安心して暮らせるようなまちづくりの推進に努力をしたいとの答弁をされています。

本年2月に、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会の報告が発表されています。その後の本市の進展についてお聞かせをください。

また、特に子供の安全確保についてお伺いをいたします。

一昨年、太宰府東中学校で不審者が出没したそうでございますが、その事実関係とその後の対応、取り組みについてお聞かせください。

次に、振り込め詐欺についてお聞きをいたします。

振り込め詐欺、いわゆるおれおれ詐欺などが社会問題化し始めました2004年から今日までの被害額は約1,277億円にも上るそうでございます。毎日約1億円の被害が発生しているとも言われております。最近、テレビでも振り込め詐欺防止のキャンペーンが行われております。特に政府は、年度内に定額給付金を実施しようとしております。こうしたことにつけ込んで、振り込め詐欺等がねらいをつけています。国もそうしたことに対応しようとしていますが、事務的な手続は各自治体が行わなければいけません。市として、こうした詐欺から市民の財産をどのようにして守ろうとしているのか、お聞かせをください。

次に、新型インフルエンザについてお聞きをいたします。

新型インフルエンザは、従来のものと違って人に免疫がないので、大流行のおそれがあると言われております。厚生労働省の試算によれば、国民の4人に1人が感染し、200万人が入院して、最悪の場合は64万人が亡くなるという試算をしております。これだけの患者を病院などが受け入れることは不可能に近いと言われております。

国も、こうしたことに対応するための行動計画改定案をまとめています。国民の意見を求めた上で、来年初めに正式決定をするとの報道もあっております。

市民は、新型インフルエンザについては、認識も薄いし、その対応策についてどうすればいいか余りわかっていないのが現状でございます。新型インフルエンザへの情報提供やその対応策について、市の施策についてお聞かせをください。

また、インフルエンザについてお尋ねをいたします。

本年3月議会で、インフルエンザの予防接種の有効性は世界的に認められており、我が国においても、発病防止や重症化防止に有効であることが確認をされています。こうしたことから、自治体においても幅広く予防接種の助成が行われ、本市にも実施を求めたところです。

市長は、インフルエンザの予防接種の署名が4,000名以上あり、実現に向けて努力をしているとの答弁をされました。その後の進捗状況についてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合的な危機管理体制についてのご質問でございます。

国レベルで総合的な危機管理体制の構築に関しまして、有識者等で構成いたします地方公共団体におけます総合的な危機管理体制の整備に関する検討会が開催されまして、今年2月に報告書が提出されたところでございます。都道府県におけますところの総合的な危機管理体制の整備について検討がなされておりますので、今後市町村に対します指導がなされるものと思っております。

本市の災害等の危機管理体制についてでございますが、地域防災計画で対応することとなっておりますけれども、風水害、震災対策などの自然災害が主な内容となっております。今後、総合的な危機管理体制の整備が必要であろうかと認識をいたしております。

重大な事故でありますとか、あるいは事件などを含めまして、地域防災計画を規定する必要があるため、国、県の動向を十分に踏まえまして、多種多様な危機管理体制をどのように整備をしていくのか、太宰府市の防災会議におきまして検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、子供の安全確保については、後ほど担当部長から回答をさせます。

次に、高齢者の振り込め詐欺についてご回答を申し上げます。

全国的な振り込め詐欺の被害拡大に伴いまして、振り込め詐欺につきましては、注意を喚起するために、市のホームページでありますとか、あるいは筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会が作成いたしました安全・安心まちづくり通信などにおきまして、被害防止の啓発でありますとかそういったところに取り組んでまいりました。広報「だざいふ」1月号の防犯専門官が掲載をいたしております防犯だよりにおきましても、手口と対策についての記事を掲載することといたしております。また、各地域の会合等におきまして、防犯専門官が出向きまして、講演を開催しているところでございます。

今後とも、啓発に努めていきたいと、このように考えております。

次に、ご質問の新型インフルエンザは、世界的大流行が間近に迫っていると言われておりま

す。国におきましては、行動計画が間もなく改定される状況でございまして、国あるいは県では、既にワクチンでありますとか、あるいは治療薬のタミフル等を備蓄を行っておられます。新型インフルエンザにつきましては、職員が正確な知識を持つことが出発点でございまして、発生したときにとるべき行動を今の段階で明確化しておくことが大変重要なことであると思っております。

そこで、まず組織体制をつくり上げることが肝要であると考えておりまして、新型インフルエンザ対策本部の設置でありますとか、あるいは行動計画の策定に向けまして、内部協議を開始しているところでございます。

発生したときの対応につきましては、福岡県、そして筑紫保健福祉環境事務所が窓口になりますので、連携を図りながら進めていく予定でございます。

次に、インフルエンザ予防接種への助成についてご回答を申し上げます。

ご質問の内容につきましては、本年3月議会で、努力したい、検討したいと回答をしたところでございます。その回答の中で申し上げましたのは、予防接種によります健康被害の発生を契機に疫学的な有効性の調査が行われた結果、流行を阻止することを積極的に肯定する研究データは十分に存在しないとして定期の予防接種の対象外となったということがございます。その後、高齢者へ接種したときの有効性が認められまして、平成13年から現行の65歳以上の人を対象としたものでございます。

予防接種は、安全性が第一に問われます。人の命にかかわることでございますので、このようなことを踏まえまして、国によります見直しが行われ、そして必要性が認められたときに対応をしていきたい、このように考えております。ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 2点目の子供の安全対策について、私のほうからご回答させていただきます。

ご質問の内容につきましては、平成18年3月上旬の登校時間に、太宰府東中学校の女子生徒が、校門付近におきまして、近づいてきた不審者から「遊ぼうよ」と何回も声をかけられるなどされたために、生徒は恐怖を感じて大声で叫んだことによりまして、不審者はその声に驚き、その場を立ち去ったというものでございます。

その対応といたしましては、直ちに警察に通報いたしまして、事情説明を行うとともに、警察、パトロールの強化依頼でありますとか、市の職員によります朝のパトロールの実施を行っております。

現在、各学校におきましては、学校安全管理マニュアルを作成をいたしておりますので、不審者対策や地震、火災等の対応あるいは登下校時の安全対策等を詳細に定めまして対応をいたしております。特に通学路の安全対策につきましては、学校だけでの対応が困難な状況もございまして、保護者や地域のボランティアの方々にご協力をいただきまして、通学路での立ち



番あるいは防犯パトロールの実施、腕章をつけての散歩、さらには営業などで市内を回ってあります郵便局あるいはタクシー会社の方々にも見守りををお願いをいたしまして、それぞれ各小・中学校におけますところの登下校時の安全確保を図っております。

また、市のほうでは、防犯専門官を位置づけておりますので、この専門官によります市内全域のパトロール、そして青色回転灯をつけた車両による巡回も行っております。

かけがえのない子供たちの命を守るためには、教育委員会、学校、警察あるいは特に保護者、地域の皆様との連携を図りながら、さらなる安全対策、安全確保を図ってまいります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 危機管理について、市長の答弁によりますと、必要であるということ、地域防災会議で検討をしていきたいということでございますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

で、その一つの中に、市長の答弁の中で、総務省の消防庁が今年発表したと、2月、それが県ほうに来てまして、県のほうは今後策定していくと思えますけども。今回この、確かに都道府県の部分ではあるんですが、この報告書を読む限りにおいては、市町村にも非常に参考になるっていいですか、この以下の報告においては、一応都道府県を念頭に置きますけども、この報告内容は、市町村の場合について検討する際にも有効であると、こういう形で書いてあります。

県のほうからどういう形でおりにくるかどうかわかりませんが、今回のこの内容を見ますと、非常に、太宰府市にどの程度の部分があるのかなという感じがするんですが、危機管理と言っても非常に幅が広うございます。物すごく広うございまして、今回この総務省が、言えなれば検討の対象とするイメージがあるわけですけども、自然災害、これはもう地域防災計画にもあるわけですけども、あと鉄道、それから武力攻撃、テロ、そして感染症と、こういう形を検討会の対象といたしております。

その中で、事案としていろいろあるわけですが、例えばJRの福知山線だとか、それから京都で起きたこの高病原性インフルエンザだとか、そういうようなことが対象になっておるわけでございます、平成17年の6月議会で私が、やはり同じような形で、総合的な危機管理体制について質問をさせていただきました。そのときに、今回のこの総務省が出している内容と、若干もう少しこの幅が広うございます、草加市というところが、危機管理、ちょっとこれ資料ですけど、草加市危機管理計画というのをつくっております。で、これを参考にしながら質問をさせていただいております。これは、160項目の項目がございまして、この計画の位置づけが、「災害対策基本法に規定する災害に対する計画は草加市地域防災計画として策定されている」、これはもうどの市町村も同じです。で、草加市の部分は、「この危機管理計画は、草加市地域防災計画を統括する計画として位置づける」ということで、一番上位に置いてあるわけですね。その中の一つとして地域防災計画があると。

で、これを見ましたら、物すごい、大変ボリュームがあるわけですが、これを一つ一つ説明しよりましたら時間がないので、まずそのときの質問の中で答弁がっております。で、私は、草加市の部分の質問をさせていただいたんですが、そのときの答弁ですよ、「総合的な危機管理体制等につきましては、先進地の事例もございまして、そうしたところの調査研究をいたしますとともに」、こういうようなことが答弁としてあるわけですが、そのときの先進地というのはどこのことを指して言ったのかどうか分かりませんが、この草加市のこの地域危機管理計画というものを先進地の一つとして私紹介させていただいたわけですが、この平成17年6月から今日まで、約3年過ぎているわけですが、どのようなこの先進地の調査をされたのか、そして危機管理体制の管理計画をつくろうとしているのか、その辺をちょっと最初にお聞きをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 実際に自治体を訪れて調査ということはやっておりませんけれども、インターネット等使いながら、いろいろな先進事例あるいは自治体の地域防災計画も公表されてますし、国のほうでもデータベース化されておりますので、見るができます。

その中で、先ほど市長も答弁いたしましたように、何が危機か、何がリスクなのかということが多種多様にわたります。それで、体系づけられておりますのは、先ほど報告しましたように、地域防災計画の中、それと国民保護計画、そういうものがあります。

で、今後については、地域防災計画に、自然災害が主なものになっておりますので、今議員がご指摘のように、重大な事件あるいは事故について、太宰府市にどのような可能性があるのか、そしてそれに対してどういう体制をとるべきなのかというのを体系づけていきたいと思っております。ただ、国も、平成18年、平成19年と今検討してあるように、総合的につきますとなかなか難しい部分がございますので、少し時間はかかっております。ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そりゃ、いろんなことを研究はされていると思いますが、私が今特に聞きたかったのは、この草加市の危機管理計画というのを平成16年9月に発表されて、このことを通して平成17年の6月議会で質問をさせていただいた、先進地として。そういうことで、言うなれば、議会で取り上げさせていただいたんですが、この草加市の危機管理計画には目を通されましたか、何か資料をとられたりして調査されましたかということをお聞きしたかったんです。

議会で質問してますので、やっぱりきちっと答えた分に関してはですね、やっぱりこちらのほうとして先進地の紹介をしておりますので、そういう答弁をされておりますので、まずその辺の確認をしておきたいということでございます。しとるかしてないかだけ。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私、昨年10月にこの担当になりまして、草加市の防災計画、そういう危機管理体制については私は確認をしておりません。申しわけございません。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 非常に参考になる内容でございますので、ぜひ検討の対象にさせていただきたいと思います。非常に、ここまでできればいいんだろうと思いますけども、危機とは何かという、そういう定義からずっとなされておきまして、市長が、やっぱり危機管理体制については必要であるという考えを示されましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

その中で、幾つか危機管理の中で項目を上げさせていただいて、細かいことをちょっと質問させていただきました。

で、まず子供の安全確保でございますが、太宰府東中学校で不審者が出没したということで、今部長のほうから答弁がありました。太宰府市におきまして、約20年ぐらい前になるかと思いますが、私のちょうど娘と同級生になりますけれども、当時小学校1年生の男の子が、児童が殺害されるという痛ましい事件も市内で発生をいたしております。こういうことを二度と繰り返してはならないということで取り組みをされておるわけでございます。

で、警察のこの福岡県の安全・安心まちづくりという報告書が出ております。こういう分厚いものでございますが、この中に警察活動のことが書いてありまして、警察活動が多発する犯罪に非常に追いつかないと、犯罪がもうあちこち起きています。で、昭和期では50%以上の検挙率があったと。しかし、平成14年には20%に落ち込んでいますというようなことがこの中に書いてあるわけですね。で、それは何を言いたいかというと、もう警察だけではなかなか手につきませんよと、そういうことで、地域の協力あるいは市町村の協力、いろんな協力が必要であるということだと思います。

で、協働のまちづくりの中で市長が、国対費に防犯防災委員会ですか、こういうことを設置しようということは、非常に私は時代になかった考え方だと思いますし、当然これから大いにやっていっていただきたいと思っておりますし。

これ、非常に今こういったボランティア団体の取り組みが、先ほど部長からもありましたように、かなり進んでおるそうです。平成15年から昨年までの4年間で約12倍、構成員が約13倍に、要するに急増したと。これは、日本全国の警察庁です。で、その中で、主な活動は、徒歩による防犯パトロール83%、通学路での子供の保護、誘導76%、これの2つが大きな柱となっておるということで、これはよその市町村も本市も同じような形でございます。

警察、地域のボランティアの人たちという構図が今描けるわけですが、うちは防犯専門員という形で巡回をされていらっしゃるんですけども、これは市民の方からの提案をいただいたんですので、皆さんにちょっと紹介をさせていただきたいと思いますが、先ほどの危機管理体制と同じでございます、いつ何が起きるかわからないという形の中で、その間を埋めるですね、

地域と、要するに警察、その間を埋めるものとして、この安心・安全まちづくりの推進の中にもありますけれども、民間の警備会社のこの設置等も防犯の役に立つというようなことがうたっています。で、言われる方は、ガードマンを、各学校という形じゃなくて、1組ぐらい設置をして、そして市内の小・中学校を巡回あるいは幼稚園・保育園を巡回するという形の中でやっていくとまた一つ効果が出るんじゃないかと、こういうような具体的な提案もされたわけですが、この穴埋めをするものとしてそのような考えが、財政上の問題もありますので、予算がどこまで確保できるかという問題もあるわけでしょうけれども、その辺のお考えはあるかどうか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりについては、大変重要な施策の一つだというふうに思っております。これは、清水議員からもご指摘がありましたように、地域だけ、あるいは警察署だけではできません。あらゆる地域コミュニティの中で地域力が低下しておるというふうな状況がございますので、その市域内の各行政区、自治会挙げて、この安全・安心については取り組む必要があるというふうに思っております。

太宰府市におきましては、防犯専門官の雇用もその一つでございます。本当に、日誌を見ておりますけれども、毎日バイクに乗って、雨の日も風の日も、雪の日であろうと回っていただいております。そして、つぶさに指摘事項を書いております。落書きの問題、あるいは登下校時の不備の問題等々、あるいはここではこういったことがあったというような報告等もいただいております。それに基づきまして、私どもは、その問題点、課題等々を各関係課に回すように、そして即時解決できるもの等については解決を図っておるような状況です。

で、行政でできます部分等については、例えば青色パトロールカーにつきましても、既に3台を設置をいたしています。市に置きますのが3台でありまして、それ以外の防犯関係者がお持ちの部分もございます。

そういった形の中で、私は、地域あるいは警察、学校等々、行政ももちろんでございます、やはり官民挙げてこの問題等については取り組んでいくことによって、パトロールをすることによって、あるいはそういった外に出ることによって抑止力になるというふうに思っております。ついで隊もそうであります。あの防犯、何といいましょうか、夜の10時から12時までに、補導連絡協議会の中でパトロールをしていただいております。私も、今最近は必ず出席するようにいたしております。そういった一つ一つの取り組みがそういった抑止力につながりますし、ひいては安全・安心のまちづくりにつながっていくものというふうに思っております。

市民の皆さん方、あるいは行政、議員の皆さん方もそうです、関心を持っていただくということ、そして行動をとっていただくということ、このことが私は大事だというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長がおっしゃっていることはもう十分承知して質問させていただいているわけですが、そういう形の中でおやりになってらっしゃると。そういうことで、警察と、そういう地域の防犯あるいは住民、そういう形の、この福岡県の安全・安心のまちづくりの推進に向けての報告書の中に、具体的な取り組みの一つとして、自主防犯対策、先ほど申し上げた、市長が言われた部分ですけど、を補完するための民間警備業の活用と、言うなりヤガードマンのことだろうと思うんですが、こういうこともこの中にあります。この具体的なことについて、難しいのかどうかですね、お答えをいただきたいと思ってますけども。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 民間の警備会社に委託する手法という提案がございましたけども、先ほど市長が申しましたように、本市の場合は、防犯専門官も毎日朝から夜まで巡回をしておりますし、先ほど申しましたように、地域のボランティアの方々総出でこういうふうな安全管理を行っておりますので、ご提案については、また今後の検討課題としていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） はい、わかりました。よろしくお願いします。

次にですね、振り込め詐欺についてお尋ねをしたいと思うんですが、これは行政がどこまで対応できるかということもあるわけでございますけども、先ほど、いろんな機関と連携をとりながらおやりになっていらっしゃると。

市長、お尋ねしますけども、これだけ振り込め詐欺が2004年から言われております。それでも、なおかつ被害が拡大しております。今年度の11月末で、福岡県で被害が548件、昨年の同期比の約1.3倍にはね上がっております。5億7,000万円、福岡県で。今年上半期の被害総額は、前年同期比の1.6倍の約167億円に上って、過去最悪のペースと、このように出ております。もう、私も思うんですが、これだけのことがマスコミで取り上げられながら、なおかつ被害が発生すると。なぜかと。そういう面において、市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかなと、そっから対策が、行政としてできる範囲があるのかどうかですね、今おやりになってらっしゃる部分で十分なのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは、心理的なものを巧みに、人の弱みを利用したといいいましょか、悪らつな私は犯罪であるというふうに思っております。人の心をもてあそぶというふうなこと等については、厳罰に処するというふうな形の中でいく必要があると。

しかしながら、今ご指摘のように、どういった対策をとっても、そのことがいまだにやまないと、減らないということについては、やはりそこに弱みがある、かわいい、孫がかわいい、子供がかわいいというふうなところをついてのやはり犯罪。だから、そういった面を日々から、これも危機管理だと思いますけれども、特に一人世帯の老人、高齢者の皆さん方であるとか、そういった形については、やはり戸別訪問であるとか、いろんな形で行い、日々そういった訓練といいいましょか、そういった啓発を行っていくというふうなことが大事だという

ふうに思っております。

あるいは、刑罰的には、やはりあらゆる検挙をし、そして刑法の改正を行うぐらい、厳罰に処するぐらいの、今の刑法の罪刑も見直すぐらいのことが必要ではないかなというふうに思っております。

一番は、そういったことがないような社会をつくり上げるということが大事なことであり、というふうに思っております。モラルをもっともっと高めていく取り組みを、私ども社会教育の中で、全般的な啓発の中で、そういった心に触れる取り組みといたしましうか、善悪の部分、小・中学校の教育の部分あるいは家庭教育の分野からきちっと行っていくことが肝要ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 非常に難しい問題だと思います。ただ、その、今市長がおっしゃってました部分は、この振り込め詐欺も最近では手が込んできましてですね、最初はおれおれ詐欺だったと。で、最近では架空請求詐欺というのが何かあったり、あるいは融資保証金詐欺とかあったり、それから還付金詐欺とか、こういう形で、このいろんなタイプの手口が今あるそうでございます。で、被害も、女性の高齢者の方が多かったわけですが、最近では若者もそういった形の中で詐欺に遭っていると。

1つ、この振り込め詐欺をやったこの犯人が、なぜそういうことをやったかという、やっぱり報道をすると。詐欺で、こういう詐欺をやったと、それで何千万円とられたとか、何百万円とられたと。その報道を見て、これならおれもやれると思ってやったという、そういう口実も出ているわけですね。ですから、私は、何だかんだいいながら、やっぱり、まずは市民の防犯力が一番だと思います。でも、やはりこういう、今言った状況でしたので、警察が、今年の10月、振り込め詐欺撲滅強化推進期間ということでやったそうですけど、これはかなりやっぱり効果があったといったことが報告をされております。地域によっても、だまされやすい地域とだまされにくい地域があつて、大阪はなかなかこの被害に遭う方は少ないということで、人の気質もあるというふうなことが警察庁のホームページに載っているそうでございます。

そこでですね、当然次のこの手口を考えてこうとしているのが、この定額給付金ですね、市町村が事務をやるわけですが。総務省のホームページからとったんですけども、もう既に総務省を名乗って、この定額給付金のことについて電話等があるというようなこともあっております。

これも一つの危機管理の一つだと思うんですけども、市としては、どうやって支給するかとか、そういう形の中で、一生懸命そっちのほうに頭が行かれていますと思いますけども、こういったことの対策、対応というものは当然考えなきゃいけないと思うんですが、その辺の危機管理についてどのように考えていらっしゃるか聞かせていただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今県のほうからですね、いろいろと給付金につきましては、説明会があ

ったり、それに対して市町村としてどういう疑問があるのか、どういう問題があるのかという  
ような調書づくりをされている最中でございまして、県の指導によりますと、まずは口座振替  
を優先的にしなさいと。それも、水道料金、それから電気料金等の口座振替をしている通帳が  
好ましいと、そういう写しをつけたほうがいいのか、そういう指導がされてますので、まずは  
その方法で検討していきたい、まずはそういう被害に遭わないような方法を検討していきたい  
というふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしくをお願いします。

次にですね、これは後ほどまた質問があるかと思いますが、新型インフルエンザについてち  
よっとお尋ねしたいと思います。

これ、感染症の問題です。危機管理の問題の大きな問題ですが、私が質問通告しましてです  
ね、しましたら、昨日NHKでこの新型インフルエンザについてのテレビの1時間番組が、  
30分かな、おとといも違う番組で1時間、その前の日もあってました。この新型インフルエン  
ザについて、非常に最近マスコミがいろんな形で報道をいたしております。

私も、今回そういうマスコミを、質問をしたということもありまして、その報道等も見させ  
ていただいたんですが、私が認識している以上にこの新型インフルエンザというのは非常に怖  
いと思いました。まだ実際には発生をしておりません。で、しかし、過去はもうそういう形で  
発生をした事例があるということでございます。

で、11月ですか、国が行動計画改定案というものを作成して発表したと。今までは、どちら  
かということ、水際作戦、要するに入ってくることを阻止をするということが主力だったんです  
が、今回の改定案においては、もし感染された場合にどうなるかという形で改定案がなされ  
て、これから、これは来年の4月ですか、最終的に決めるという話でございますけども、私も  
いろんな、このテレビとかそういうことを見ながら感じたんですが、この新型インフルエンザ  
とは何ぞやということなんですけども、まずその辺を、市民がどの程度ご存じであるのか、そ  
の辺が、この怖さというものを本当に知っているのか、そういうことをまず私はきちっと、こ  
れは筑紫保健福祉環境事務所等ということでお話があっておりますけれども、どのような形で  
ですね、やっぱり市民にお知らせをしていくのか。テレビで見た人はある程度はわかるかと思  
いますけども、私もこの質問の通告してなかったら、恐らくそのテレビの番組は見てなかった  
と思っているわけですが、きちっとやっぱり情報を提供していく必要がある、このように思っ  
ております。

で、もう既に、昨日のNHKによりますと、1917年にスペインで、スペイン風邪というんで  
すかね、起きたということで、約4,000万人の人が感染して、日本でも30万人以上の人が亡く  
なったというようなことも報道されておりました。で、大体10年から40年の周期でこのインフ  
ルエンザが発生するだろうということで、過去3回あるそうです。今言ったスペイン、それか  
らアジアで香港風邪。この香港風邪というのが1968年、ちょうど今年がそれから40年目になる

と。で、そういう周産期にも当てはまっているということが一つの今回の大きな報道の原因になってます。

もう一つは、やっぱりそういう事例がもうあるということであるわけですが、とにかくこの新型インフルエンザとは何ぞやということを市民がどこまで知っているのか、その辺は市としてどのように考えておられるのかですね、これは部長の答弁になるのかなと思いますけども。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市民の周知につきましては、せんだって市政だよりで広報をしたところでございますが、市民の認知度は、具体的には把握はいたしておりません。しかしながら、議員おっしゃいますように、近ごろマスコミ報道が、盛んにこの新型インフルエンザを報道をしていることに私も非常に危機感を覚えておるところでございます。せんだって、ある新聞にも、一面を割いてカラー写真で載せておりました。

そういったことから、庁内におきましては、せんだっての部長会議で、全職員周知ということで、この新型インフルエンザに対する、まず職員自身の学習ということで、周知をしたところでございます。

また、去る9月6日には、春日市にございます自衛隊の福岡病院で筑紫保健福祉環境事務所、筑紫医師会、筑紫地区の各市町、消防本部、自衛隊福岡病院の合計約400人によります医療対応訓練というのも実施をされ、職員が参加をいたしております。

11月になりまして、福岡県の主催によります業務継続についての研修会がございまして、これにも参加をいたしております。

さらに、筑紫保健福祉環境事務所によりまして、筑紫地区の職員対象に研修会が2回実施をされまして、これら合計をしまして、太宰府市の職員、全課から参加を下さいという指示をしまして、現在まで45名が参加をいたしております。

年が明けますと、全職員を対象に、数度に分けて職員研修をしたいということで考えております。

そういったところから、まず職員自身がこの危機管理について情報を、正確な情報を得るところから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 昨日のNHKによりますと、京築の保健所というのが、行橋のほうですか、あそこの保健所が、言うなればシミュレーションをしてですね、ベッドの確保だとか、もし発症した場合に何が必要だとか、いろんなことで取り組みを行われておりました。で、テレビの中での紹介ですが、厚生労働省にこういった京築保健所の動きについてどうかということをお願い合わせて、NHKは問い合わせたそうですけど、画期的な取り組みだと、初めてだと、全国でですね、そういうなこともおっしゃっておりました。

昨日、福岡県の県議会でも、この新型インフルエンザの問題について質問があっておりま



す。で、市のほうとしてどのように対応しているのかわかりませんが、福岡県の昨日のニュースによりますと、知事は、もし感染した場合は100万人と、100万人感染するだろうという見方をしております。これは、国の4人に1人かかるという、こういう形での単純計算だと思えますけれども、そういう想定の中で、現在対応できる医療機関が50だと、福岡県内で、このようなことの答弁があっておりまして、紹介が流れました。50の医療機関で100万人となってくると、1つの医療機関に2万人で、どういう、想定がちょっとできないような状況なんですけど、大パニックが起きますね。そういうこともあわせてテレビでも言っていたわけですけども。

市のほうとして、そういった医療機関あるいはもし発症した場合という形で考えていったときに、どう市民が取り組むのか。例えばですよ、インフルエンザ、新型インフルエンザにかかったというのは市民はわからんわけですよ。熱がある、風邪ひいたんじゃないかって当然最初は思います。そういうことで、最初はここからスタートするわけですが、やはりこれの、新型インフルエンザの怖さというものを知ると、少しはやっぱり対応が違ってくるかなという感じもします。

それで、いろんな形の中で、マスクをきなさいとか、あるいはゴーグルというんですか、目からも入ってくるということで、これを用意しときなさいとか、さまざまな形で2週間分の備蓄を用意しときなさいとか、いろんな形があるわけですが、私がまず一番お聞きしたいのは、まずインフルエンザにかかったなと思ったら、病院に行っただめだと、保健所に連絡しなさいと。で、病院に行ったら感染が広がりますので。そういう形で、市民がそんなことわかるのかどうかということ。その保健所に電話しなさいって、保健所の電話番号だってわからないわけですよ。これ、どういう形でお知らせしていくんだろうかということも1つあるわけですが、行動計画をつくるということでございますので、そういうことも含まれていると思うんですが。

当面は、ただこれは、もう3日単位ですね、テレビ見ますと、広がりが。すぐぱっと発症、感染はすぐするそうですが、発症するまでがちょっと時間がかかると。その期間に広がるという形で、これはもう連鎖方式という形でないけど、ドミノというんですか、そういう形の中で怖いという形が今あちこちで報道されているんだらうと思うんですが、そういった対応について、今後考えていかれるだらうと思うんですが、その辺ちょっとお聞かせいただければと思っています。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） インフルエンザの対策本部の設置あるいは行動計画の策定に向けまして、これは今月から始めたところでございます。で、年を明けますと、早急に立ち上げをしていかなければならないというふうに思っておりますが、そういった、議員が申されます病院がどれくらいあるのかなども想定をしまして、大体筑紫保健福祉環境事務所のほうでは、太宰府市で何人ぐらい罹患し、何人ぐらい病院に行つてというようなシミュレーションはされてお

りますので、それらに対応できる対策本部というのをつくっていかねばならないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 濟いせん、最後ですが、ひとつ行動計画をしっかりとつくってですね、市民の安全を求めていますと思います。

最後に、インフルエンザ予防接種の助成について、市長のほうから答弁がありましたけども、インフルエンザ予防接種を打って安全であるという確認がとれば助成をするということの答弁だったんですが、それでよろしいですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） はい、そのように考えております。

○13番（清水章一議員） 私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） まず、1項目について、再三質問いたしておりました健康保険問題についてです。

税金の滞納により国民健康保険証未交付世帯の中で、乳幼児、児童・生徒、18歳未満に達する対象者に健康保険証の交付を要求したいと思っております。

太宰府市も、厚生労働省平成20年10月30日付通達に基づいて対応されていると思いますが、国会では、中学生以下を救済するとの法律が今国会で成立をいたしました。自治体によっては、18歳まで健康保険証の交付を行う自治体があります。太宰府市では、平成20年9月15日現在、国保加入世帯は9,817世帯に対して1,127滞納世帯があり、約11%になっております。短期健康保険証交付世帯は527、そのうち資格証明書の発行は7世帯であり、そのうち中学生以下の児童・生徒の総数は、9月15日時点では73名でありましたが、12月9日現在46名となっております。

また、保険証を納税相談に応じない場合に受け取らない世帯預かり分、552世帯になっておりますが、この世帯の中にも対象の子供たちも含まれていると思います。

さまざまな理由があると思いますが、安心して児童・生徒が医療や修学旅行に行けるような配慮が必要と思われます。また、児童・生徒の保険証交付によって収納率の向上にもつながると思いますが、市長の回答を求めます。

2 項目めは、後期高齢者医療制度には反対ですが、制度上、普通徴収対象者、月年金額1万5,000円未満の方や、無年金者の方々が滞納した場合について、後期高齢者医療証を交付しないという法律が施行されます。後期高齢者医療制度ができるまでは、75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることが法律で禁止されていました。市の平成20年度後期高齢者医療制度特別会計予算では、普通徴収保険料は1億3,106万8,000円となっています。この対象者は1,995人となっており、そのうち無年金者数は、具体的には把握できませんが、738人と予算特別委員会に報告されております。

来年度からは、予算編成に対して、社会保険等の被扶養者も予算編成に組み込まれるようになりますが、子供の援助もなく、働くこともできない、わずかな年金生活をしている高齢者を初め無年金者に対して、厚生労働大臣も本当に困っている人に温かい手を差し伸べる必要があると答えていますが、滞納者から後期高齢者医療証を取り上げ、資格証明の発行で医療機関に現金支払いになれば、病気になりがちな高齢者を医療制度から排除する結果になります。太宰府市はどのように対応を考えているのか、回答を求めます。

最後の質問は、世論調査でも大変な批判がある政府の定額給付金についてです。所得制限なしに給付する、景気対策といって、年度内の給付を、来年度に給付を行うことですが、自治体には大変な業務が押しつけられます。太宰府市の人口約6万7,000人で、約2万6,000世帯の方々に、申請書の郵送や交付の方法等で、事務の増大を初め、給付対象者のさまざまな生活実態があり、給付金が届かない状況も考えられます。その窓口として、どの部署が担当し、問題解決に当たるのか。

また、政府は2兆円の給付財源を、3年後には消費税を引き上げると言っています。現在でさえ、消費税の売り上げの一部分を差し引き、5%を課税されます。そのうち地方消費税交付金として、県や地方自治体の配分は、25%は福岡県分を差し引いて、太宰府市に交付金として、本年度5億3,580万円計上されておりますが、消費税が引き上げられた場合、市民にその負担が大きくなるのしかかってくることは明らかです。

今回、1回切りの定額給付金総額は、太宰府市で約9億円を超えると考えられます。私は、こういう給付金制度を改めて別な使い道にすべきと考えておりますが、市の今後の対応について、給付金対策について回答を求めます。

再質問については、自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国民健康保険滞納世帯に対する保険証の交付についてお答えを申し上げます。

現在、保険証の交付を受けていない中学生以下のお子さんの総数は46人となっております。このたび、厚生労働省の通達に基づきまして、検討を行い、義務教育以下の子供さんの短期保険証を交付する方向で事務手続を進めております。

また、収納率の向上につながる行政施策につきましては、納期内納付ができずに滞納となっ

た場合、あるいは収納対策の基本は滞納者との面接だと考えております。滞納の状況あるいは家族の状況、家計の状況等をお聞きいたしまして、納税相談を受けながら個別に対応してまいりたい。なお、この背景、前提には、やはりご指摘のように、私の言葉で言います仁というふうなこと、本当に困っている人等については、私はこの趣旨にかなうようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国もですね、そういう中学生という形での健康保険証がないというのは余りにもという形で、全会一致で国会で成立をしたところですが、この問題、以前も質問したことがあります、なぜ18歳と言いましたかといいますと、修学旅行で、当然高校生も健康保険証を持参するようと言われたときに、一番悩むのがやっぱりそういう家庭の事情で、最後の高校生活で、健康保険証を持ってこいと言われたときにないという家庭もあるんですね。ところが、この太宰府市の場合、今市長も、46人、市が当初よりもですね、73名を、努力もいただいて、46名になっておりますが、預かり分の中にもまだあるんじゃないかと思います。

ところが、今税務課の職員を私見ておまして、本当に努力はしていただいて、県下の中でも徴収率もいいんですが、やはりこの資格証明書も、県下の中でも一番まだ少ない状況です。それも評価もします。ところが、やはり納税相談のときにはですね、国民健康保険1本だけじゃないんですね。やはり固定資産税、市民税がどうなっているのか、上下水道料金がどうなっているのか、保育料がどうなっているのか、全体的なやはり行政把握はされているんですよ。そういう状況の中で、国民健康保険を、1万円か2万円持ってきたからといってすぐ保険証を出せるわけじゃないわけですね。だから、機構がぴしっとそういう形で、滞納、収納率向上という問題があるんですが、今後は、国民健康保険、今そういう対象者については無条件ですね、市民税や固定資産税のある人もあります、下水道料金も滞納になっておる方もあります、保育料の滞納になっている方もありますが、無条件でまず6カ月の短期保険証を出されるのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは、福祉というふうな側面と、それから特別権力関係であります税の公平性というふうな観点から、二面からあらうと思います。ただ、この保険証の交付にありましては、原課が46名というふうな数字はありますけれども、直接現場主義と、世帯に出向き、そしてその生活実態を把握し、そして本当にその人に応じた、担税力に応じた納税のあり方等々をきちっと相談することによって、その人の担税力によって納める意思、信頼関係が私は必要だというふうに思います。無制限に、これは前提を置かずに行った場合については、本当に払おうとしている人、払っている人、困ってでも払っている人に対する不公平にもなろうかと思えます。ただし、本当に実態調査と聞き取り調査をし、今現在どうしても払えないというふうな方もいらっしゃると思います。そういった方々までその人に応じた形が、お金が入ってないから保険証の短期も出さないというふうなことにはならないというふうに思っております。そこ等に

については、行政と納税者である、あるいは被保険者である世帯の信頼関係の構築をしていく必要があると。現にそこに困った方がおれば、これは先ほどの質問の中にもいろいろありました。危機管理だって、やはりそういった側面から超法規的に対処しなきゃならん状況もケースとしては出てくるというふうに思います。いろんな形を想定して、そこには人の温かさというふうな部分、本当に今ご指摘のあった疎外感を感じるような、自分だけ、何というか、保険証がなかったがために、生涯、その人が大人になって卑屈な気持ちを持ち続けるというようなことがあってもならないというふうに思います。そのためにも現場をきちっと踏んで、面接をしながら対応に努力していくと、最善を尽くしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 内部的な問題ではですね、納税者の接触を図るための方策、それから徴収体制の強化、督促訪問の強化体制、その他の資格証明書の発行基準という内部的な取り扱い文書があることはよくわかりますが、やはり市長が言いますように、それぞれの世帯の中にいろんなさまざまなですね、条件もあると思うんですね。見た感じは大変裕福そうに見えるけど、多重債務になってみたり、さまざまな形で払えないという状況もあると思うんですが、やはりそういう状況の中でどうその世帯に訪問をし、実態を調査するかということも最優先していただきたいなと。

それからもう一つはですね、やはり市長として思いやりのあるような部分もとっていただきたいと思うんですが、出産した、そして出産育児一時金も引き上げられそうになるわけですが、そういう資格証明書を発行して全額出して、後から健康保険払った場合にはお医者代全部返って、7割分返ってきますよ、高額療養費も申請すれば返ってきますよという部分が出てくるわけですが、どの範囲までを税に振り分けられようとするのか、本人の意思に任せようとするのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的にはケース・バイ・ケースだと思います。基本的には、やはり債権、債務があれば、そのことについては担保する、そのことについてお支払いをしていただくということについては基本であろうというふうに思います。現実問題として、出産をした場合等についてはお金が要るわけでございます。そういった中で、日常の1カ月、2カ月だけではなく、1年間通してぐらいの生活状況を見れば、その辺のところはプロですからわかると思います。その人に応じた形の中でしゃにむにこの三十数万円の部分があるから全部税のほうに換価するというような形は、今もそれは考えてないと思います。ケース・バイ・ケースの中で判断させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 連日のようにこれだけ大企業がリストラ、臨時雇用、短期雇用者が解雇され、新聞紙上になっておりまして、今後国民健康保険の加入に相当加入してくると思うんですね。そうすると、国民健康保険財政も不安定になります。そういう状況の中で、また滞納

の問題も出てきます。私も前回は質問しておりましたが、今太宰府市ではどうしても税務課の状況の中で納税相談できるような状況じゃないんですね。だから、やはり滞納した人たちが、子供が病気になった、何とかお医者に行きたいけどこんなに金がかかると。皆さん、病院に行かれて診察料払い、医療費の3割分というのはそんなに高くなくても、逆に薬代が高い場合もあるんですね。だから、本当に医療費の負担というのは大変な状況なんです、そういう状況の中で何とか健康保険証をぜひ太宰府市からいただきたいという中で、今中学生以下についてはそういう状況になりますが、65歳未満の方もあったり若人の部分はあったり、本当に収入の少ない人たちが滞納になった場合、今4人家族でこんな例を出したら申しわけないんですが、大体生活保護4人では税金も何もかも含めて大体350万円ぐらいになる状況なんです。この収入を申告すると、大体年間に国民健康保険とそれから国民年金だとか市民税と合わせると80万円近い税金になるわけです。そういう格差もあって、いろいろあるんですが、やはり税金の重さ、税金の必要さ、税金で成り立っている自治体の仕組み、こういうものをゆっくりと話し合える場所もですね、考えていただきたい。こういう形で、健康保険についてもですね、国が、中学生以下ということですが、状況によっては18歳も考えてもいただけると、修学旅行なんかの理由があればですね。それとか、特別に成人に達してない子供たちが高額な医療費が負担できずに将来私どもの老後を責任を持つ未来あるですね、子供たちのためにも、配慮ある国民健康保険行政をとっていただきたいなということを考えておりますが、何とかですね、窓口でトラブルのないような方法はぜひ来年度検討いただけませんか。その辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いろいろな側面で改善改革を行っております。平成21年4月からは、従来税務一本で賦課徴収やっておりましたけれども、これは繰り返しのポジションをまた戻すというような形になるんですけれども、原課に賦課も戻し、そして一体的に判断できるような形でもっての行政の執行を変えるようにいたしております。どんなに執行体制が変わったとしても、やはり基本は職員の市民に対する目線、そこには現場に行き行って考えるということ、46名、100名内外等々については、その中でもこの世帯については当然行かなきゃならんというような部分は職業観でわかるはずであります。そういったことを通して、必要に応じて世帯に訪問して話し込むと、その中での結論づけをやると。片や、生活そのものはある程度ぜいたくをしながら、そして税を払ってないというふうなケースもあります。こういったケースは、私は強硬な姿勢っていいでしょうか、公平の負担から見ても許すことはできない。そういった姿勢で、本当に困ってらっしゃる方、あるいは困ってないのに払おうとしてない方については識別していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、担当部ではですね、具体的に納税相談の状況だとか訪問した結果だとか、本人が病気になって、その後仕事がなく収入がないという把握もされて、窓口は適

切に管理はされて指導もしていただいていることはよく知っています。ただし、やはり税金を払っていないというのは、それなりに市民としても申しわけないと思うんですよね。その中でトラブル、そういう状況も、市長が言うように訪問して実態を見る、そういう状況についても税務課の職員、大変だと思うんですが、やはりきちっとした対応もですね、今後国保業務の部分については機構改革によって変わろうとしてますが、何らかの形でやっぱり来た市民、滞納者であっても市民ですから、市長が言うように優雅な生活をして税金を払わないという方についてのペナルティーはあってもいいと思います。所得を調べて、生命保険の加入がどうなのかというような生命保険も押さえたことも何度もあると思いますし、競売もしたこともありますので、その辺はよく理解できますが、今後本当に子供たちのために考えていただいて、やはり対応していただきたい。

ところが、今のところ、大変努力をいただいておりますが、この46名の方々には健康保険証を内容証明で郵送されるのかどうか、窓口に取りに来なさいと指導するのか、最後にこの1点だけを回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 交付手続の時期と方法につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

12月の下旬に該当者へ通知をしたいと思っております。そして、1月から交付を始めると。方法は、来庁していただきまして、納税相談の中で実情を再度把握をさせていただき、制度への理解、納税への努力をお約束をさせていただいた中で、6カ月の短期証を交付したいと、こういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変今部長も努力もされておられると思うんですが、やはり来てください、納税相談に応じてください、6カ月の保険証渡しますよと言われるとね。そこなんですよ。私が言っているのは、もう法律で決まって納税相談があるんだけど、あなたにはこれだけの滞納があると。ただし、健康保険証をお子さんが安心して病院にかかれるように郵送しますので、6カ月間の短期証、本来は1年間出してほしいんですが法律で6カ月ですが、送った後、あなたにはこれだけの税金の滞納があるんですが、納税相談に健康保険証を先に渡して、そして来ていただけませんかというような方法をとると、あなたのお子さんには健康保険証をお渡ししますが納税相談に来てくださいというと、そこにまず行政の思いやりがあるかないか出てくるんですが、この辺を変えることは執行部でもう少し内部検討をいただけませんか。私としてはそういうふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 場合によっては、今武藤議員の言われること、大事だと思うんですね、姿勢として。私は事前に46名の方、通知の前に訪問すべきだというふうに思っております。びつくりされるかもしれませんが、そういった中で報告をいった理由というふうなことで、今か

らの行政はそうあるべきだというふうに思っております。職員の人的なもの等もあります。しかしながら、本当の血の通った行政を行うためには、その辺の汗をかかなきゃいかんというような思いでございます。そして、見きわめて、対面すればわかります。その状況等がわかります。本当にその場限りでやられているのかどうか、本当にその人の立場になり、そしてなおかつ私どもの行政の執行というふうな面からの見きわめをきちっとさせていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私どもの考え方と行政の考え方のずれもありますけど、私のほうのお願いしていることについても、道理も通る部分もあると思うんですね。やはり行政として対応すべきことについては、思いやりのある対応をやっていただきたいと思います。

2点目の問題についてですが、まずご回答いただければ、それから質問させていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 後期高齢者医療におけます滞納者への医療証についてお答え申し上げます。

まず、後期高齢者の滞納の実態についてでございますけれども、10月末で納期限分までの未納者数でございますが、272人となっております。本年4月から新たに創設されました後期高齢者医療制度では、長期滞納者に対して国民健康保険と同様に被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとなっております。

この決定は、制度を運営しております広域連合が行いますけれども、対象が高齢者であることを十分に考慮し、慎重に行われるべきだと考えております。資格証明書の交付に至らないように、生活の実態把握に努め、特別な事情に該当しないかなど、あらゆる救済制度を活用し、そして広域連合と十分協議をしながら、必要な医療が制限されることがないように、丁寧な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう広域連合で太宰府市を代表して市長が議員になっていただいているんですが、無年金者、今後また増えていくと思いますね。若い人たちのこういう職業がない、学校卒業しても就職がない中で、月1万4,000円近くの国民年金が払えない。あってもパートだという状況の中で社会保険もない状況の中ですが、今でさえ738人の無年金者の中で272名の方がはっきり言って滞納になつとれば、来年の高齢者医療証が本人の手元に届かないとなってきますと、老健施設に入院している、医療施設に入院している人たちが追い出されることになる、医療難民が出るという状況ですよ。先ほども言ったように、子供たちも大事ですが、今日の世の中をつくっていただいたお年寄りが医療が受けられない、施設にいられないという状況は、やはりなくさなきゃならないと思うんですね。そういう保険料としては年間6万円そこそこですよ。所得制限で、均等割、平等割でいくとですね。ところが、年間18万円以下の中で半分以下が後期高齢者保険料となってくるとね、生活が先か保険料が先かになっ

てくると、やっぱり生活、そういう状況になると思うんですが、この実態の把握をして、やはり広域連合の中でも論議もしてほしいんですが、市独自で実態把握に努めて保険証を、医療証を渡せるような、本来もとの制度に戻していただきたいんですが、そういう国会で私ども政党間を出しておりますが、まだ結論出ておりませんが、広域連合の議員としてあと二年延長になりました市長に、やはり市民の高齢者に対する、この取り上げられたときに出てくるさまざまな影響というのは大変な状況が発生が予想されますので、その辺、担当部にも実態がどうか、資格証明書よりもやはり医療証を発行できるような状況を検討していただくかどうか、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 後期高齢者医療制度につきましても、いろんなケースがあるだろうというふうに思っております。今の被保険者あるいは住民登録だけでは、単身世帯になっったり、夫婦世帯だけになっておるといふような状況等もあるでしょう。しかしながら、よくよく調査すると、子供さんがおられたりというふうな部分があります。遠方におられたりというふうな部分がございます。多くの、私も福岡県の国保医療の審査委員会の委員をいたしております。国保のこの後期高齢者の部分も含めた形で保険料が重なってくるというふうな部分の中で、福岡市、北九州市においても、あるいは久留米市においてもいろんな部分がトラブルもあるようがございます。この辺のところ等を含めて、本市の後期高齢者の皆さん方がやはり適切な医療が受けられるような形を保障するのは、私ども行政の役割だというふうに思っております。そこには、国保の中学生以下の今の保険証の交付の中でも申し上げましたように、それぞれの実態把握のもとにケース・バイ・ケースの中でやっぱりきちっと対処すべきだと。真は、そこにおられる対象者の皆さん方が、そのことによって医療を受けられないような状況を避けていくというようなことが大事だというように思いますので、その面の被保険者あるいは市民の皆さん方の理解も含めて、私どもは汗を流していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほどから大変前向きな回答をいただいておりますが、広域連合制度の中の後期高齢者医療制度です。やはりこういう無年金者で太宰府市では272名が滞納になっておる。全県下の広域連合の中ではどういう状況下の中で、やはり減免制度の充実ですね、これも広域連合の中で慎重にやっぱり検討する必要があるんじゃないかと。生活ができない状況の無年金、今、1カ月生活するには最低やっぱり10万円は要すると思うんですよ。おうちを借りていると10万円じゃ足りないと思うんですね。そういう状況の中で、月1万五、六千円ぐらいの年金、または全く年金資格のない人、そういうお年寄りをどう救済するかの中では、やはり減免を充実させることも広域連合の中で検討することができるかどうか。今、地方自治体でつくったところについては、厚生労働大臣がそれだけ自治体でつくることについて余り好ましくないような発言をしておる一方、先ほども言いましたように、本当に困っている人には温かい手を差し伸べる必要があると、こういう2通りの発言をされているんですね。だから、広域

連合で決めなさいという言い方してますが、広域連合でそういう制度的なものをぜひ、市民を代表してですね、市長がどう救済するのかというのを検討いただくことをこの２点目の質問の最後にしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 保険料の減免等々については、所得の少ない世帯に対する軽減措置が７割、５割、２割というふうな形の中でございます。その中に沿ってこれは運営をしていくというふうなことになると思います。この基本の部分は変わらないと思います。ただ、これもケース・バイ・ケースで見ないとわからないわけですね、さっきからも言っておりますように。本当に単独世帯で年金だけで生活されている方、あるいはその他の事業を持ってらっしゃる方とか、あるいはいろんなケースがございます。あるいは、そこには単独世帯になっとるけども、お子さんがおられるというふうな世帯もあります。実質その年金は自分の小遣い金だけというふうな部分のケースだってあります。本当に身寄りのない、自分１人世帯、真の世帯が少額の年金というふうな形であれば、これは考えていかなきゃいかんというふうに思っております。そういった見きわめが私は大事だというふうに思っております。そういうふうな精査をしていきますと、今の事務のレベルの中においては、申告によってしますから、その辺の状況がわからないというふうな部分があります。これをいかに補完していくかというふうなことが、そのためには現場に出ること以外にはないというふうに思っております。頑張りたいと思います。

○議長（不老光幸議員） １９番武藤哲志議員。

○１９番（武藤哲志議員） 本当にいろんな事情があったりですね、親子関係が昔みたいに本当に助け合うというような状況もない、いろんな状況、制度、家族構成の中にありますが、本当にお年寄りから医療証の取り上げをしないような方向を考えていただきたい。医療も受けられずに亡くなったとあって、全国に名の知られている太宰府市で後期高齢者医療証が取り上げられて病院にもかかれず亡くなられたとあって新聞に書かれると、行政も議会も市民もですね、大きなやはり損失を受けるということになりかねませんので、ひとつ来年から実施される資格証明書の問題については慎重に対応していただきたいと思います。

それでは、最後の回答を受けたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 定額給付金の取り扱いについては、現在国におきましてその制度設計の概要が示されておりますけども、まだ最終的には決定されたものではございません。その説明、概要書によりますと、定額給付金につきましては、景気後退下の住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することによりまして、地域の経済対策に資するという目的により支給されるものでございます。

給付対象者は、平成21年１月１日または２月１日で全国統一で定められております予定の基準日におきまして、住民基本台帳に記録されている者、または外国人登録原票に登録されてい

る者で、具体的な対象の範囲は、今後さらに検討がなされるようでございます。受給権者は、その者の属する世帯の世帯主であり、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とされておりますが、希望する市町村は所得が一定の基準額以上の世帯構成者にかかる給付額を給付しないとすることができるようにもなっております。

しかしながら、所得制限を行おうとした場合、住民間の公平性の問題、あるいは窓口における混雑の問題、あるいは事務負担の増大などが懸念をされます。福岡県内におきましても、所得制限を設けない統一対応することで、全市の同意が得られておりますので、福岡県市長会としてその決定事項となったところでございます。もちろん、本市におきましても、所得制限を設けない方向で取り扱いたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この制度で一番困るのは自治体じゃないかなと思うんですね。

2万6,000世帯の方々に、まず通知も出さなきゃいけないだろうし、申請書も窓口、こういう大変な業務をどの課に、今でさえ補正予算の審議、決算審議でも職員の方が少ない中に大変な業務を負担をしていただいています、この業務をするに当たってはですね、印刷費も要りますし、申請書も要りますし、窓口にも来ていただかなきゃならないだろうし。先ほども清水議員の発言がありましたように、振り込め詐欺の問題も発生する可能性もありますし。新聞では今日載っておりましたが、振り込め詐欺の問題が。まず、どこの課に担当させようと思っておりますか。6カ月間という長い期間ですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今、国においても県においてもまだ未確定要素が大変大きいということで、今回のこの給付金については政策的要素が非常に大きいということで、経営企画課の政策推進係のほうで現在は担当しておりますが、内容が固まり次第、関係課を寄せまして庁内のプロジェクトをつくって対応していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そのプロジェクトをつくって責任者をつくっても実務担当者が必要ですよ、やはり公金を支払うわけですから。先ほどもちょっと私、計算を出してみたら9億円近くになるんですが、太宰府市、9億円超えますか。その辺、参考で。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 試算をしておりますのは、10億円程度、10億2,000万円から10億3,000万円というお金になろうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この中でですね、一番問題は、私は今、総務部長が言いましたように、世帯主というのが出てきましたよね。この世帯主という中でですね、裁判をして別居中とかですね。まだ夫婦、世帯主はそのまま別居をしている方もおりますし、世帯の中で入

院されているお年寄りだけの世帯があつて、住民票を病院に置いているか自宅に置いているか、いろんな部分もさまざま出てくると思うんですね。この把握で、1遍支払ったわ、今度は返還命令を出さなきゃならないような業務も出てくるんじゃないかと。こんな実務を自治体に押しつけてですよ、本当迷惑な話なんです、こういう今10億3,000万円ということですが、この事務費に対しては、市が負担持ち出しは2分の1だったと思うんですが、全額国が見てくれるのか、自治体が見るのか、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 県の説明会によりますと、国が10分の10見るということになっているようでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） またこの10分の10というのが、早う言えば經常収支比率の中ですね、特別交付金という形で、早う言えば人口割、何とかかでのいつの間にかですよ、消えてしまうということになる。はっきりとかかった費用全額というふうにはいつもならないんですね。国の言う約束はほごにされると。というのが、今年の決算委員会でもあれだけ私と論議したでしょう。福祉の、早う言えば基準、財政基準の計算してみても、交付税基準出すんですが、特別交付金に入れとりますと言われたら、もうこれだけ。その分は、もう本当に市民負担になるわけですが、10分の10出すということについて、今の総理が年内支給という形をいつの間にか補正予算出さなくて、年明けて最終的には5月以降になるんじゃないかというふうに言われております。こういう特例交付金についてですね、私どもはお子さんたちがお正月前に国から僕は2万円のお年玉がもらえるという、この楽しみにされている方もありましたね。僕のお金をお母さん、とらないでくださいとかね、そんな話を聞くと、私ショックを受けるんですよ。子供たちに一時的な夢を与えて、後からがっばり消費税で取り上げると。だから、最終的にはずっとその後消費税を上げられたら、2万円がはっきり言ってその何倍になっても負担になることは、子供なんかはわからないんですよ。大人は今、各テレビ局も新聞社も全部報道して、このお金の一時金の特例交付金は別の使い道があるんじゃないかと。太宰府市で今10億3,000万円という金額をもらってみませんか、現金で。何ができますか。やはり、こういう特例給付金ですよ、現金を太宰府に10億3,000万円くれたら、事務費も何にも要らない。国の政策は間違っとなんですよ。

（「国に言わな」と呼ぶ者あり）

○19番（武藤哲志議員） ね。そういうふうにはできりゃあ市長もね、言ってほしい。こんなトラブルは行政に持ち込ませて、責任を押しつけて、事務費は交付税の中に入りますというていつの間にか消えてしまつて、そして小言はみんな言われて、6カ月間にわたりね、そして終わった報告を国に出して、これに対する人件費だけでも、少なくともですね、もう大変な、人件費も10%っていったら1億円ぐらいですよ、この負担もかかってくるんじゃないかと思うんですが、そういう総予算を見積もったことありますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、この今10億円という数字、本当に新年度予算の中で毎年不足するのが8億円から10億円なんです。ちょうど類似団体から見て税収が10億円ほど少のうございます。それがいつもあったらなというふうな思いがいつもしております。そしたら、市民に対するすべての今要望があっている部分は一口返事でできるというふうな自信があります。しかしながら、現実はなかなかそうさせてくれない。やはり10億円が本当に不足するというようなもの。今回の、私は思いますに、この定額給付金等については、かつて以前の地域振興券のような形が私はよかったんじゃないかなと、地域の浮揚策も含めて考える場合については。そういった思いもいたしております。今、定額の給付金だけでいけば、太宰府市内の活性化につながる部分、つながらない部分が、これはかけきたいなもので、どこで使われるかわかりませんから、私はもっと創意工夫、私が総理大臣ならばまた違った形でもって行くと、イメージができるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

（「太宰府市で地域振興券発行すりゃあいいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○19番（武藤哲志議員） まず、本当にこのお金がですね、振り込みにされて、太宰府市で使われてなくて福岡市だとか貯金に回るんじゃないかとか、新聞のコラムを見ると、旅行もしたいとかいろいろありますけどね、やはりこの金額は大変な金額ですよ。その事務、こういう状況にもなりますし、しかもその5月から始まって給付をし、その間に国会が解散でもすると選挙もあるね。もう本当、地方自治体に対する負担はもう大変なものになるわけですが、やはりそれにも臨時の職員を対応したり嘱託職員を雇用したり、さまざまな負担もかかるわけですが、本当に市民にやはり迷惑をかけないような、国は地方自治体に迷惑をかけてますが、市民には迷惑をかけないようにしていただきたいというふうに思います。6カ月間の給付で最終的には1年近くの実務を要する、報告を出すまでという状況もありますし、私としては、これはもうやめていただいて、できれば10億円太宰府市にいただけるならば、30億円の仕事をできると。30億円の仕事というのは、太宰府市の総予算の、早う言えば13%に該当するんですよ。やはり、こういう定額制度、麻生さん、次から次に発言が変わりまして、もう途中でやめたと言うかもしれませんけど、こういう問題を地方自治体に押しつける、子供たちには希望を持たせて、最終的には2倍、3倍も負担をさせるというような内容になっていることについては、私としては好ましくないということを一般質問の場で明らかにさせていただいて終わろうと。あなたが今度はどんどんやってくださいと質問されるでしょうから、9分残して、特別に今日は終わらしましょう。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従いまして質問をいたします。

火災対策について。

火薬調合中に爆発、焼け跡から2遺体、東京都渋谷区で起こりました火災。また、大刀洗町では、民家全焼、3人の高齢者の方が亡くなっております。このほか、春日市や福岡市でも火災があり、毎日のように痛ましい結果となっております。これらの火災のあり方を見た場合に、本市においては火災対策は大丈夫かなあと、思わず頭の中をよぎりました。

まず、1件目の爆発事故であります。

無許可で住宅密集地での火薬持ち込みのできごとであります。本市でも、いろいろな業種があり、また、零細企業もかなりあります。私が重視しておりますのは、危険物の取り扱いと、どのような場所にその会社があるのか、あるいはこのような危険物を民家で取り扱っておられるかであります。行政での査察、あるいは情報は万全でありますでしょうか。万一、住宅地あるいは民家で危険物、あるいは化学物質、塗装など油性などを取り扱われていれば、大変な問題だと思います。

したがって、企業や業種別、あるいは危険物を取り扱っている会社などの件数について、行政、消防署においてどの程度把握されているのか伺います。

次に、最近の消防車は、いろいろな火災に対応できるようにできておりまして、大型化されております。このため、いろいろな住宅地に緊急自動車が出動できるのか、心配な面があります。このことは、道路の狭小が至るところにあるということでもあります。本市の住宅地や団地を考えた場合に、果たして火災現場に到達できるのか心配です。昔からできた町並みは4mに満たないところや、4m以上のところでも高齢化のため垣根が道路にはみ出し、通行がかなり難しくなっているところもかなりあるようです。例えば、太宰府小学校の周辺、連歌屋一丁目、三丁目、宰府三丁目の天満宮周辺、国分台、観世音寺などの住宅地、現在の化学消防車などは、特に現場には行けないのではないのでしょうか。今回、マミーズまほろば号が採用されましたが、このような普通乗用車じゃないと団地には行けないということでもあります。したがって、火災現場を想定して、住宅地や団地への道路の確保と化学消防車の現場への緊急対策としての図面の作成と、模擬検証をされておられるのか伺います。

水害に対する対策は、2回も3回も経験してかなりの予算をつぎ込み、対策をとられましたので、ある程度安心されるような体制ができたようではありますが、火災に対する危険物の取り扱い場所や対策、あるいは緊急消防車の到着方法については、私自身疑問点も多いので、市民の安心・安全のため、その方法論などについてご説明をお願いいたします。

街路樹、クスノキのあり方について。

本市の代表の木は、クスノキであります。生命力や力強さをあらわすためにクスノキが選ばれたものと思います。したがって、このクスノキは太宰府市の代表の木を象徴するために街路樹として採用されたものと思っております。しかしながら、このクスノキは、街路樹としてはふさわしくないのではないかと、私は7年前に指摘したところであります。なぜかと申し

上げますと、太宰府天満宮の楠をごらんになれば一目瞭然であります。幹は直径4 m近くもあり、根元は1 m近く盛り上がっております。街路樹については、そのときに十分検討されていたものと思っておりました。しかしながら、年を経て今では根を張り、歩道が歩けなくなり、道路を掘り起こし、クスノキの根を切り、歩道のやり直しが行われております。このような結果がわかっておりながら、街路樹の見直しがいまだ行われないことは、非常に残念なことであり、税金の無駄遣いと思います。

市で決められた木はクスノキでありましょうが、街路樹に使わずに、都市公園や四王寺山、宝満山など広々としたところに移植すべきだと思います。今のような状態を続けていると、やがては車道にはみ出すことは目に見えております。早急に移設することが、次世代に悔いを残さないものと思いますが、その考えについて、また、今後の街路樹の進め方について伺います。あわせて、参考までに今回のクスノキによる歩道補修予算について伺います。

マナーアップ条例の制定について（仮称）。

最近、私たちの住む町は、いろいろな面で考えさせられることが多いのではないかと思います。その一つが、ルールやマナーの欠落ではないでしょうか。住みよいまちづくりは、一人一人の自覚と思いやりにあると思います。次世代を担う子供たちのためにも、今、私たち一人一人が立ち上がり、責任を持って環境に優しい、安心・安全のまちを次世代に引き継ぐべきと痛感する者の一人であります。私たちが常に目にするものは、道路上においては迷惑駐車、空き缶等の散乱、ピンクのチラシ、ヤミ金融広告、たばこのポイ捨て、チューインガムやたんの吐き捨て、あるいは放置自転車、また他人の自転車を無断借用される方、あるいは犬、猫の飼い方、不法投棄など、考えただけでもかなりのマナー違反があると思います。

通学路には犬のふん、ごみ出し日には猫によるごみ袋の破損、清掃従事者の皆さんには大変な迷惑をかけております。心からその労苦に対し、厚く御礼申し上げます。私は、特に飼い猫と野良猫の区別のために首輪の普及ができないか伺います。

したがって、モラル、マナーがこれ以上悪くならないうちにストップをかけ、住みよい、明るいまちづくりを形成すべきだと思います。鉄は熱いうちに打てとも言われております。気づいたときに官民一体となって、モラル、マナー向上のために立ち上がり、頑張り、住みよいまちづくり、太宰府に住んでよかったと思われるまちづくりができないものかと思いますが、どのような考えか伺います。

機構改革について。

今回、機構改革が行われようとしておりますが、新年度において部長、課長等の退職に伴う配置のことを考えての機構改革と思われます。この改革により組織における管理職、監督者等の人員の増減、これに伴う職員の配置がどのようになり、この改革によりどのようなメリットがあるのか、また職員の配置転換がスムーズに行われるのか伺います。今回は、特に総務部と建設経済部について伺います。

私は、機会あるごとに本市の経済を潤すものは観光にあると訴えてきました。観光産業課

は、毎回のように名称が変更され、せっかく観光課の名称ができて1年で消えました。観光課に対する当局の考えがわかりません。政府におきましては、経済発展のため、また観光立国を目指して観光庁を発足させました。本市は、逆に観光の中身までばらばらにしました。その一つが、総務部に観光交流課、観光交流係ができました。また、建設経済部の都市整備課に景観歴史のまち推進課係が新設されました。本市のうたい文句は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」、あるいはまるごと博物館構想のまちづくりを進めております。以上の点から、なぜ2つの部に分かれ、また観光産業はどのような位置づけになったのかわかりません。観光課の存在は、ばらばらに分断され、機能が弱体化された存在となっております。

今回、観光交流課となっておりますが、私の目から見ますと、国際交流に力点を置いた制度ではないかと思われます。私は、あくまでも観光産業と一体となったものでないと経済政策の一貫性が失われ、観光の魅力、歴史、史跡、景観、交通など総合的な宣伝あるいは物づくりの事業はできないものと思っております。したがって、事業と宣伝また交通のあり方は、一体となったものでなくてはならないものと思っております。今回の機構改革は、これらの一貫性を壊した、また観光に対するイメージダウンとしか思えてなりません。国や県の政策と考え方にかなりの隔たりがあるように思います。観光に対する本市の考え方と位置づけについて伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 本市におけます安全・安心まちづくりでございますが、平成17年12月に制定いたしました太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の基本理念に基づきまして、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めることといたしております。

議員のご質問の1点目の火災対策につきましても、市民の安全を守るために十分把握しておく必要があらうかと思っております。

具体的な内容につきましては、部長から回答させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目の企業、会社の業種別危険物の取り扱いの把握と査察のあり方についてご回答いたします。

危険物の中で、火薬、爆薬類は、火薬類取締法により、その製造、販売、消費等が規制され、製造に当たっては経済産業大臣の許可、販売等は都道府県知事の許可を受けることとなっ



ておりまして、確認しましたところ、火薬類取締法に基づく火薬類の製造、販売等を行っている事業所等については、本市、太宰府市内には該当はないということでございます。

また、ガソリン等の油類については、消防法により種別、品名ごとに指定数量が定められ、一定量以上の保管に関して消防署への届け出義務が課せられ、消防署において適宜検査等が行われております。

次に、２点目の緊急自動車、化学消防車の住宅地や団地への進入道路は大丈夫なのか、また、状況判断についてご回答いたします。

市内全域において、通常の消防車両での出動に関し、例示されております区域を含め、消火活動に支障を来す地域はないと報告を受けております。道路が狭小な場合でも、ホース延長などの対応で消火活動ができる状況であると考えております。

また、筑紫野太宰府消防本部に化学消防車として配備されている車両はございませんけども、ガソリンスタンドなどの油火災への消化機能を持った車両が５台配備されているそうでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、そういう企業については、一応把握してあるという観点に立って、私は、こういう火薬類はないということで、市民も安心されると思います。しかしながら、住宅地にはホースを長くしてそれに対応できるということでございますけれども、一応消火栓等もある程度できているとは思いますが、どうしても例題として私出しましたように、観世音寺のほうに行ったりするときには、やはり農協から真つすぐ朝日地蔵、ああいうところへは大型の自動車は行けないと思うんですよね。火災があったらいけないと思うんですけれども。やはり、早急に行ける訓練はされたんですかね、そういう検証的なことは。それをちょっと聞いてないと、それによって安心できるのかできないのか、住宅地に行けるのか行けないのか。例えば、太宰府天満宮の今駐車場とかになってますあの裏あたりとかは行けないと思うんですよね。そういうような部分的なものも出てくると思うんですが、そういうのはホースで全部つなげるのかどうか、実際にそういう場所に火災があった場合には、行けるんだというようなことを私は聞きたいんですよね。その点どういう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 済いません。私、ちょっと早口で答弁が聞き取れなかった分があると思いますので、もう一度繰り返させていただきます。

市内全域におきまして、通常の消防車両での出動に関しまして、ただいま安部陽議員が例示されました、いろいろな地域を例示されましたけども、そういう地域も含みまして、消火活動に支障を来すような地域はないということで消防署は把握をされております。

それで、道路が狭小で消防車が何台も通れないという場合については、消火栓、あるいは消防水利からホースを延長しまして中継をしながらやるというような、そういう事前の想定もさ

れておりますので、安心していただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市民の人は安心して寝られるということでございますので、安心しました。こういうことは私がちょっと気になっておったものですから。痛ましい事件が多過ぎますので、太宰府市に住んでよかったということを、これで私も安心しました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） クスノキによる歩道補修予算と今後の街路樹のあり方について、それから現在のクスノキの処理についてというご質問でございます。

街路樹につきましては、歩行者に日陰をつくるだけではなくて、道路環境を保全したり、あるいは都市景観を整えるためにも市街地の道路に沿って植えられておりますことから、都市におけますところの街路樹は不可欠であると思っております。

クスノキがどうであるかどうか等については、いろんな考え方があろうと思いますが、詳細につきましては担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） クスノキの街路樹の件でございます。

クスノキの街路樹につきましては、太宰府市内におきましては、県道筑紫野太宰府線の五条交差点から水城小学校までの区間と都市計画道路長浜・太宰府線の大宰府政庁前からひまわり台入り口交差点までの区間に街路樹として植樹がされております。この中におきまして、本市で、太宰府市での管理というふうになっております区間は、大宰府政庁前から通古賀交差点の区間、この間が太宰府市が管理するクスノキの街路樹というふうになっております。

クスノキの管理でございますが、ご指摘のようにクスノキは非常に大きくなります。根も張りますし、枝も張っているということが現実でございますが、街路樹のクスノキにつきましては、剪定におきまして幹が肥大、大きくならないような剪定の方法、これは樹性といいましょうか、幹を管理する程度の剪定、余り強く切り込まないという意味での剪定になりますが、そういうふうな剪定をして、幹が大きくならないように、そういうことで、根の張りも抑えるような剪定での工夫を今行っております。

今後といいましょうか、今現在、街路樹につきましてはクスノキも含めてですが、市で施工しています最近の道路改良工事の中におきましては、バリアフリーの観点から車いす、乳母車、弱者の方の通行、そういうことも含めまして、そういう観点から、歩道幅員が十分確保できない道路、今現在のところ歩道幅員が3 m50cm未満の箇所につきましては、街路樹を植栽しないというような、これは今おっしゃられるように、幹が大きくなったりいろんなことから通行が妨げられるというようなこともございますので、設置をしないという方針を今現在っております。

それから、クスノキの処理につきましては、現在この街路樹の剪定をした後の処理につきましては、剪定を受注しました業者がその中で処理をしているというようなことで、市のほうから、その処理方法に対して指定をするというようなことは行ってはおりません。

今回、クスノキによる歩道修理につきまして、これにつきましては、庁舎の周辺の補修をいたした分であるというふうに思っております。この分につきましては、庁舎の敷地の一部ということでございまして、通常の道路の歩道部分ということとはちょっと異なっております。そういうふうなことから、庁舎の管理費の工事請負費の中で実施をされております。金額を確認いたしましたところ、66万1,500円この補修費がかかっておるということを聞いております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私、特に今、部長最後のほうに言われましたように、庁舎周辺、これ、約30本あるんですね、クスノキが。それから、広場に大きいのが1本、見本的にあるわけです。やはりあそこは、庁舎内だからいいんじゃないくて、庁舎内から今度は道路のほうにはみ出ていくと思うんです。先ほど、剪定の仕方、あるいは薬か何か知りませんが、そういうので太らないようにというようなことを言ってありますけれども、私、実際にクスノキを切って、そしたら半年もしないうちにもう横からでもどんどん芽が出てくるんですよ。そういうことで、これは当てはまらないと思うんですよね。道路については、やはり早目に移設をされたほうがいいだろうと。福岡市のケヤキ通り、あれはもうこのクスノキよりも大きいんですよ。しかしながら、道路から盛り上がってないんですよ。やはり同じ木であっても、そういう根を張るものと張らないものとあると思うんですね。これは今日また結論すぐ出さないじゃあ困りましょうから、よく検討していただいて、クスノキにかわるものを早目にお願いしておきます。

それから、庁舎内は30本あるんですね。それで、あの真ん中の大きなクスノキ1本に、これが太宰府市の木ですよと、クスノキはこういうもんですよといういわれを書いて1本だけ残して、あとはやはり移設されて、これはもう3カ年、5カ年計画で。物すごくそのときの市民は喜んだと思いますけど、これを処理する人が一番大変ですね。今の世界経済の没落とも、言ったらおかしいですけど、それとも同じように、ソニーもあのアメリカでの工場を閉鎖したぐらいですからね。やはりその年に生まれた人が一番損するわけでございまして、これは市長が悪いんじゃないんですよ。そこは間違えないでください。ただ、だれかが悪者になったようにして、やはり移設したりしてもらいたい。これは5カ年計画でもいいですから。そうしないとまたあと四、五年もたったらまた六十何万円か、そのときは60万円で済まんと思うんですよ。バリアフリー化から遠ざかった木であるということを知っていただいて、クスノキのあり方をちょっともう一度、建設課は大変でしょうけれども、お願いしておきます。

先ほど剪定のことも言われましたのでついでに申し上げますと、参道にもやはりこの街路樹が植わっているんですね。あれが10月ぐらいに剪定されたようでございます。これは要望して

おきます。あの剪定の時期をもう少し遅くしてくださいと。それが11月の初めごろでも、今温暖化で、物すごく直射日光が当たって、これはお客さんのほうから申し入れがあったそうでございますので、それを業者の方から聞きましたので、これは要望しておきますので。その時期をひとつずらしてもらいたいようにお願いします。

そういうことで、クスノキについては今後もう一度検討していただいて、財政に無理のいかなような方法を考えていただきたいということを要望しておきます。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） マナーアップ条例（仮称）の制定についてご回答申し上げます。

市民の皆さんすべてが、清潔で美しく、快適な環境の中で毎日の生活を送りたいと願っておられることは当然だと思います。しかし、市民一人一人が社会生活を送られる上で、社会規範を遵守して周囲の人でありますとか、あるいは環境を大事にするという責任については、ご指摘のとおり、希薄な方が見受けられました。地域住民の方々が迷惑をこうむられておるのが実情でもございます。

ご指摘の生活環境を阻害する行為につきましては、道路交通法でありますとか、あるいは廃棄物処理法、あるいは動物愛護法などの法律でありますとか、あるいは関係県条例、または本市の条例でその多くを規制をいたしております。

現状の課題ととらえておりますのは、近隣関係における人間関係と地域連帯意識の低下でございまして、法令等の不備ではないものではないかなというふうに思っております。とはいえ、ご提案の地域におけますところの公衆道徳心の向上を図るマナーアップ条例の制定につきましては、貴重なご提案と承りまして、実効性をいかに高めていくかを中心に考慮してまいりたいというふうに思っております。

2点目についてでございますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律では、動物等の所有者は所有する動物が自己の所有であることを明らかにするよう定められておりまして、家庭動物等の飼養及び管理に関する基準で、所有の明示、あるいは健康及び安全の保持、あるいは繁殖の制限、あるいは逸走防止や危害防止などとともに、生活環境の保全につきまして規定がございます。

この中で、所有者は自分が飼っている家庭動物が公園あるいは道路等の公共の場所で他人の土地あるいは建物等を損壊し、またはふん尿その他の汚物、あるいは毛、羽毛等で汚すことがないように努めること、あるいはこれらの汚物の適正な処理を行い、周辺の生活環境の保全に努めることとされております。さらに、この基準の猫の飼養基準では、人に迷惑を及ぼすことがなよう飼養することとされております。

本市では、犬や猫の苦情などが寄せられましたときに、直接飼い主へ啓発冊子を手渡し、適正な飼い方を丁寧に行っておりまして、今後もこうした啓発を粘り強く行ってまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応動物の飼い方だとかそういう条例は3つ、4つはあると思うんですけれども、やはりそれ以外のものがいろんな社会の発展によって変わってきておるわけですね。やはりそういうものに追いついてないと。それと、もう一つは、やはりこういうものをつくることによって、また広報のあり方が変わってくると思うんですね。それによってマナーアップにもつながってくると思うんです。やはりこれは早急に検討していただいてですね、仮称と私は書いてますけれども、そういう総合的なもの、そして観光客にもやはり協力してもらうというような大きな観点からの条例といったらおかしいけど、そういうようなお約束事をお互いというようなムードづくりをやってもらいたいと思います。この条例をつくる、条例というよりも、皆さん一人一人の、皆さんが自覚しておればこういうことは起こらない。要らないんです、法律は。本当は法律要らないんです。だけど、守らない人がいるからこういうことをしなくちゃならない。そういうことでございますので、できるだけ早く検討していただきたいと思います。

それから、特に私が今回出しております猫の問題、これはもう本当、至るところで皆さん困っている。私も午後9時ごろ出したら必ず破られていると、ほとんどがですね。それで、午後10時過ぎになったら猫は出てきてないようでございますので、そういうことを環境課のほうで聞きましたので、それから午後10時過ぎに出すように決めておりますけれども、そういうアドバイス的なことも必要なときもあると思いますので、ひとつ飼い猫と野良猫、それで、ここの新聞にちょっと出ているんですけど、不景気で捨て猫が増えたって書いてあるんですね。今回こういうふうな不景気になってきておりますので、捨て猫が増えたり、あるいは不法投棄が出てきたりすると思いますので、この際思い切ってそういうものに取り組んでいただきたいと思います。

これ、2つの点、前向きというよりも、早急にお願いしたいと思いますが、ただその返事を聞くだけでいいです。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まさにこういう質問が出ること自体、なかなか情けないというか、太宰府市の意識がどうなのかというふうなことでございます。今朝ほどから激論が出ておりますような協働のまちづくり、そういうものが進んでまいれば、こうしたことはおのずと解消するのではないかなというふうに思っております。すべて法で規制する、あるいはこうしなけりゃならないというようなことより、自発的に市民が、飼い主が、飼い主の責任の中でそういうことをやるんだというような意識をさらに啓発をしていながら深めてまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今回いろいろ区長問題との絡みも出てくると思いますが、自治制度

と、それとあわせてこういうことも含めてお願いしておきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 機構についてご回答申し上げます。

今回の行政機構の改革につきましては、さまざまな行政課題でありますとか、あるいはマニフェストの早期実現に向けまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるよう、課の新設でありますとか統合、あるいは係の統合など検討を行い、1課3係を減とし、平成21年4月1日から実施することとしております。

簡素な組織にすることによりまして、限られた人的資源をより有効に生かし、縦割りを改め、横断的な観点からの行政運営を進める体制ができていくものと考えております。

この機構等につきましては、課題によりまして流動的、可変的に行うのが常でございます。それが、原則でございます。これが、百年一律の如く変わらないということについては、あり得ないというふうに思っております。課題に沿って、横断的に、可変的に変えていくということが、今スピードであるわけですから、求められておるわけでございます。このことについて、前段で言っておきたいと思います。

次に、管理、監督者の人員並びに職員の配置のあり方につきましては、今回の機構改革によりまして1部、1課、3係の統廃合を行いますので、管理監督職の人員は減少することになりますけれども、今後の職員の退職、再任用、新規採用等を総合的に勘案いたしまして、事務に支障がないように適正な配置を行ってまいりたいと思っております。

基本的な考え方といたしまして、管理監督者の人員が減りますけれども、直接窓口等を担当する一般職員を手厚くしていくものでございまして、この辺のところをよろしくご理解いただきたいと思っております。

次に、今回の行政機構の改革におきましては、建設経済部観光・産業課観光係の業務と、それから総務部総務・情報課庶務係で所管しております国際交流・姉妹都市交流業務を統合いたしまして総務部観光交流課を設置することといたしております。

人口減少社会が到来する中で、交流人口を増加させ、今後のまちづくりや経済発展に生かしていく視点からも、重要となってくると思っております。

このようなことから、本市の観光資源を生かした観光の振興はもとより、観光と交流を結びつけることによりまして、観光振興にも貢献する大きな視野での交流も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私が申し上げたいのは、この特に、市長言われます、これからは時代に流れてそういう機構整備されるのは、それはもうごもっともなことでございますけれども、本市の場合は、特に観光化、あるいは福岡市のベッドタウン化というようなことで発展してき

たと思うんですね。しかしながら、最近のこの10年間見ますと、観光に対する考え方が各地方自体あるいは国においてもこの観光重視の時代になってきておるわけですね。

その中で、今回、わかりやすく言えば、総務部と建設経済部と2つに分かれていると。1つの仕事を2つに分けると。これ、事務分掌を見ないとわかりませんが、私の考えというか、見た目ではですね、交通問題がまず、まほろば号と地域交通と2つに分かれている。それから、観光に至っては、その景観・歴史のまち推進ということが建設経済部に行って、それから観光交流、これは恐らく、何ていいますかね、交流のほうが先走るような格好になってきて、そういうような組織になったんじゃないかなろうかと。肝心の観光というものを分裂させることによって、交流のほうに予算がつきやすいと、わかりやすく言えばですよ。これはもう観光宣伝だとかなんとか言って、印刷物でも何でも、この観光というのは物すごくいろんな形で予算とりやすいんですね、わかりやすく言えば。それで、これが移ったんじゃないかなろうかというふうには私は思ったわけです。肝心の景観だとか歴史のまち、これとやっぱり一体となって、あるいは産業観光、観光による土産品をどうやってやっていくかと、そういうものも含めてですね、やはり1つのところで仕事をするのがですね、パンフレットだとか宣伝だとか、いろんなところに行って、こういうものができました、こういうこと。だけど、これは2つ合わせないと1つの仕事はできないと、私はそういうふうに、ちょっとこう矛盾を感じますので、その点で私は分断されたという見方をとっているんですけど、やはり一本化したほうがですね、この歴史と景観のまちづくり、景観・歴史のまち推進係、これも含めたところで、やはり一体化しないとおかしいんじゃないかなろうかと思うんです。それで、今、文化財、あれはもう教育委員会の分野だろうと思いますが、文化財の発掘の問題だとか、やはりこういうものが出ましたというのは、やっぱり観光課は一番に知っておかないといけない問題ですね。そういう情報の提供の場が、ちょっと合体させないとわからないというような面があるから、その点の事務分掌がどうできるか私もわかりませんが、そういうところでのマイナス面があると思うんですが、その点はプラスになるという考え方でしょいかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今回の機構改革につきましては、さきの全員協議会の中でも説明しましたが、一部部長以上で構成します事務改善委員会におきまして、さらに一般職におけます検討委員会におろしまして検討に検討を重ねて、最終的に事務改善委員会のほうに上がってきました、十分この機構であれば観光行政についても従来よりも進めていかれる、交流事業についても進めていかれる、安部陽議員が心配されているようなことにはならないというようなことで、事務改善委員会で決定したものでございますので、さらに発展するのではないかというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 見方がそれぞれ違うと思うんですね。私の場合は、これはマイナスというような見方をとります。しかしながら、せっかく皆さん一生懸命頑張っておりますので、

それをこの1年、どういう歩みをされるか見守って、再度、来年の今ごろはこの問題取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、1項目、5点について質問をいたします。

午前中、清水議員からの質問で、新型インフルエンザへの対応策とワクチン接種への助成制度については質問が出ております。重複する部分もあるかと思いますが、重ねて回答をお願いいたします。

近年、東南アジアを中心とする高病原性鳥インフルエンザH5N1型が流行しており、このウイルスが人にも感染をして死亡を引き起こす事例も報告されています。

厚生労働省の発表である「結核・感染症に関する情報」の中では、新型インフルエンザの世界的流行、パンデミックの可能性について、基本的に新型インフルエンザがもし発生した場合、すべての人がそのウイルスに対して抵抗力、免疫を持っていません。そのため、新型インフルエンザは人の間で広範にかつ急速に広がると考えられますと述べています。

厚生労働省からも、各自治体において新型インフルエンザへの行動計画の策定が求められていると思います。今議会に提案されております補正予算の中でも、新型インフルエンザへの関連の予算として300万円今計上されておりますが、太宰府市においてその他の現在の状況をお聞かせください。

2点目にワクチン接種の呼びかけの問題について質問いたします。

一般的にインフルエンザのワクチンは、接種してから体内で免疫ができるまでに1週間から2週間、人によっては一月近くかかるとも言われております。インフルエンザが流行しているときに接種をしても、インフルエンザを発症するという懸念がありますが、広報等でもワクチン接種の呼びかけはされていると思いますが、そういったことを考慮した上で対応策をとられているのか、お聞かせください。

次に、ワクチン接種の助成制度について伺います。

65歳以上の高齢者の方は、ワクチン接種については助成制度などで低額で利用することができますが、多くの方の場合、医療機関によってもワクチン接種の値段は異なりますが、1人3,000円から4,000円の負担がかかっている状況です。夫婦と子供2人の家族の場合で、最低でも1万2,000円はかかることになります。医療費高騰の問題は、議会のたびに多くの議員の方からも質問が出ておりますが、予防医学への補助をすることで、高騰する医療費を抑える効果もあると考えますが、見解をお聞かせください。

4点目に、インフルエンザ流行時のワクチンの在庫状況を医療機関に確認にする手だてにつ



いてお伺いします。

インフルエンザが流行すると、毎年ワクチン不足の問題が報道されております。ワクチンの在庫の状況は、福岡県下の各保健所で管理されていると聞いておりますが、太宰府市として各医療機関のワクチンの在庫状況の確認、また市民の方からの問い合わせに対して対応策を持っておられるのか、お聞かせください。

5点目に、保育所等の閉鎖時の対応策について伺います。

インフルエンザの流行によって保育所等の閉鎖が発生した場合、共働きで働いておられ、職場が遠方ですぐに迎えに行くことが困難な保護者の方がおられる場合の対応策について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

再質問を自席で行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、1項目の新型インフルエンザへの対応策についてご回答申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、現在、鳥インフルエンザが鳥から鳥に、または鳥から人に感染しているだけですが、鳥から人に感染し、その人から人へ感染が一たび発生すれば、世界的大流行を起こすとされております。

国は、策定しております行動計画やガイドラインを現在見直し中のございまして、この内容を踏まえ、太宰府市としての新型インフルエンザ対策本部設置でありますとか、あるいは行動計画を策定することが急務であるというふうに考えております。

現在、組織体制につきましては、内部協議を進めておるところでございます。これを早々に確立をいたしまして、庁内のすべての部署が行動計画を策定する方向で検討をしております。

詳細につきましては部長より回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 要旨の2項目めのワクチン接種の呼びかけから回答いたします。

インフルエンザの流行期は、通常12月から翌年3月までの間であることから、インフルエンザ予防接種は筑紫地区統一で例年10月中旬から実施しているところでございます。予防接種を始める前には市広報に掲載をいたしております。

3項目めのワクチン接種への市独自での助成制度につきましては、感染症を防止するため、予防接種の果たす役割は重要でございます。このため、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、一定の接種率を確保することが重要でございます。しかし、その予防接種施策による健康被害、後遺症や死亡などを伴ったことから数多くの訴訟がなされ、国が敗訴したことを受けまして、平成6年に義務接種から現在の努力義務へと改正をされております。

ご質問のインフルエンザ予防接種への助成につきましては、国の制度変更がなされ、法定で定められた対象者とされるまで単独の実施はできないと考えております。

次に、4項目の流行時にワクチンの在庫状況を医療機関へ確認する手だてにつきましては、

医療機関、国、県のレベルの話になります。インフルエンザワクチンの供給体制につきましては、国、県で協議が諮られ、使用量を推計し、供給がされております。現在のところ十分なワクチンが確保されていると聞いております。

5 項目めの保育所等の閉鎖時の対応策につきましては、インフルエンザやはしかなどの伝染性の病気が発生した場合の現状の保育所の対応でございますけれども、他の児童に感染することが懸念されますので、保育所への登園をご遠慮いただき、自宅での保育をお願いしているところでございます。しかしながら、仕事等で子供さんを自宅で看護ができない保護者につきましては、子育てサポート団体による個人託児や病気の回復期でありましたら、病後児デイケアセンターなどをご利用いただいております。

近年、インフルエンザの流行により保育所を閉鎖した事例はございませんが、インフルエンザを発症しました児童につきましては登園の自粛をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） (1)から(5)までですね、順を追って幾つか再質問のほうをさせていただきたいというふうに思いますけども、まず新型インフルエンザへの対応策ということで今市長のほうからも行動計画等の策定をこれから進めていくというふうに言われましたけども、この新型インフルエンザについては今鳥インフルエンザから新型インフルエンザの感染の流行が広がっていくということが、午前中、清水議員のほうからと言われておりましたけども、最近テレビ等で特集等されていてですね、危機管理という部分では心構えの部分としてはできてきているのかなというふうに思いますけども、また一部には鳥インフルエンザ以外の病原菌が新たに発生して、それが新型インフルエンザとしてこの周期で流行していくんじゃないかということも、いろいろさまざまな説があるようですけども、仮に鳥インフルエンザがですね、新型インフルエンザとして発症の可能性がある場合として、本市で考えられる可能性があるところといたしますと、個人のご家庭でも今鶏等、鳥骨鶏とか、そういったものを、養鶏場ほどの数ではないでしょうけども、鶏等飼っておられる家庭も幾つかあるというふうに思います。それで、実際に私の住んでおります都府楼団地にも何軒か鶏飼っておられる方がおられましてお話を伺いに行きましたけども、えさをやるときにですね、小屋じゃなくて、ちょっと庭に放し飼いにして雑草等も食べて、その後夕方えさの時間みたいなのをとっているそうなんですけども、そのときには鶏以外にも野鳥等が飛来してくるというふうに、その鶏のえさを一緒に食べているというふうな話も伺っております。それで、やはりそういったところになりますと、必然的にはですね、発生の危険性としてはですね、可能性が全くない場所とは言い切れないというふうに思うんですね、個人の自宅で飼っておられる鶏から感染することも、病原性のインフルエンザが発生するという。それで、今市長が言われましたけども、仮に鳥インフルエンザが発生したとしたら、それが人に感染する過程の中で、実際東南アジアのほうでは病原菌を持った鳥から直接人に感染するというのではなくて、鳥から豚とか、あるいは犬とか、そういったものに感

染して、それが人に感染してきているというのが最近判明されている事例としてあるようですが、その行動計画を策定される上ですね、個人の方の鶏を飼っておられるところの把握ですね、太宰府市内全体の部分での把握というのにも必要になってくるかなと思うんですけども、それについて実施されるお考えはありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 鳥インフルエンザ、さまざまな鳥が想定をされると思います。それで、個人の鶏の把握をするかというお尋ねでございますが、まだその辺までは考えてはいませんでしたが、今のご質問を機会に検討の中に加えていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） よろしくお願ひします。それと、これは要望にとどめますけども、その鶏飼っておられる方に聞いたらですね、今まで過去鳥インフルエンザが発生したときにも、市から、当然把握されていないから連絡のしようがないとは思いますが、仮に鳥が死んだときには近づかないでくれ、さわらないでくれとかですね、そういった連絡等も一切なかったということも言われておりますので、ぜひその把握についてはですね、努めていただきたいというふうに思います。

それと、新型インフルエンザの関連で補正予算の300万円の件について、おとといの環境厚生常任委員会でもちょっと質問させていただきましたけども、職員の方を中心にマスクですか、ゴーグルですか、防護服のほうをですね、購入するための補正予算だというふうには聞いたんですけども、その保管場所がですね、保健センターのほうで保管するというふうに答弁いただいておりますが、ただやはり保健センターでも当然市民の方に接する部分で保管する必要はあるかと思うんですけども、市民課とか、そういった窓口等で活用する場合にはですね、やはり私は保健センターにも一定の数保管していけないと思うんですけども、この庁舎にもですね、保管しておく必要があるというふうに思うんですけども、今後そういった保管場所等の計画等作成される考えもありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） マスク、ゴーグル等、今回補正予算をお願いをいたしておりますが、第一義的には保健センターの事務室の裏にヘルパーセンターが昔ございましたが、そこを集中的な保管場所というふうに考えております。本庁にも必要じゃないかというご提案でございますが、本庁で必要になれば距離もそれほどありませんので、随時運んでこれると思います。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 今、福祉部長が距離が近いからということと言われたんですけども、私が懸念したのはですね、仮に、仮の話ですけども、この市の周りでそれが発生したときにですね、その新型インフルエンザが発生したときにですね、果たしてその運搬が保健センターから距離が短いというのはわかりますけども、それが果たしてスムーズにいくのかなというのが

私の中では疑問点としてちょっと感じたものですから、ぜひ今後その部分については検討していただきたいなというふうに思います。これは要望にとどめます。

それで、ワクチン接種の呼びかけの期間のところに移りますけども、今部長が10月中旬からワクチン接種を呼びかけしているということをおっしゃいましたけども、実際に私も以前病院に勤めておりまして、予防で早く来られる方もおられるんですけども、大体病院にワクチン接種で来られる方が多くなるのはですね、どこかでインフルエンザが発生したとか、学級閉鎖が発生した、流行が始まりましたって、そういうニュースがですね、流れると徐々に徐々に窓口に来られて、それで福岡市の病院で働いておりましたけども、福岡市で発生しましたという、もうさばき切れないぐらいの方がですね、ワクチン接種したいということで来られるというふうにあるんですね。やっぱりワクチン接種の部分については定着もしてきていると思いますけども、それでもまだ打てばすぐ効くものだというふうに思われている方もおられますので、今後広報以外にも継続してですね、何らかの呼びかける手段を考えていただきたいなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今年のインフルエンザの流行は少し早いというようなマスコミの報道もあっておるようでございますが、広報以外につきましては、各医療機関の中にポスター等を掲示してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その医療機関のポスターというところとですね、もし可能であればですね、ホームページ等も行っていたきたいかなと思うんですけども、そういったポスターのところをですね、例えば医療機関にも張ってあるポスターをですね、例えば保育所とか、保護者の方がですね、目につくようなところ、保護者の方以外にも高齢者の方が集まられるようなところ等にもですね、張っていただきたいなというのはあるんですけども、これは医師会が保育所と協力してやることなのかなというふうにも思ったりもしますけども、それについて医師会に確認して、市としても対応するところがあるのなら対応していただきたいなというふうに思いますけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） ホームページの掲載については可能かと思います。また、保育所や保護者の目につくところなどについても、医師会との協議の中では可能かと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） よろしくお願ひします。それで、ワクチン接種の助成のところに移りますけども、過去本市でも緊急避難的にといいましょうか、一時的に助成等を小学校の低学年等に対して行ったことがあるというふうに聞いておりますけども、できればですね、この部分は助成等を通年でですね、やっていただきたいなというふうに思うんですけども、実際にやっていただくという希望等について今寄せられているということはないんでしょうか、要望等

が。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今年ヤングママさんの会というような団体から署名が寄せられまして、約4,000名の方からの署名要望を受けております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。それと、この予防接種への助成については、午前中に清水議員からも出ておりますので、私も大体その部分は重なる部分が多いというふうに思いますので、1点だけ確認したいのは、午前中の答弁の中では、安全性等が認められた場合などについては今後対応としていきたいというふうに答弁がありましたけども、予防接種をすることによっての安全性等が認められる、そのことの判断といいますかね、その安全性が認められる検討というのを今年されるというふうに認識していいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 国の予防接種法の中にこのインフルエンザが入れられたというときに、安全性が認められたものというふうに理解をいたします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひ国にもですね、そういった部分では働きかけ等もぜひ検討してでもですね、やっていただきたいなというふうに思います。

それと、流行時のワクチンの在庫状況等のところに移っていきますけども、そのワクチンの在庫の状況、先ほども申しましたけども、病院に大量にやっぱりインフルエンザが発症したときにワクチン接種を希望して来られるわけですね、そのときにもうワクチンの在庫がなくて対応できないということも往々にしてあるんですけども、事前にどこの医療機関がワクチンの在庫状況として持っているのかというのは、県が当然各情報の公開といいますか、ホームページ等も通してですね、当然公開はしているというふうに認識しておりますけども、実際にそういった流行が発生したときにですね、多くの方が県の例えば保健所だったり県庁のホームページにアクセスされるとですね、サーバーがパンクするといいたいまいしょうか、なかなかつながりにくくなって必要な情報が得られないというのは、こういった病気の流行とか、そういったときにはよるあることだというふうに思います。ですので、やはり県の情報をですね、同じ情報でも市のほうにも掲載してですね、少しでもそういった市民の方が知りたい情報をスムーズにとれるようにするための仕組みが必要だというふうに思いますけども、それについて県と協議していただくことは可能でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡県の情報によりますと、国からワクチンの供給体制に関する通知があり、本年は十分なワクチンがあるということでございます。また、市内の医療機関ではワクチンの在庫状況が今のところ不足していないという報告でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 本年は不足しないということはわかりましたけども、ただ情報の伝える部分についてですね、そういったところを、私が今質問したのは、不足している場合、していない場合とか、いろいろケース、ケースで毎年毎年違うとは思うんですけども、そういった今県が情報を県民の方にお知らせというか、するところを担当しているというふうに思いますけども、そういった今後のこととしてですね、同じ県の情報を市としても、市のホームページ上なりいろいろ情報をお知らせする手段として可能なのかということを私、今質問で伺ったんですけども、その点についてどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員も申されましたように、これはインフルエンザは流行の度合いによって随分と供給量、需要量が変わってくると思いますので、それを適時把握して適切な情報を流すと、ホームページに掲載したとしても、それを毎日更改をしていかにやいかんというような問題があるのではないかと直観的には思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひいろいろ今部長の言われた部分も問題点といいますか、そういったところでは確かにあるかなというふうには思いますけども、やはりワクチンをですね、今年は大丈夫ということですけども、来年度に、来年というか、ワクチンが不足した時にですね、どこの医療機関ならまだ間に合うのかとか、そういった知りたい情報がですね、県のところですかとれないということで、それで極端な話、それが県1カ所だったらですね、全県下がそういったものがホームページ上にアクセスが集中してしまっていてですね、つながらなくて見れない、知りたい情報がとれないというようなこともですね、問題点として私はあるんじゃないかなというふうに感じますので、今後そういったところをですね、何とか市でも県と同じものをですね、情報を何とか発信できるような手だて等は協議、検討していただきたいとなというふうに思います。

それで、5番目の保育所の対応のところに移っていきますけども、今部長が私の質問に対して答弁で言われたのは、あくまでもインフルエンザですとか、そういった流行性の病気にお子さんがかかっているお子さんの場合だというふうに認識しましたがけども、仮にですね、保育園に登園してですね、全くかかっていないお子さんおられますよね。かかっていないお子さんが保育所の閉鎖等が発生して保護者の方に迎えの連絡をしたけども、どうしても職場が遠方にあるとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういったお父さん、お母さん以外にも迎えに行ける方がすぐにいないとかですね、そういった場合の対応策については何らかのことがあるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 朝保育所に預けたときは元気であったと、ところがお昼ごろ発熱したと、保護者に連絡したけれども迎えが難しいといった場合の対応につきましては、定刻の迎えがあるまでは保育所で預かっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そういったケースも当然あるかなというふうに思うんですけども、じゃあ例えば保育所が閉鎖されますよね。それで、今の部長のケースも当然あるかと思うんですけども、全く問題——問題のないと言ったらあれですけども、全く病気も発症していないけども、例えば今言われたように、別の子が病気発症して、今度ほかの子にうつる。ちょっと済いませんね。ちょっと例えるとですね、例えばここに2人子供がおりますけども、久美子さんがちょっと登園したときに熱に——熱というか、インフルエンザ等の疑いが発生したと、それで久美子さんのほうがそういったインフルエンザということがわかって保育所が閉鎖しないといけなくなった。そのときに迎えに来てくださいと雅之——雅之君と自分で言うのもなんですけども、その雅之君の保護者に電話したけども、その保護者の方がちょっと今職場すぐに抜けられません、お父さん、お母さん抜けられません、祖父母の方もちょっとすぐに迎えに来れる環境にありませんというふうに、そういったときの対応策について私はちょっと質問したつもりだったんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まずは保護者にお迎えをお願いするわけですが、その保護者が何らかの理由で迎えに来れないというときは、その保護者の許可を得た代理の方のお迎えまで連絡をします。しかし、そちらもだめであったという場合には、もう閉園まで預かるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。できるだけですね、保護者の方が、私もこの場合、閉園今までされたことがないというふうに今答弁ありましたけども、できるだけ保護者の方がすぐに迎えに来てもらえるだけの環境をですね、整備する必要があるんじゃないかというか、必要があるといってもインフルエンザの発症の状況とか、逐一新聞等でも報道されておりますし、小さい記事ですけども、どっかの町では学級閉鎖が発生したとか、そういったことも新聞で小さくは言っておられますから、そういったものを注意しておられれば、保護者の方ももしかしたらそろそろこちらのほうでも流行して閉鎖等があるんじゃないかなというのも認識としてはですね、出てきて、職場等での仕事の度合いといいますか、そういった仕事の内容についても、子供の迎えが発生しても大丈夫なようにですね、自分でも調整等もできるようになってくるんじゃないかなというふうに考えますので、対応策についてはですね、いろいろ市立の保育所等にもありますので、対応策等のですね、検討を部内でしていただきたいなというふうに思います。

それで、週末からまた寒波が戻ってくるようですけども、くれぐれも体調管理にだけは皆さんも注意していただくことを申し上げまして、一般質問のほうを終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後 3 時18分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午後 3 時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、本日最後の質問を3点についてさせていただきますが、先ほど武藤議員の回答で市長の回答はわかりましたので、1問目につきましてはもう次に自席にてさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の少子化対策、出産・子育て支援の拡充として政府が2次追加補正予算として妊婦健診の公費負担の拡充を盛り込みましたので、その点についてお伺いします。

本市において本年10月に3回から5回になったところではありますが、この妊婦健診公費負担は現在全国平均5.5回実施されております。しかし、実際の医療現場においては、妊娠から出産に至るまでの健診回数は14回程度が望ましいとされております。出産・子育てとは安心と安全が不可欠であるにもかかわらず、経済的な理由から健診を受けることさえできず、胎児に悪影響を及ぼすケースや出産そのものをあきらめてしまうケースも現実には起きております。

このような実情を踏まえ、国では妊婦健診14回分の公費負担の拡充を、時限的ではありますが、決定をいたしました。この決定は大いに評価に値するものであると思います。速やかに国の決定に従い妊婦健診の14回分の公費負担を実施をしていただきたい。

追加補正予算で措置される地方財政措置に関し、第1に妊婦健診14回分の公費負担予算を確保していただきたい。また、平成23年度以降もこのことについて前向きに検討していただきたい。このような措置が講じられることを切に要望いたしておりますが、これに対する市長の考えを示していただきたい。

次は、今までも何度となく質問しています水城跡の整備についてですが、単に今回は新年度予算成立前に、前回質問した水城祭り検討に入る前に具体的に来年度の整備計画を示していただきたいとの思いで質問事項に上げましたので、ただ単に水城だけのことなく、全体的な中の水城跡の整備というふうにとらえて質問にお答えいただきたいと思います。

再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。もう再質問から。

（18番福廣和美議員「いいんですか」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 1項目は再質問からお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） せっかく聞かれておりまして、福廣議員の後にはたくさんの方もいらっしやいます。それで、私はマナーに違反することなくご回答申し上げたいと思います。

定額給付金の取り扱いにつきましては、現在国におきましてその制度設計の説明概要が現在



示されております。まだ最終的な決定ではございません。その説明概要によりますと、定額給付金は景気後退下での住民の不安に対処するために、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することによりまして地域経済対策に資するというのが目的でございます。そういったところで支給されるようになっております。私はこの効果は期待できるものと思っております。基本的にこの政策には賛成の立場で、以下の事務が滞ることがないように行っていきたいというふうに思っております。制度の詳細が固まり次第、なるべく早期に、また受給者が混乱しないように、給付できるような体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひそういうふうになるようにですね、私は今先ほど地方に押しつけるというようなお話がございましたが、そうではなくて、地方は地方で取り組む余地があるというふうにとらえるべきではなかろうかというふうに思っております。いろんなテレビを見ますと、物すごく国民は期待していないようなことしか報道されませんが、またテレビに出てくる知識人と呼ばれる方々、キャスターあたりは反対の人しか出てまいりませんが、いろんな方の意見も紹介しながらですね、ぜひ太宰府市にとって、太宰府市民にとってこの定額給付金がいい方向にもたらされるようにですね、やっていくべきではないかというふうに思っております。

先ほど市長が回答の中で地域振興券のことを言われました。ここで紹介したいのは、佐賀県知事の古川さんですが、「1999年の地域振興券の発行時、私は旧自治省の地域振興券推進室副室長でした。今回の定額給付金は地域振興券発行時より一般家庭で効果があると思います。物価高騰は落ちついたとはいえ、生活必需品は依然として高いままです。その上で今回の定額給付金は生活防衛のお金になるだけではなくて、個人消費を活性化し、景気浮揚のきっかけとなる点で評価できます」、こういう意見もございます。また、これは早稲田大学の教授のようですけれども、「国民に直接お金を渡すことは景気対策として即効性もあり、なかなかよい政策と思う。経済への不安が強い現在、公平性の観点からも批判を受けるようなアイデアでは決してない。財源となる埋蔵金ももともと国民のお金なのだから国民に戻せばよいということではないか」というご意見もありますし、私が市民と接する中で、これ要らないとか、これに反対する声は一切聞きません。これが全く景気浮揚にならないような論評も我々も耳にしておりますが、大体私は思います。この地域振興券のときにもですね、随分反対がありました。公明党が推進をしてやったもので、すぐみんなが賛成したものはほとんどないんです。福祉政策もそうです。しかし、福祉政策も今では福祉を言わないと政治家ではないと言われるような時代になってしまった。これは必ず評価を受ける、後から、そう私は確信をしております。公明党が今まで提案してきた児童手当にしても、民主党は今子供手当と言いますよ。民主党は反対してきた、ずっと児童手当には。そして、今度は子供手当と言いながら、中学生以上の、中学生、高

校生、大学生を持った子供のところは増税になる、こんなばかなことを言うわけです。昨日も国会の中で、ほかに方法はないかというようなことで言うときに、やじの中で子供手当というばかなことを言う女性の議員がおりましたがね、全く情けないなあという思いで聞いておりました。だから、私は逆に思うんです。民主党さんとかね、そのほか言いませんが、反対されればされるほどいい政策ではないかなという、私はそのような思いでですね、自信を持ってこれを推進していきたい。まだ最終決定はしとりませんが、この後は先ほどもいろいろ出ましたけれども、地域振興券ね、それは地域の浮揚という立場ではいいと思うんですよ。これをできれば商工会とか、観光協会とか、そういったところとですね、これとの何らかの接点を見出すような政策がですね、市でできないのかなという、そういう話し合いとか、これを大いに利用して、地域で使ってもらうにはどうしたらいいか。だから、この前から僕は言うんですよ。もうイオンばっかりに行っても太宰府市には何の貢献もないから、太宰府市で何とかこう消費できるようにですね、方策をやっぱり太宰府市として考えるべきだと思いますよ。そういうことでないと、地域に貢献度は少なくなるわけですから、何とかそういった意味で、これを利用してできないものかなと思いますが、その点市長いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も前の議員の方のご質問に答えましたのは、そういった意味合いでございます。何とか10億円というふうなことでしたから、それも全部市内に落ちる方法はないかなというふうなことを発想したわけでございます。今ご指摘のいつに、平成21年3月までとするならば、早急にこれは支給するということが急務だと思いますけれども、そういった方法が可能であれば、可能なような方向で検討はしたいなというふうに思っております。日々の施策が今福廣議員がおっしゃっていますように、そういった複合的な考え方といいましようかね、一石二鳥を考えるような考え方が私も必要だというふうなことを思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひ決定する前にいろいろそういう策を練っていただいて、決定してからではなくて、一応今の政府の考えは年度内に交付するということになっておりますので、それは国会が通らなければなりませんけども、年度内に実施をするということで話はありますので、その間にもう決まればすぐ実施できるというところまでやられても僕はいいと思うんですね、逆に。部長さんは市役所の職員の方のご苦勞を十分考えていろいろお話しになりましたけど、私はそのぐらいの苦勞するのは当然だという、逆の立場でね、そう思っております。あくまでもやっぱり市民、低所得者、よく武藤議員も言われるように、困っておられるお年寄りもいっぱいいる、この物価高騰の中で非常にその痛みを我慢しておられる方もいっぱいいるんですね。買いたいものも買えない、また来年の3月にもし実施されれば、お孫さんのランドセルも買える、入学、小学校、幼稚園も入園もある、高校の入学もある、大学の入学もある、そういったときにおじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんにね、今の経済状況じゃプレゼントができないけども、プレゼントすることもできる、若い年代のお母さんたちの消費につながる、そ

う思うだけでもですね、心の面でも明るい部分が出てくるんですよ。今明るい話は全くないじゃないですか。毎日毎日子供、親子の殺人問題とか、それこそ先ほどお話があったように、詐欺の問題、人をだます、そういった話ばかりの世の中でね、それは麻生首相もいろいろ厳しいでしょうけども、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っておりますし、そういう方向にぜひこの定額給付金、本当はこれ全部読むつもりで持ってきましたけど、怒られましたので、時間をそんなに使うなということで名前だけ紹介しますね。

この人は三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部主席研究員の鈴木さんという方も同じようなご意見で、宇都宮市長、それから先ほど言った早稲田大学の教授、それから一般の方、古川佐賀県知事、福山市長、これは中低所得者支援に効果があると。大阪の寝屋川市長、市民の期待を感じると、あれ以来数多くの電話をね、いただいとりますということも書いてありますし、それからこれは東京の足立区の商店街の振興組合の連合会の理事長さん、庶民が喜ぶ政策が大事と、それから佐賀県の方……。

（「一部でいいです」と呼ぶ者あり）

○18番（福廣和美議員） いやいやいや。

（「名前だけ読めばいい」と呼ぶ者あり）

○18番（福廣和美議員） そういうことでございます。私はさっき武藤議員の質問のときはね、ぐっとこらえておりましたので、この機会がいただけてありがたいなというふうに思っております。

ぜひ我々これが決定して使えるようになることを待ち望んでおりますし、先ほど市長言ったように、何とかね、やっぱりこれが太宰府市で使えるように、太宰府市の浮揚に少しでもつながらるようにぜひ考えていただきたいと思いますと思いますが、もう一遍最後にその点だけお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も知恵を絞り、商工会あるいは職員とももう少し汗を出すにはどうしたらいかというような方法論を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） じゃあ、2項目め回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 次に、妊婦健診審査についてご回答申し上げます。

太宰府市におけます妊婦健診の公費負担回数につきましては、本年度4月から3回とし、10月から筑紫地区統一いたしまして、5回といたしたところでございます。ご質問の内容は、10月30日の新たな生活対策に関する政府・与党会議・経済対策関係閣僚会議合同会議で決定されたものでございまして、具体的施策といたしまして安心・安全な出産の確保を図るために、第2次補正予算で残り9回分について平成22年度まで分を、国庫補助を2分の1、市町村の2分の1を地方財政措置として計上する考えのようでございます。

また、妊婦健診の費用につきましては、一部地方財政措置されておまして、母体や胎児の

健康確保の観点のほか、経済的観点からも大切な支援の仕方であるということでは同じ考え方でございます。

厚生労働省から公費負担の拡充に伴い、必要な健診の時期でありますとか、あるいは内容につきましては何らかの形で示すとの発言もあっておりますので、現在1回当たりの負担額の変更の可能性も示唆されております。

福岡県医師会から健診項目の増についての要望もございまして、見直しされる可能性がございます。子育て支援、妊婦支援、少子化対策の観点からこの妊婦健診の公費負担の重要性につきましては、私も十二分にこれは認識しておりますので、国あるいは県の動向などを十分に見きわめながら対応を図っていきたいというふうに思っております。

そのためにも、私どもは今申し上げておりますように、あらゆる事務事業の見直しを行って、2分の1といっても4,500万円ほど負担増になってまいりますんで、底からわいてくるものではございませんで、そういったところを見直しを行いながら、そして市民の負託にこたえられるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほど3回から5回にしたのも4市1町足並みをそろえたということでした。今回、この14回の問題についても、4市1町の首長でまた話をされたかもわかりませんが、足並みをそろえて当然いかれるのかなというふうに思いますが、その点いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当然、前にも申し上げておりますように、今の筑紫地区の首長会、それぞれの首長はその方向を十二分に重要視しておるところでございます。私もその一員として皆さんと協議しながら、筑紫地区の市民の皆さん方がひとしく享受できるような方向性をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この点については、やはり先ほど市長も言われましたように少子化対策、またそれと今全国で産婦人科の問題とかいろいろありますので、ぜひリーダーシップをとっていただいて、4市1町を引っ張る形で早急に実現するようにですね、努力をしていただきたいと、このことを要望しておきたいというふうに思います。

じゃあ、3点目お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 3点目の水城跡整備につきましては、まず私のほうからご回答をいたします。

水城跡につきましては、平成18年度から東門周辺の環境整備といたしまして、駐車場や解説案内板の設置を初め、本年12月末までにはトイレの整備も完了するということで、史跡地の活用を積極的に図っているところでございます。

今後の具体的な整備計画につきましては、平成19年度と平成20年度に実施いたしました樹木調査に基づきまして、まず平成21年度からおおむね三、四年をかけまして現状の土塁の破損場所の修復、それとあわせまして樹木の一部伐採を行いまして、一定の保存修理を計画いたしております。その後、水城跡の整備計画につきましては、大野城市と歩調を合わせながら今まで以上に水城跡に親しんでいただくために、土塁本体の中を散策できるような整備も考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そういう計画があるということで、わかりましたけれども、1つ細かい点で申しわけないけども、その土塁整備、樹木の一部伐採というお話がただいまございました。大体何月ごろまでにやられるかはまだ見通しは立ちませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現時点での計画では、あの調査をいたしました結果が、樹木が約1,300本ぐらいを見込んでいます。しかしながら、それを全部伐採というわけにはいきませんので、景観、その他歴史上の関係も含めまして、大体四、五十本ぐらいは伐採しなきゃならないだろうというふうな専門家の意見もございます。

それから、土塁の修復につきましても、実際調査をしますと、50カ所ぐらい必要性がある部分があるというふうな報告も聞きました。そういう中でいろいろ事前調整とか県の文化財課とも検討する必要がありますので、現時点でいつからというふうなことは申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今現時点ではわからないということで、それはそれとして仕方がない問題ではありますけれども、来年度に入ればそのめどはつくのかなと、するまでわからんと言われると、ちょっときつかなという思いもあるんですが、必ずしもですね、それがないと水城祭りができないということではありませんけれども、できたらいろんな形でそういった後にするというのも考えの中に入れておきたいと思っております。

来年の3月、次の議会ぐらいまでにですね、それができないものなのか、それとも来年度に入っていかないと大体の時期というのはわからないのかですね。というのも、一つは今言われたように四、五十本の伐採をするときに専門家だけではなくて、やはり地域のボランティア、それからいろんな形でそれにできるだけお金がかからない方法を取りながら参加できればいいのではないかなという思いがあります。それは十二分にけが等のことも考えないけれども、一つの目的を持っていけば、そういうことも可能ではないかと思うんですね。そのためにもやはり水城祭りというものをコミュニケーションにも使いながら、ボランティアの皆さんと一緒にですね、この水城の堤防をつくっていこうよと、見直しをしていこうよというような形でぜひいければいいのかなというふうに思っております。今のところもうほとんど商工

会の皆さんにおんぶにだっこという形になっていますので、今回の古都の光につきましても、商工会の方がほとんど朝から晩まで苦勞されて非常によかったというふうに地域の人もですね、言っておられますし、また来年度もする予定になると思います。そういったものを毎年毎年重ねながら、いつの間にか水城の堤防が変わったなというふうな形のものをですね、ぜひつくり上げていきたいなというふうに思っておりますし、今回の駐車場をつくっていただいて、今トイレがもう完成をいたしておりますけども、今年はあの駐車場をつくっていただいたおかげで、あのコスモスの畑もアベックなんかはですね、あの中で写真を撮ったり、通りがかりで寄られた、またバスで来る、自衛隊の車もあそこにとめることができたというですね、非常に多くの方があそこにとまってあのコスモスを観賞、楽しめたというふうに思っておりますので、あの一帯を一年じゅう何か花とかそういったもので、4月は桜も咲きますし、そういったもので飾ることが今後望ましいかなとも思うんですね。それはそれとして、大体さっき言いましたように、3月が無理なのかどうか、5月ならわかるかどうか、ちょっとそこらあたりわかれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しました平成21年度から始めます樹木の一部伐採でありますとか、のりの修復工事をいたしますので、当然平成21年度の予算要求に今現在出しているところでございます。最終的には3月の議会の中で新年度予算として、金額はまだわかりませんが、お願いをしようかなというふうには思っております。

それで、ボランティアの関係ですけども、この樹木を調査をいたしましたときにもボランティアを市の広報等で募集をいたしました。平成20年度については23人ほど協力をしてもらって、ずっと4haぐらいありましたけども、一応調査が完了したという状況になっています。

樹木の一部伐採につきましても、大木については無理かもしれませんが、それなりの樹木についてはボランティアの方をお願いをしながら整備をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） わかりました。そこで、要望なんですけど、もう担当のほうはご存じだと思いますけれども、伝統的な町並みやそこで暮らす人々の営みを歴史的な風致という意味にとらえ、後世への継承を目指す歴史まちづくり法、今年の5月に成立で11月4日に施行されております。市区町村においては歴史的風致維持向上計画を作成して国に提出をしているところもあるというふうに聞いております。これは歴史まちづくりで地域を活性化しようということであり、ざっと大きな文字だけ読みますと、歴史的趣を維持・再生、建造物の復元・修理・移設など、国交省など3大臣の認定で国の支援や特例を活用しますと。今現在、4市が既に計画を提出をしている。石川県の金沢市、ここは武家屋敷の町並み、流れる用水の改修と、建物じゃなくて用水を改修、岐阜の高山は豪商の土蔵復元や周遊ルートを整備というようなことで、あとは滋賀県の彦根市、山口県の萩市が出されております。彦根市の場合は、彦根城と城下町を

中心とした事業を盛り込んだ計画を国に提出と、萩市は萩と三田尻を結ぶ萩往還に設けられた札場ですかね、の復元などの事業計画を提出している。これが国に通ったかどうかはまだわかりませんが、そういったことでこういうことを水城跡にもですね、私は利用できるのではないかという、水城跡の復元という意味からすれば、こういったものを使ってもいいのではないかなというふうに思っております。ぜひ一度、もうご存じだと思いますけども、歴史まちづくり法に基づくこういったものがあるということで載っておりますので、要望と言いましたけども、ぜひ一遍検討をしていただきたいというふうに思いますけど、最後に市長そのことだけちょっと。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今歴史まちづくり法等につきましては、実はこの法ができる際においては、太宰府市がまちぐるみ歴史公園、まるごと博物館構想の中での資料を持ち込んでおります。それで、今文化財のほうで認定されておりますのも、その延長上でございます。今私も描いております、ご指摘もありました水城跡周辺整備を含めた形でのまちぐるみ歴史公園、この際については有効なこの歴史まちづくり法を適用させてもらいながら、今申請していきたいというふうに思っております。今基礎調査的な形をもってやっておりますんで、必ず太宰府市のためのこれはできたような法であるというふうに思っておりますんで、私は頑張りたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日12月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（4日目）

〔平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成20年12月12日

午 前 10時 開 議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 中 林 宗 樹<br>(8)           | 1. 産業振興対策について<br>(1) 不況対策について<br>(2) 産業育成、振興について<br>2. 観光基盤の整備について<br>(1) 市内回遊の環境整備について                                                                                                                                                                                         |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(3)           | 1. まほろば号の高雄地区乗り入れについて<br>(1) 来年4月1日の運行開始は。<br>(2) 道路整備は。<br>(3) 運行路線は。<br>(4) 梅ヶ丘地区への乗り入れは。<br>2. AED設置場所について<br>小学校の校舎内に設置されているが、日・祝日などの休日時は使用できないと思われるが、その対応は。                                                                                                                |
| 3  | 原 田 久美子<br>(1)           | 1. 子育て環境の整備について<br>(1) 待機児童ゼロ作戦の推進はどのように進められているのか。<br>(2) 認可保育所の保育所受入れ基準と受け入れの状況について<br>(3) 南保育所の民間委託案について<br>2. 組織と機構改革について<br>(1) 組織機構の改革後1年間で過ぎた。改革の成果と問題点について<br>(2) 人員配置は適切に行われているのか。<br>(3) 施政方針では女性の登用率が30パーセントとなっているが、登用者の男女の比率は。<br>3. 市職員の再任用について<br>市職員の再任用の取り組みについて |
|    |                          | 1. 環境対策について<br>(1) 緑地公有化事業地の保全について                                                                                                                                                                                                                                              |



|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 安 部 啓 治<br>(11) | <p>(2) 遮熱塗料の利用について</p> <p>2. 太宰府ブランドの開発と援助について</p> <p>(1) これまでの実情について</p> <p>(2) 今後の課題等について</p> <p>3. マミーズ・まほろば号について</p> <p>(1) 実情と将来計画等について</p> <p>① 補正予算認定前の事業開始の緊急性、必要性について</p> <p>② 公平性の観点から独占禁止法等に抵触する恐れはないか。</p> <p>③ 利用条件、継続性等について</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 5 | 橋 本 健<br>(7)    | <p>1. 環境の浄化推進について</p> <p>(1) 不法投棄の現状と課題について</p> <p>河川、空き地、山林などの美観を損ない、自然環境の破壊につながる、行政泣かせの不法投棄の現状と課題について伺う。</p> <p>(2) 放置自転車、バイク対策について</p> <p>パトロール中、乗り捨てた自転車をよく見かけ、憤りを感じる。行政、学校、警察との連携・協力は実施されているのか。</p> <p>(3) ポイ捨て禁止の啓発について</p> <p>タバコ、空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て、また犬の糞の放置が目立つ。マナーアップの意識向上を図るため、積極的な啓発を再度徹底できないか。</p> <p>2. 自治会組織への移行について</p> <p>50年続いた区長制度から自治会組織への早急な移行は、混乱を招くことは言うまでもない。区長職を解くことは、これまで築きあげてきた市と行政区との信頼関係を損ない、意欲低下につながる。先進地に追従せず、もう少し時間をかけるべきではないか。</p> |
| 6 | 後 藤 邦 晴<br>(5)  | <p>1. 太宰府駅前周辺の整備について</p> <p>駅前ロータリーの整備及び大町区の一方通行道路の整備について</p> <p>2. 市所有の空き地の利用について</p> <p>空き地の無断利用（車の駐車等）の規制について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7 | 門 田 直 樹<br>(9)  | <p>1. 県道112号線国分寺交差点付近の冠水について</p> <p>この一帯は大雨のたびに冠水し、人も車も通れない状態になる。以前から改善を要望しているが、特に対応されていないようである。市の見解を求める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

1 番 原 田 久美子 議員

2 番 藤 井 雅 之 議員

3番 長谷川 公 成 議員  
 5番 後 藤 邦 晴 議員  
 7番 橋 本 健 議員  
 9番 門 田 直 樹 議員  
 11番 安 部 啓 治 議員  
 13番 清 水 章 一 議員  
 15番 佐 伯 修 議員  
 17番 田 川 武 茂 議員  
 19番 武 藤 哲 志 議員

4番 渡 邊 美 穂 議員  
 6番 力 丸 義 行 議員  
 8番 中 林 宗 樹 議員  
 10番 小 柳 道 枝 議員  
 12番 大 田 勝 義 議員  
 14番 安 部 陽 議員  
 16番 村 山 弘 行 議員  
 18番 福 廣 和 美 議員  
 20番 不 老 光 幸 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

な し

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長 井 上 保 廣  
 教 育 長 關 敏 治  
 協働のまち  
推進担当部長 三 笠 哲 生  
 健康福祉部長 松 永 栄 人  
 会計管理者併  
上下水道部長 古 川 泰 博  
 総務・情報課長 木 村 甚 治  
 管 財 課 長 轟 満  
 市 民 課 長 木 村 和 美  
 福 祉 課 長 宮 原 仁  
 子育て支援課長 花 田 正 信  
 建 設 課 長 大内田 博  
 上下水道課長 宮 原 勝 美  
 教 務 課 長 井 上 和 雄  
 生涯学習課長 古 川 芳 文

副 市 長 平 島 鉄 信  
 総 務 部 長 石 橋 正 直  
 市民生活部長 関 岡 勉  
 建設経済部長 木 村 洋  
 教 育 部 長 松 田 幸 夫  
 経営企画課長 今 泉 憲 治  
 協働のまち  
推 進 課 長 大 藪 勝 一  
 環 境 課 長 蜷 川 二三雄  
 保健センター所長 和 田 敏 信  
 都市計画課長 神 原 稔  
 観光・産業課長 山 田 純 裕  
 施 設 課 長 大江田 洋  
 学校教育課長 松 島 健 二  
 監査委員事務局長 井 上 義 昭

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一  
 書 記 浅 井 武  
 書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 田 中 利 雄  
 書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。ただま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について質問いたします。

初めに、産業振興について、不況対策についてお尋ねします。

今、全世界において、アメリカのサブプライムローンに端を発します金融危機が、グローバル化により世界同時不況となっております。今回の経済危機を、グリーンスパン前FRB議長は「100年に一度」と表現いたしております。こうした中で、日本政府も、11月の月例報告の景気判断で、前月まで表現していました「弱まっている」の表現に、「世界経済は、一段と減速する中で、下押しする圧力が急速に高まっている」との文言を加えております。

実体経済においても、アメリカのビッグスリーが経営危機に見舞われ、アメリカ政府へ救済の要請を行っています。現在では、この話はアメリカでの話ではなく、日本でも同時に進行しております。日本でもトヨタ自動車が減産に追い込まれ、期間従業員や派遣社員の契約打ち切りなどを行っています。また、経済成長率においても、本年度はマイナスになり、来年度もマイナスが予想されると言われています。世界経済のグローバル化で、世界どこでも同じような状況にあります。日本でも、福岡でも、太宰府でも同じことが起きています。

このように景気の後退は先が見えない状況です。好景気のときは、大手からその恩恵を受けますが、中小企業は最後にやっと回ってきます。不況のときは真っ先に中小企業からその影響があらわれます。本市の企業は、零細中小企業がほとんどで、経営者の方々は本当に苦労されています。仕事が減った、資金繰りが厳しいとの声が大きくなっています。先日も商工会でお話を聞きましたら、融資の申し込みの相談に来られる方が通常の4倍ぐらいになっているとのことでした。

今政府は、緊急保証制度といって、貸出枠を大きくして、保証協会の保証を緩くし、何とか市中へ資金が回るような取り組みが行われています。隣の大野城市さんでは、先月11月25日よ

り中小企業緊急経済対策が実施されたと聞いています。民間企業は自助努力で困難に向かっているかもしれませんが、このように苦しいときには行政で手助けができる場所ではできるだけ手を差し伸べてやるべきではないでしょうか。

また、本市の後期基本計画には、産業振興について、「産業の振興は、生活の利便性を高めるとともに、雇用機会を創出し、市民生活を支え、都市の活力を生み出す重要な役割を果たしています」とあり、基本方針では、「消費者のニーズの多様化やインターネットの普及、郊外型大型店舗の進出などのさまざまな環境変化・構造変化に対応できる中小企業の育成を図り、商店街活性化・観光産業の育成のための諸施策を展開します」と書かれています。基本計画にもありますように、企業の元気は町の活力の源です。本市では、企業が元気になる方策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

また、隣の筑紫野市に九州最大と言われるイオンモールが12月2日にプレオープンし、5日にはグランドオープンしました。筑紫地区の商業地図が塗り変わるのではないかと思います。本市への影響がどのようなものか心配されます。企業が元気だと、町にも活気が出てきます。元気で活気あふれる太宰府をつくるため、以下についてお伺いいたします。

1つ、不況について。どのように感じておられるか、またこれに対して本市はどのような対策を考えておられるのか。

2、中小企業の育成について。具体的な取り組みについてお尋ねします。

3、商店街の活性化について。

4、先日オープンしたイオンの影響についてどのように考えておられるのか、またその対策はどのように考えておられるのかお尋ねします。

2項目め、観光基盤整備についてお尋ねします。

本市には、太宰府天満宮を初め水城跡、大宰府政庁跡など、多くの歴史的文化遺産があります。平成17年には九州国立博物館も開館いたしました。年間750万人とも言われる観光客がお見えになります。この来訪者の大半は、天満宮、国博に行くだけでお帰りになります。この来訪者の1割でも2割でも、水城跡や政庁跡のある西地区へ回遊していただく方策を以前からお願いしており、提案もいたしておりますが、また今回も取り上げさせていただきます。

本市にとって、観光産業が柱なのです。西地区への観光客の回遊こそが本市の活性化の源となるものです。最近NPO法人太宰府ボランティアネットワークが歩かんね太宰府というのを開催されております。そこで、いろんなコースを設けて、市内の名所旧跡を訪ねる企画等が実施され、にぎわいが見られるようになりました。

来訪者は何を望んでおられるのか。これはよく言われることですが、見る、食べる、買う、触れると言われます。見る、触れる部分は、感動していただける部分は十分にありますが、またそれぞれの史跡地には、桜の花、菜の花、コスモスと、その季節季節に華やかさも堪能していただけるようになっております。しかし、食べる、買うができません。せっかく来られた皆さんに対する優しさが足りないと思います。散策して疲れた体をちょっと休めたい、食事で

も、旅の思い出に太宰府にきた記念になるような品を一つと思っても、それを求める場所がありません。そのような施設、お店を出そうとしても、規制があり、なかなか出せません。せっかく来られた来訪者に温かいもてなしができるような仕掛けが必要です。お店が出せるように規制を見直せばよいのです。市では、今景観条例の制定に向けて作業されていると思いますが、この機会にぜひ見直しをお願いしたいと思います。

それから、8月に行われました景観まちづくりフォーラムで市長が道の駅構想を語られましたが、このような構想も大事に育てていただきたいと思います。

観光客に、楽しい、優しいと喜ばれるまちづくりを目指して、以下の点についてお伺いします。

- 1、道の駅構想をどのように進めようと考えておられるのか。
- 2、政庁通りの南側の用途地域の変更についてどのように考えておられるのか。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の産業振興策についてでございますけれども、長引きます不況の中、特に中小零細企業におかれましては、収益の悪化でありますとか、あるいは売り上げの減少など、経営状況は大変厳しいものがあるということについては承知をいたしております。商工会のお話でも、最近は特に融資あっせんの相談が急増しており、深刻な状況の経営相談が多くなったとのことでございました。

このような中、政府では、緊急経済対策として、本年10月31日からセーフティーネット貸付事業の充実を内容といたします緊急保証制度をスタートさせております。また、新たな雇用対策等打ち出されようとしておりますことから、市といたしましても、新規施策につきまして、迅速に対応できるように、指定金融機関あるいは商工会など関係機関と連携をとりながら、本市中小企業者の経済活動の安定を図っていかねばならないと思っております。

詳細につきましては、部長のほうから回答をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） ただいまの不況対策につきましてでございますが、先ほど市長のほうの回答の中にもありましたとおり、政府におきましては、セーフティーネット貸付事業、緊急融資の制度でございますが、そういう制度が設けられております。このセーフティーネット貸付事業は、原油の高騰による原材料、仕入れ価格の高騰、こういったものに対しまして、経営環境が悪化をし、必要事業資金の円滑な調達に支障を来しているという中小企業の方が非常に多くなっているというふうなことからこういう制度が設けられております。

この制度につきまして、太宰府市でも、現在相談に非常に多くおいでになっております。太宰府市の現在のこのセーフティーネット貸付事業に関しましての相談が、申込件数からいきますと70件になっております。先ほど大野城市のお話もあってございましたが、大野城市は、太宰府市に比べまして3倍程度この融資の申し込みがあっているというふうにも聞いておりま

す。こういうふうなことから、非常に経営状況が悪化しているというふうなことが、私どもも肌を感じておるところでございます。

商工会のほうにこの状況を、太宰府市の状況をいろいろお尋ねをしましたところ、やはり経営相談、この件数が今までになく多くなっているというふうな状況を聞いております。具体的な倒産とかそういうことにつきましては、商工会のほうでも、まだ実際の数字、これについては把握はされてないということですけども、やはり相談が多いということは、非常に厳しいというふうなことで商工会もとらえてあるというふうなことでございます。

先日、ハローワークの方も見えられましたので、そういう状況についてもお尋ねをいたしましたところ、やはり就職関係の相談が非常に増えているというようなことはハローワークの窓口でも感じられるということもおっしゃってありました。

この景気の悪化というのは、従前からやはりずっと言われております傾向がありますので、そういう傾向が引き続き経営悪化に通じていることが見られるというふうなハローワークのお話でもありました。

中小企業の育成の件でございますが、太宰府市では、中小企業の育成としまして、事業資金を融資するというふうなことから、自主経済活動を促進し、企業の安定を図ると、そういうふうなことから、本市の商工業の振興を目的といたしまして、太宰府市中小企業事業資金融資制度を設けております。これの中身は、市内に住所または事業所を有してあります中小企業の方々、こちらに対しまして、指定しました金融機関を通しまして最大1,000万円の貸し付けを行うという制度でございます。この制度は、期間内に完済をされました中小企業の方に対しまして、信用保証に付してあります保証料、これを全額市が補助をするという制度でございまして、この分につきましても貸し付けの相談はあっております。ただ、この中小企業の、市が持っております制度よりも、先ほど申しました政府のセーフティーネット貸付事業、こちらのほうが非常に条件が現在のところいいというふうなこともございまして、中小企業事業資金融資制度の貸し付けよりも、現在のところセーフティーネット貸付事業のほうに相談が多くなっているという状況がございます。

3項目めの商店街の活性化についてでございますが、商工会、観光協会など関係機関と、団体と連携をとりながら、いろんなイベント、事業の推進をしていくというふうなことが重要であると考えておりまして、この中でどういうふうなことができるかということを、毎年行っております商工会との行政懇談会から、日々の商工会との連絡、連携と、こういった中で協議を行いながら、商工会の活動充実や商店街の活性化支援、こういったものに取り組みを進めておるところでございます。

4項目めのイオンの影響と対策でございますが、先ほど議員さんおっしゃられましたように、オープン以来、非常に周辺が混雑といいましょうか、車が非常に渋滞をしていると。イオンに行っても駐車場に入れないので、途中で引き返すというふうな状況も見られるという状況を私も実感しております。

こういうふうなことから、車の流れや人の流れ、これが大きく変化をしているということ  
は、筑紫野市のほうに聞かしても全くそのとおりであるということで、地元の筑紫野市だけ  
でなく、大野城市、春日市、また朝倉方面、こちらのほうにも影響が出ている、出るのではな  
いかというふうに思いますし、実際影響が出ているというふうにも感じております。

今現在、オープニングセールということもありまして、また年末を控えての時期でもありま  
すので、この流れは非常に多ございます。この分につきましては、今後の状況を見ながら、影  
響、こういった対策といいたしましょうか、こういったものを商工会と連携しながら進めていき  
たいというふうに考えております。

商工会にお話を聞きましたら、このイオンの状況については、年が明けまして3月ごろに商  
工会として実態調査といいたしましょうか、影響についての調査を行うように考えとるというお話  
があつておりました。私どもも、その商工会の調査、こういったものを待って、商工会と協議  
しながら、何ができるのかというようなことを含めて検討していきたいというふうに考えてお  
ります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

それでは、1 項目ずつ、少しずつお尋ねさせていただきます。

まず、1 項目めの不況対策、それと2 項目めにもかかりますけど、中小企業の育成というこ  
とで、ここで中小企業事業資金というのを商工会のほうを通して市のほうから出されているよ  
うですが、これの、今市のほうが出されている枠といいたしますか、どのくらいありますでし  
ょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 中小企業の事業資金の状況でございますが、本年度は途中とい  
うこともございますが、半年間の状況までなっておりませんけれども、現在確認しておりますの  
は、金融機関との確認でしておりますのは、6 月末現在、ちょっと前の状況になりますけれど  
も、このときで6 件に本年度はなっております。平成19年度、平成18年度の状況でお話ししま  
すと、平成18年度が25件、1億4,750万円というところが貸し付けの額に、総額ですね、になっ  
ております。保証料の補助といたしましては、20件266万円程度が市から保証料として補助し  
たという額になっております。平成19年度の状況ですが、平成19年度は32件、額にしまして  
1億7,700万円程度になっております。保証料の状況が、19件で、補助をいたしました額が  
233万円という額になっております。こういうふうに、平成18年、平成19年、件数も増えてお  
りますので、本年度ももっと増えるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 実数を言っただきまして、ありがとうございます。ただ、この融

資制度のですね、市のほうが用意している枠ですね、大体どのくらいの金額の枠を用意してあるのかというのをちょっとお尋ねしたつもりですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 失礼いたしました。融資枠といたしましては、各金融機関に、それぞれに預託ということではしておりまして、総額といたしましては5,000万円ということで運用を、この中で各銀行の中で運用していただいている、市内の金融機関というふうになっております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほどから、商工会のほうの話としてですね、やはり融資についての話がたくさん来ているということで、この5,000万円では少し足りないんじゃないかなということだと思います。

それと、先ほど大野城市さんのほうの話がありましたけど、結局大野城市さんのほうでも、この枠、今までの大野城市さんの枠が足りないんで、緊急にその枠を増やしてですね、そして資金をですね、提供できるようにされているみたいなんですけど、太宰府市としてはそのような取り組みをされるつもりはあるかどうかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申しましたように、5,000万円の総額で、それぞれ金融機関にお預けして、この中で運用していただくとということですが、今現在、各金融機関、また商工会からも、この分について不足をすると、枠が足りないというような状況での話はあっておりますので、今現在はこの枠の中で十分運用できているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） また、そういう要請がありましたら、ひとつ何とかですね、手助けをしていただきたいと思います。

それで、次にですね、中小企業の育成ということで、この中で、今の資金の話もありますけれども、やはり本市における、何というんですか、企業の皆さんの数も足りない、それからやはり企業としての法人税なんかの収入についても非常に少ないということで、この中小企業を育成し、歳入の確保のですね、安定的な確保に向けての取り組みもお願いしたいと思います。

そういう中でですね、やはり一番できるのが企業の誘致じゃないかということで思っております。で、総合計画なんかにも、宿泊施設の誘致については書いてありますけれども、ほかの産業の誘致についてもですね、ひとつ考えていただけないでしょうか。太宰府市においてはですね、やはりその地域の問題、土地の問題、場所が、市域が小さいんで、その中に15%の史跡地域があるということで、非常に限られた地域で、新しい企業の誘致をするのはどうかというようなお話も聞いておりますが、今現在ですね、福岡市のほうでIT関係の集積が非常に進んでいるということですので、これですと、そんなに工場を建てたりというようなことも、研究所



を建てる、ある程度のビルの容積は要ると思いますけども、そういう大きな面積は要らないんで、やはりこういう方向についてもですね、ひとつ取り組んでいただけないだろうか。やはり、どうしても町の活性化は、先ほども申しましたように、企業の元気度、その数というのがですね、市の活性化に非常に大事になってくると思いますので、宿泊施設についてもですね、なかなか進まないと、誘致についてですね、そういう現状でありますので、やはりここは見方を変えてですね、何とかほか企業をですね、何かそういうソフト関係の企業を誘致できないだろうか。地理的にはですね、もう皆さんご存じのとおり、空港も近い、インターチェンジもある、それから緑もある、そういう非常に立地的にはいい場所ですので、そういうソフトや研究機関等のですね、誘致については非常に適しているんじゃないかと思いますが、これについて、これは今の話でどうこうということではありませんけども、市長のほう、どんなでしょうか、ひとつ考えていただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市の将来像として、「歴史とみどり豊かな文化のまち」でございます。私ども、この間、職員のときからずっと、こういった形が一番望ましいのかと。準工業地帯、工業地帯、あるいは商業都市というふうな地域はありますけれども、それは主力ではございません、一部でございます。太宰府市としては、やはり観光行政であるとかソフト面、あるいは住宅都市というふうな形の中で発展してきた経緯もございます。時代の変化とともに、そういった、中林議員がご指摘の産業が、太宰府市に適地があれば、その辺のところ等について、産学協働といいましょうか、大学があるわけですから、その辺との結びつきについて考慮することは可能だというふうに思っております。

私は、太宰府市の将来像についても、やはり歴史と文化あるいは観光主軸、そして住みよい住宅都市というのが将来像としてもふさわしいのではないかなというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） そういう方向でですね、やはり市の将来像をですね、描く中にですね、やっぱりそういうのも 1 つ入れていただければと思います。そういうことでお願いしておきます。

それから、商店街の活性化ということでですね、1 つ上げておりますけども、やはり地域での商店街というのはですね、これからますます、何というんですかね、今度のイオンとか大型の店舗、それから地域に小さなコンビニ等がたくさんできておりますけども、これからの高齢化社会を見据えたときに、やはりどうしてもその地域に密着したそういう商店街のですね、そういうお店が必要になってくると思いますので、これについてはですね、先ほどもちょっとお答えいただきましたけども、イベントの支援とか行政相談とか、いろんなその商店街が抱える問題等をですね、しっかりくみ上げていただいてですね、やはり商店街は商店街として、地域のそういう高齢者の方々に利用していただくような商店街をですね、つくっていくべきじゃな

いかと思っておりますけど、これに向けてですね、もう一段の、何というんですか、努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 太宰府市のやはり特徴といたしましても、加工業といいましょうか、製造業よりも卸小売業の割合が非常に大きいというふうな状況がございます。そういうことから、やはり商工会を通してのいろんな相談、経営相談、そういったものも、先ほど言いましたように、今現在も非常に多くなっているという状況もございます。そういうことから、本市におきましての商店街の活性化というところは、先ほど申しましたように、商工会といろんな連携をとりながら、イベント、そういったものを通して行っていくということは、もっと小まめにやっていかなければいけないというふうにも考えております。この分については、商工会ともまた打ち合わせをしながらですね、協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） そういう方向ですね、ひとつ地域の商店街についてもですね、小まめに施策をやっていただきたいと思います。これ、要望としておきます。

それから、イオン対策についてでございますけども、ああいう大型店についての競争というのは非常に厳しいところもありまして、なかなか行政のほうからどうこうということはできないと思っておりますけども、昨日もちょっと福廣議員のほうから定額給付金のお話がありましたけども、やはりこの定額給付金をですね、何とか市内でですね、使えるようなその方向でですね、アピールといいますか、PRするというかですね、そういうあれはできないかどうか、ちょっともう一度伺いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 昨日も申し上げましたように、国策ではありますけれども、この制度そのものは、私は好ましい政策だと、緊急経済を活性化させるためには必要だと思っております。ただ、使い方として、市におりてきた場合に、一石二鳥、三鳥になるような、やはり市内でそのお金が落ちるというふうな、流動するような、そういった仕組みといいましょうか、があわせて考えることができたかなというふうに思っているところです。

そういったことを含めて、時間もございませんけれども、その辺のところは検討に値するというふうなことを昨日もご回答をしておりますし、私も真にそういうふうに思っておりますので、検討していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） そういう方向でお願いします。何せせっかくの10億円からのお金でございますので、やはりこれを何とかですね、市内に還元できるようにしていただきたいと思います。

これで1 項目めを終わります。

2 項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の観光基盤の整備につきましては、観光の回遊性は、私も大変重要であると認識をいたしております。現在進めております水城跡整備に大きな期待をしておりますし、このことについて展開をしていきたいというふうに思っております。

道の駅構想につきましては、今年8月に行われました景観まちづくりフォーラムの中で提唱をいたしております。このことについての一つの動機については、やはり今の観光客の皆さん方が1時間内外で帰っておるというふうな状況、そのことを滞留型あるいは滞在型にシフトしていくためには、そこに集積する、例えば道の駅等々、あるいは団体客の皆さん方が昼食を一同に行えるような、できるような、そういった場所が必要だと。そういった仕掛けをしないことには、行くところなく1時間で帰るというんで嘆いても、これは仕方がないことと、できることから一つ一つ手を打っていくことが大事であるというふうに思っておるところでございます。その延長上に、水城跡周辺整備の一環として道の駅の構想をお話をした次第でございます。

過去においても、幾度となくこういった道の駅等については検討を加えてきた経緯がございます。あるいは設置の場所の問題でありますとか、あるいは事業形態等々の問題、あるいは解決すべき課題が少なくありません。そういったことで、集客効果が高い施設だけに、私は実現に向けて検討、努力していきたいというふうに思っておるところです。

ご指摘のとおり、政庁通りの南側の用途地域の変更ににつきましては、第1種低層住居専用地域を第2種低層住居専用地域に見直してはどうかというふうなご提言でございます。以前にもご指摘いただいておりますところでございますが、本年5月に、地域におけます歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法が制定をされました。この法律は、歴史的価値の高い文化的資産が失われる現状にかんがみ、地域固有の文化的資産を中心といたしまして、その周辺地域を維持向上の取り組みを国として支援していこうというふうなものでございます。

このことをまちづくりの絶好の機会ととらえまして、市域全体で、歴史でありますとか、あるいは文化、あるいは自然を五感で感じることができるような、個性的で魅力的なまち、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園というふうに私は申し上げておりますが、その具現化に取り組みを加速していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、歴史のまちづくり法の適用に当たりましては、歴史的風致維持向上計画を定め、そして国の認定を受けることが必要となっております。このために、すばらしい景観を有した大宰府政庁跡を核とした具体的な歴史まちづくりの計画をつくりまして、そして着実に歩を進めながら、地域の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

こうしたことから、議員からご指摘の用途地域の見直しにつきましては、歴史的文化遺産でありますとか、あるいは史跡地の活用あるいは観光、産業の振興あるいは地域の活性化などの総合的な観点から、総合的な施策として、本市の歴史まちづくり計画の中で検討を加えていき

たいと考えております。

幾度となくこれは停滞しとるわけではありません。用途地域の見直しについては、この足を運んで、現地も踏査しておりますし、太宰府市にとってのあり方、以前がこうだったからこれで踏襲するというふうなことではなくて、社会状況の変化に応じた形で、最低限そのことによって市が、まちづくりが今以上に活性化するのであれば、基本を崩さない形の中で、見直しを含めてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） ありがとうございます。道の駅構想はですね、ぜひ私は進めていただきたいと思います。それとですね、道の駅構想と、それとやはり太宰府市の産業の振興ですね、これは絡めてしていくべきじゃないかなと。この核としてその道の駅を据えておくと。そして、やはり観光産業もそれにつれて考えるということですね、非常に私はこの観光産業、それからほかの太宰府市内における産業についてのですね、取り組みが非常に市のほうでは弱いんじゃないかなと。それはどこで感じるかといいますと、組織ですね、今までは観光産業課とか産業交通課とかですね、必ず産業と何か別にくっついとるでしょう。今度また機構改革される分についても、今度は建設産業課ということですね、必ず何かと一緒に産業がくっついて、そこで、やはり産業としてですね、先ほども言いましたように、本市の活性化のために、やはり産業をですね、どうしても育成しなければいけない、その核になるのはやはり観光産業だと思います。ですから、やっぱりそういう中で、その核としてその道の駅を置くと。ですから、そういう産業を活性化することにおいてですね、やはり一つの、観光課をつくられてですね、観光課はすぐなくなりましたが、やはりそういう核となる、市のほうの方針がしっかりできる、そして市のほうの組織ができる、やはりそこに産業が発展していくというふうな構図をつくっていただきたいと。

ですから、産業課というものをきちっとしてそこにつくって、そこから税収をどのくらい上げるかというような、やはり数値的な目標を掲げてやっていけば、そういう組織もできると。そしたら、そういう中で道の駅でどのくらいの収益を上げて、そしてどのくらい市のほうにプラスになるか、そしてそれから、先ほど言いました政庁通りの南側にお土産屋さんをですね、これは歴史的景観の問題もありますので、それはこれから景観条例もつくられますので、そういう景観条例の中でですね、やはり店の色とか、形とか、格子戸式にするとかですね、やっぱりそういう工夫を加えながらやっていただければ、何というか、けばけばしい商店街のようなお店じゃなくて、落ちつきのある、やはり太宰府にふさわしいそういうお土産屋さんとか、レストランとか、やっぱりちょっと休める喫茶ルームとかですね、そういうところを張りつけていけばですね、非常にこれから観光客に対しても優しく楽しめる町になってくるんじゃないかと思うので、それにはやっぱりどうしても、それを考える部署といいますか、それに取り組む部署はですね、必要だと思いますので、ぜひ産業課ということですね、そこにある程度の人員配置をしてですね、そして先ほども言いました企業誘致ですね。やはり企業誘

致、お土産屋さんも、その地元でできるお土産屋さんもありましょうけども、やはり大きなレストランとかなんとなかになりますとですね、これは市のほうでできるというものでもないかもしれないので、福岡とか東京、大阪あたりの有名なそういうレストランとか、そういう食事の店とかを持ってきてですね、そういう企業誘致についてもですね、ただ企業誘致はだれかするやろうということでは進みませんので、やはりその産業課というものをきちっとつくって、その中にそういう企業誘致をする係とか、道の駅を考える係とか、観光客に対する接客について考える係とかですね、そういう産業全体をアップする産業課をひとつつくっていただきたいと思いますけど、お願い、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） その、何ていいましょうかね、企業を誘致する担当であるとか、あるいは観光、産業を活性化するための部署、所管するところ、行政的な組織機構でございすけれども、今日まで、幾度となく、行政機構の見直しをし、そして観光課の必要性と、やはり今ご指摘の所管の明確化というふうなことについては私も大事だというふうに思っております。

それ以上に大事なものは、職員の意識あるいは市民皆さん方の意識であるというふうに思っております。私も、この間、いろんな営業を受けながら、政庁前周辺整備に店舗の提案も受けております。その制約が、用途地域にひっかかってくるわけです。私は、強力に、今太宰府市にある企業といいましょうか、大きなものを立地することはできないと思いますけども、お土産、観光産業の延長上の企業が誘致できるような、せつかく意欲がある企業があっても、用途地域、制限があるためにあきらめざるを得ないというふうな状況等があります。ここ経験を何回もしておりますので、そういった意味からも、私は用途地域全体として、まず整備しなきゃならない部分等々もあるわけでありますので、その辺のところを強く、私は観念的に言っているわけではなくて、実行しようというふうに思っているところです。そういったところの整備を一つ一つしながらやる必要があると。

所管については、職員の意識と言いました。どういうふうにまちづくりをしたいのか、総合的な、何といいましょうか、マネジャー的な形、コーディネートする、そういったイメージする職員の育成が私は必要だというふうに思っております。それは、強いリーダーシップ、私のリーダーシップでできない面もございすので、その辺のところを含めて、私はイメージしておる、私どもが総合計画の中でイメージしておるまちづくりの実現に向けて、私はより知恵を出しながら、汗をかいていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） そういう方向でやって、やはり750万人からですね、来られるお客さんを、やはりただごみを残し、足跡を残して帰られるばかりではですね、これは、市民の税金を使って、その後始末をするだけではですね、非常にもったいないんで、やはりどうしてもそういう仕掛けをつくって、その750万人の方からですね、やはり本市が何らかの形で恩恵を受けるといようなことをやっていただきたいと思いますので、今後とも今市長のご答弁のとお

り、しっかり市役所全員でですね、気持ちを産業ということに向けてひとつ頑張っていたきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1項目めは、まほろば号高雄地区乗り入れについてです。

高雄中央通りも来年1月下旬によく完成予定を迎え、地域住民の長きにわたる要望がかなえられようとしています。しかし、まだまだ完璧とは言えない点が多少あるように見受けられます。

まずは、この道路が通学路だという周知徹底、この問題に関する速度制限や通学路の標識の設置、信号機の取り付け、横断歩道の設置などなど、児童・生徒やその保護者からの不安視される声はまだまだ数多く聞かれます。市長は、9月議会の武藤議員の一般質問の答弁で、「高雄地域等についても、平成21年4月に新規路線を開通させたいと思っております」とお答えになっておりますが、本当にこの道路の現状をごらんになって言われてあるのか、疑問に思います。

まほろば号を開通させることは、地元地域住民にしてみればとてもうれしく、ありがたいことですが、しかし今現在の道路状況を見たときに、開通よりも先にすべき点があるということをおわかっていただきたく、あえて今回はまほろば号高雄地区乗り入れについて質問させていただきます。

1、このような完璧ではない道路状況の中、市長は本当に来年、すなわち平成21年4月に新路線である高雄地域を開通させるのか。

2、開通をさせるというなら、高齢化率が約20%にも及ぶ高雄台区にも当然要望があると思われるが、高雄・今王線から高雄台団地の登り口の道路整備がいまだ行われていないが、今後の道路整備予定はあるのかないのか。

3、運行路線は、地元地域住民の意見を聞くのが一番参考になると思うが、聞く予定はあるのか、それとも市、バス会社の意見をもとに進めていくのか。

4、最後に、こちらも高齢化率が高いと思われる梅ヶ丘区団地内への乗り入れはどうお考えか。

以上、まほろば号について4点伺います。

次に、AED設置場所について伺います。

以後、このAEDの読み方を「エイド」と読ませていただきます。

2004年7月1日、厚生労働省がエイドを一般の人、非医療従事者でも使用できるようにする

報告書を都道府県、関係省庁などに通知しました。通知には、一般市民が緊急時にエイドを使用しても医師法違反に当たらないと明記され、一般市民もエイドを使って救命救急することが可能になりました。

エイドとは、自動体外式除細動器の略で、一般市民が簡単に、安心・安全に電気ショックを行うことができるようにつくられた医療機器です。たくさんの人が集まる場所にエイドを設置し、万が一のときに備えていただくことが望まれます。代表的な設置場所には、全日空の国内線、国際線にエイド配備を初め、駅や病院、公共施設などでもよく目にするようになりました。また、2005年に開催された愛知万博でもエイドを多数配置し、エイドによって助かった命も少なからずあったそうです。東京マラソンでは、男性ランナー2人がレース中に一時心肺停止状態となりましたが、消防署員らがエイドを使って蘇生措置をとり、いずれも脈と呼吸を回復しました。東京マラソンでは、エイドがコース沿道に配置されていたそうです。いかにこのエイドによって人命が救われたかがよくわかると思います。

子供の突然死の原因として、心臓しんとうというのがあるそうです。これは、胸部に衝撃を受けることで不整脈症状を起こし、心臓が停止してしまう状態だそうです。发育途上で、まだ胸の骨格がやわらかい子供が野球のボールを胸に受けて発症する例が多く、手当てが遅れば死に至る危険性があります。私も、少年ソフトボールの一コーチとして、練習や試合などの応援に行かせていただいております。これからの時期、朝方から冷え込んできます。子供たちに十分なウォーミングアップをさせても、人それぞれ違いますので、早く温くなる子もいれば、時間のかかる子もいます。練習では、軽目から時間をかけて行いますが、試合ではそうもいきません。子供たちには、日ごろ練習のときから、ボールは後ろにそらさないよう、体でとめろと指導しています。この練習中に運悪く心臓しんとうになってしまったらどうでしょうか。日ごろから練習しているグラウンドや子供たちが通学している学校ならともかく、本市の小学校の中でも他校に行けば、当然エイドの場所もわからず、ドアはすべて施錠され、校舎の中に入ることもできず。時間だけが過ぎていき、最悪死に至るという可能性があるということです。

そこで、今回は、問題点や今後の課題点を伺います。

現在、本市におけるエイドの設置マップなどはあるのかどうか。もしなければ、早急な対応が必要と思われますが、いかがお考えか。

次に、市民に対するエイド設置場所の周知徹底はされてきたのかどうか。

最後に、小学校の校舎内にエイドが設置されているのを見かけるが、夜や土日、祝日など、校舎内に入りにくいときの対応は今後どうされるのか。

以上、一刻も早く対応しなければ人命にかかわることですので、明確かつきちんとした対応策をお答えいただきたいと思います。

なお、答弁は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問のまほろば号の高雄地域乗り入れにつきましては、さきの9月議会の中でも申し上げておりましたように、平成21年4月には開通できるように現在事務を進めておるところでございます。

運行に当たりましては、解決すべき課題がたくさんございます。現在、西鉄等関係機関と協議中でございます。

次に、道路整備につきましては、高雄地域に限らず、これは市域全体的に、団地造成で行われました経緯がございまして、道路の不備については認識をいたしております。また、これを一遍で一斉にできるということについては不可能でございます。優先順位を決めて、どこからやるのが一番いいかと、どれが一番緊急度が高いかというふうな点で今進めておる次第でございます。

それからもう一つは、財源も、市民の税金だけではこれは無理でございます。国の補助でありますとか支援をもらいながら行っていくと。そのことが、前回でもお話し申し上げておりますまち整備再生事業として、向こう13億円ほど、事業規模で国のほうから認定を受けておまして、その整備事業、認定されております交付金を使いながら行っておるところです。

高雄台の11号線、家の前・今王線から高雄中央通り公園までについては、まさにこの補助を使った形で行う予定にいたしております。今年度でございますけれども、国庫補助事業といたしまして、平成21年3月末完了に向けて、平成21年1月から工事を行うようにいたしております。

次に、運行路線につきましては、現行車両が通れる路線となりますことから、幹線道路を中心に西鉄と協議をしておるところでございます。最大限6mの幅員がないことには許可がおりません。また、梅ヶ丘地域の団地内への乗り入れにつきましては、ご承知のように、道路が狭小でございます。したがって、どこまで乗り入れできるかどうかの検証は今いたしておりますけれども、基本的に現状の道路の幅員からいたしますと、団地内にそのまま乗り入れるということについては、車を変えないことにはできないと、難しいというふうに思っております。しかしながら、高齢化率が非常に梅ヶ丘団地等についても高いわけですから、その辺のサービスを最大限行うためにはどうしたらいいのかと、コースを含めて私は考えていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、部長のほうから回答させますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まほろば号の高雄地区乗り入れでございます。基本的な部分、市長が回答いたしましたとおりでございます。

道路の整備についてですが、今市長が言いましたように、平成21年3月末完了ということで計画をいたしております。中身につきましては、拡幅ということにつきましては、住居状態、そういったものから困難ということですが、道路の側溝を改修をいたしまして、その側溝にふたをするというふうなこと、それから道路の状況が非常に傷んでおりますので、全体的にやり



直すと、舗装工事を行うということとしております。

また、11号線ですが、非常に坂道が急ということから、従来から車の通行についてですね、地元からいろいろ要望出ております。この分につきましては、速度制限の要望が出ておりますので、筑紫野署のほうと今協議をしているということになっております。

それから、先ほど言いました側溝の改修にあわせて、路側帯、ここの部分をスクールゾーンというふうなことが強調できるような方策をとりたいと。1つは、今ほかのところでも幾つか進んでおりますけども、路側帯部分を着色をした、色をつけた舗装というようなことも一つの方法じゃないかということで、そういったことも検討に入れております。そういうことで、道路整備を行うということで進めておるところでございます。

また、先ほどの運行路線につきましては、市役所方面に来るということになりますと、どの路線を通るのが一番効率的かということ、それから一番はやはり収入が上がる、乗客、利用者が多いかということになります。そういうことからいきますと、現在西鉄が運行いたしております星ヶ丘線と重複するというふうなことが考えられる。これにつきましては、なかなか難しい面がございますので、こういうことも含めて、先ほど言いましたように、西鉄との協議をいたしておるということでございます。

ここの路線を通らないということになりますと、相当路線が限られてくる、非常に利用者がこれも限られてくるということになりますので、先ほどの車両の状況、道路の通行可能なところ、そういったところをあわせて関係機関との調整が必要になるということになってきます。その部分につきましては、地元の、高雄方面の地元の方のご意見もお聞きしながらですね、進めていきたいというふうに考えておりますし、以前も高雄方面の関係、区長さんあたりに、どういう状況かということ、皆さん方の意見はどういうふうなご意見持ってあるかということも聞いたこともございます。また、引き続きそういったところにつきましてもご意見を聞いていきたいというふうに考えております。

車両につきましては、いろんな方策が考えられますが、10人乗りとか28人乗り、こういうふうな車両もそれぞれあると思いますが、現在運行しておりますまほろば号は44人乗りになっております。これ以外の車両を使用するというふうになりますと、非常に条件が厳しくなってくると。ほかの路線との調整、そういったことから、まず予備車両が1台含めて合計2台が必要になってくるんじゃないかというふうにも考えております。そうしますと、運行経費、こういったものの関係も考えますと、小さい車両、車両を小型化したとしても、運行経費、具体的にはガソリン代、保険料とか、人件費ですね、こういったものについてはそう大きく変わらないというふうな話もあっております。そういうことから、現在の車両が一番適当でないかとも今現在考えておりますし、利用者の状況からもそういうふうなことになるかと思っております。

今のようなことで、高雄方面につきましては、複数の路線は考えられませんので、1路線ということを基本的に進めていく必要があろうというふうなところで調整を進めているところで

ございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、1つ目からちょっとお尋ねしていきたいんですけど。

昨日ですね、高雄の区長さんにですね、話を聞いたというか、伝えたんですよ、4月から運行開始になる予定ですよって。そしたら、驚きながらですね、聞いてないし、知らなかったというふうにおっしゃられていたんですね。で、市長が運行開始を決めたのであればですね、真っ先に区長さんや地域住民の方に運行開始予定があることを伝え、最大限協力をしていただくというふうに私は思いますが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ちょっとよく聞いておりませんでしたけども、この平成21年4月に開通するというについては、関係機関、当然梅ヶ丘の区長さん、南のほうの高雄あるいは緑台、あの付近の皆さん方等については、市長と語るふれあい懇談会等々もあっておりますんで、そこでも言明しておりますから、その辺のところについてはご承知だと。むしろそちら側から、地元から上がってきている部分ですから、そのことについて、いつごろ、早急に、なるべく一日でも早いほうがいいというふうな観点で今決定を平成21年4月としておりますから、その辺のところは地元は了解済みだと、むしろ熱望されておるというふうな部分を感じております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） でも、区長さんは全然、実際知らなかったというのははっきりとおっしゃってました……。

（「どこの区長さんですか」と呼ぶ者あり）

○3番（長谷川公成議員） 高雄の区長ですけどね。僕、昨日電話で聞いたんですよ。

（「そしたら……」と呼ぶ者あり）

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、直接は伝えてはないということですね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 知らないということがどういうことか知りませんが、恐らく忘れてあるのかどうか、じゃないでしょうか。行政的には、それぞれの中で何度となく言っておりますから、平成21年4月の認識があったかどうかわかりませんが、私どもの意識としては、悪意も何もありませんし、なるべく早い時期に、一日でも早い決定といいたいでしょうか、路線の開通をしていきたいと、それが住民の皆さん方の願いであるというふうに思っております。そういった気持ちでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。そしたら、バスの44人乗りを検討されているということですが、最近はやりのエコバスというのがあると思うんですね。燃費やCO<sub>2</sub>削減などを考慮したエコバス、これのお考えはありますか、導入のお考え、予定はありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現在、車両につきましては、最終的に決定まだいたしておりません。車両の購入にかかります費用、そういったものと、それから今言われるような環境から考えていく、そういった面も必要になってこようと思いますので、その分につきましても、購入について、また西鉄とも協議していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） バスなんですけど、最近、福岡市内とか行くと、結構派手なバスがあるのをご存じですか。ラッピングバスというらしんですね。広告をバスの外側一面にかいてですね、例えばピンクとか白とか黄色とかいろいろあると思うんですけど、そういうのも何か今後ご検討されれば、ちょっとした宣伝費になるというかですね、入ってくるんじゃないかなと思いますけども。

じゃあ、1 番終わります。

次、2 番行きます。次、道路整備なんですけど、来年 1 月からの工事開始だと言われましたけど、路側帯に着色されるということなんですけど、あそこ、中央線は引かれることになるんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 中央線等につきましては、筑紫野署との協議になります。道幅、そういったものとの関連もございますので、市のほうでということにはなりません、十分協議していきたいというふうに思っておりますが、現在中央線もありませんので、ちょっと難しい、困難ではなかろうかと思います、道路幅からいきますとですね。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） この高雄台の登り口はですね、本当通学路でもありですね、大変交通量の多い道路ですので、工事期間中はですね、十分注意していただいて、くれぐれも事故のないようお願いいたしまして、2 番は終わります。

3 番、運行路線に関してなんですけど、僕は、五、六年前に、当時高雄区の役員でですね、運行路線の話し合いを行ったことがありました。そのときは、行政職員の方もお見えになっていたと記憶していますが、あのときの話し合った運行路線はもう全く利用されないんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まほろば号の運行につきまして、路線につきましては、先ほど申しましたように、今現在検討をしております。以前から上がっておりますコース、そういったものも候補、もちろん検討の中には入ってきますし、今後も、どのコースが一番いいのかということ、そういった部分につきましては、先ほど地元のほうには十分周知がいつてなかったということもございますが、改めてそういうことを決めていくときにですね、地元のほうとも要望を入れながらしていくということになりますので、従来の路線はまるっきりもう白紙になっているということではございません。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ちょっとやっぱり不安があるんですけど、その運行路線がまだ決まっていなくてということですけど、本当にこんなことで来年4月の運行が可能なんですかね。ちょっともう一回確認のために。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 西鉄とは再三にわたって調整をしておりますので、この路線、この部分が最終的な部分として残るといふような状況にはなっております。この部分については、4月1日からの大きな方針がございますので、これは実現に向けて頑張っていきたい、いくということやらせていただいています。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。なるべく早目に路線を決定していただいてですね、皆さんに周知徹底されるようお願いしておきます。

そしたら、現在整備されている高雄公園にもですね、ぜひ乗り入れを検討していただいでですね、やっぱりできれば早い時期に地元説明会などを開いて、乗るのはやっぱり地元の方がほとんどでしょうから、路線バスやバス停などの周知徹底がされますように要望いたしまして、3番の質問は終わります。

次、4番、梅ヶ丘地域の乗り入れのことなんですけど、一口に梅ヶ丘地区といいましても、範囲は広くですね、遠いところでは筑紫高校のところまであります。今まで質問してきました高雄、高雄台、梅ヶ丘、この3区におきましては、まほろば号が運行された10年間もの間、料金だけで言っても、不公平、不平等に扱われてきました。まほろば号が運行されている地域は、片道100円で市役所まで行けますが、特に今言いましたこの3区はですね、まず西鉄バスで西鉄二日市まで出て210円です。もうこの時点で、運行している地域の往復分です。続けます。西鉄二日市から五条駅まで150円、これを往復にいたしますと、360円の倍で720円です。金額だけで言うと3倍以上の負担を強いられてきたわけです。伺いますが、なぜこの地域だけが今まで不平等に扱われてきたのかお答えください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 高雄方面を不平等にという意図は全くございません。まほろば号を運行する分につきましては、従来からもいろいろ出てますが、やはり経費というものの、いろんな状況がございますので、そういうふうなことを勘案しながら、路線の導入、そういったものについて、順次路線を決定してきて運行してきたという経緯がございますので、意図的なものではありませんので、ご了解いただきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） わかりました。いろいろと要望してきましたけども、やっぱりまずやっていただきたいことは、地域住民の理解と周知をとにかく早い時期に行ってください。一人でも多くの人たちに乗っていただいでですね、皆さんに喜んでいただけるようなまほろば号に

なることを願いまして、この質問は終わります。

では、2項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目につきましてご回答申し上げます。

突然の事故や病気で心肺停止を起こした場合、とうとい命を救うために、一刻も早く心肺蘇生法やAEDを使用した電氣的除細動を行うことが救命率の向上につながるということは十分認識しておりますし、大変重要なことでございます。

ご質問の市民への周知とあわせて、緊急時の対応といたしまして、夜間でありますとか土日、祝日などの校舎閉鎖時におきまして、人命にかかわることでございますので、学校に設置しておりますAEDを利用するよう対応しております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 私のほうから、まずエイド、AEDの設置しております施設につきまして申し上げますけども、これは平成18年度に財団法人であります福岡県市町村振興組合から寄贈を受けております。現在、市内の小・中学校全校を含みまして27の公共施設に設置をいたしております。

ご質問の設置場所を表示いたします正式なマップなどは作成はいたしておりませんが、市の広報に掲載をいたしましたし、また設置しております各施設には、ポスターなどによりましてその場所を示しております。今後とも、機会あるごとに広報等でその周知を図ってまいりたいというふうに思います。

また、小・中学校内のエイドの設置場所につきましては、緊急時に直ちに対応できるように、あるいはいたずら防止等々の管理面から、教職員の目が届きます職員室あるいは保健室の近くに設置をいたしております。

ご質問にありますように、心肺停止の場合には一秒でも早い措置が生死を分けることとなりますので、夜間や休日の校舎につきましては、緊急時の対応といたしまして、窓ガラスを割ってエイドを取り出し、緊急処置をしていただきたいというふうに考えております。

したがって、こうした対処方法につきましては、各学校の校舎内あるいは各施設などにおけるエイドの設置場所も含めまして、こうした対処方法を早急に周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） 答弁ありがとうございます。

先ほど教育部長のほうから、例えばガラスを割って使用してもらうという話がありましたけど、例えば近くに割る物がない場合ですね、そういうのもちよっとやっぱり、手で割ると大けがしますしね、そういうのもちよっとやっぱり検討しておいたほうがいいと私は思いますけども、いかがですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほどは、職員室あるいは保健室に設置をしておりますというふうに申しました。確かにガラスを割って入れるような場所に移動することも可能だろうというふうに思いますので、それらを含めながら検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） 本市において、27カ所設置されているとおっしゃいましたけども、このエイドについての何か、なければならないほうがいいんですけど、利用回数などがですね、わかれば教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在までは報告は受けておりません。

○議長（不老光幸議員） 3 番長谷川公成議員。

○3 番（長谷川公成議員） 私がですね、このエイドに関して調べているときに市民の方からちょっと聞いたんですが、一昨年ですね、恐らく設置されたぐらいの時期だと思います、2006年6月ごろとおっしゃってましたので、で、あるスポーツ団体の一人の大人の方なんですけど、がですね、心筋梗塞を練習中に起こしたそうなんです。そのとき、エイドが恐らくどこかにあるだろうというのはわかっていたらいいんですけど、夜の練習中だったので、学校は施錠され、開かない。玄関のガラスを割って入ることも考えたが、どこにあるのか場所がわからなかったため、あきらめて自分たちで済生会病院まで運んで、事なきを得たらしいのですが、そのとき治療に当たってくれたドクターから言われたのが、あと30分遅かったら命の保証はできませんでしたよと言われたそうです。

やっぱり救急救命というのは、生存確率がですね、大体1分過ぎると10%ずつ下がっていくと言われてます。5分過ぎると、やっぱり生存確率が約半分になってしまうわけで、せっかく高いお金をかけて設置したエイドの場所もわからない、場所はわかっているけど、かぎがしまっていて持ち出せないとなると、やっぱり全く意味のないものになってしまいますので、こちら辺の早急な対応をお願いいたします。

では、質問に移ります、質問というか、要望ですね。施設利用をする際に、申込者は必ずいきいき情報センターに利用許可証をもらいに行き、その場で料金を納めるシステムになってますよね。その際に、利用場所によって違うとは思いますが、エイドの設置場所などを記した説明書を一緒に渡したらどうですか。検討していただけますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） エイドについてですが、例えば広く使われているのは学校等だと思います。で、学校というところは、ご存じのように、昼間生徒が、多いところでは800人から、それから少ないところでは300人ぐらいおるわけでございますので、その辺のことを第一義的に考えて設置しておかなければならないだろうと思います。そういう中で、夜とか、また日曜、土曜日とか使われるときに、それを使いやすいような状況にしておくという意味合いですね、ぜひ私どもも、今指摘がありましたように、わかりやすく、またガラスを割ってでも入っていいようにというような対応を考えますのでね、使用の責任者のほうもですね、ぜひその辺を確認するとか、そういうふうなご努力、お互いし合って、より安全にしていってらと思っております。

それから、やっぱり何を置いてもですね、やはり救急車とか心肺蘇生が先じゃないかと思えますのと、それから特に休みの日は、当番医なんかの確認とかですね、お互いに安全に対する配慮というのをしながら、そういう不慮の事故がないようなふうに進めてまいりたいと思っておりますので、皆様方からのご協力をよろしくお願いしますし、私どももまた、学校とも十分相談したり、施設と相談しながら進めたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

人が多くですね、集まる場所として、やっぱり行政区などの公民館もですね、考えられると思うんですけど、市のほうから、全額はやっぱり、40万円、50万円すると思うんですけど、なかなか難しいと思うんですけど、例えば補助金を出してですね、設置などを進められてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） このエイド、機材につきましては、先ほどおっしゃいましたように、20万円、30万円、結構高価な金額になります。各公民館に設置ということも一つありましようけども、やはりまずはそれぞれ市民の方々が、そういう、特に子供たち、あるいは関係者を指導してある方が、119番通報でありますとか、そういう人工呼吸法を研修受けるのかというのをまずやっていただいて、それからまた今後も年次計画を含めながら検討をしていく必要があらうというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 最後になりますけども、冒頭ですね、壇上で少年ソフトボールの練習のことについて触れましたけども、本市からもプロ野球選手が誕生しています。市長の地元あたりの選手だと思えますけども、野上亮磨選手ですね。パ・リーグを制し、日本一、アジアになったあの西武ライオンズから何と2位で指名されまして、今後の活躍を非常に楽しみにしているところであります。で、野上選手もですね、地元少年ソフトボールチーム出身ですね。あの水城西リトルビスカウンツというチームなんですけどね。やっぱり元気で健康に育ってい

った選手だと思います。今後はですね、この選手を目標に、子供たちは恐らく頑張っていくことでしょう。

本市におきましては、やっぱり子供から高齢者までの人々がですね、もし何かあっても太宰府の公共施設は大丈夫だと言われてですね、安全で安心してスポーツできる環境が整備されますことを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております3項目について質問いたします。

市長のマニフェストの中に、子育て環境と高齢者・障害者の福祉の充実というのがあります。そこで、子育て環境整備など、組織と機構改革、市職員の再任用について、次の3項目について質問いたします。

1項目めは、子育て環境の整備について質問します。

1点目は、次世代育成支援対策として、待機児童ゼロ作戦の推進の方法について、公立南保育所の定員を60人から90人に拡充されました。定員を増やただけで、保育全体の質の向上になっているのか。

2点目は、認可保育所に入所する場合、保育所受け入れを判断する基準、決定はどのようになっているのかお聞きします。

3点目は、認可保育所の公立保育所が次々に民間委託になり、今度は公立南保育所が民間委託する話がありました。民間委託のわけとは何でしょうか。

平成18年4月1日に公立保育所の都府楼保育所を民間移譲され、問題点等はなかったのかお伺いいたします。

次に、2項目めは、組織と機構の改革について質問いたします。

1点目は、組織機構の改革を昨年10月に実施され、1年が経過してまいりました。市長がマニフェストに言われるように、組織は人なり、職員の意識改革だと言われています。

その観点から、この1年間で経過した現在、何がどう改革できているのか。

また、これからのまちづくりの中で防災意識が高まっています。安全・安心の危機管理の観点から見て、事務分掌の中に災害に対応される部署が見当たりませんが、市は災害が起きた場合、どのような組織体制を考えておられるのかお伺いします。

2点目は、市職員の専門技術職員に欠員が生じた場合、人員配置は適正に行われているのか。現状としての市の保育士3名であったのに、昨年欠員のまま2名となっています。

本市での地域保健における保健師等の役割は何でしょうか。

3点目は、施政方針にも言われておられます女性の登用率30%であります。現在本市では、外郭団体も含み、女性の職員の部・課・係長、一般職の登用率と外郭団体での女性の登用率及

び管理職の男女の比率をお聞きします。

最後に、3項目めは、市職員の再任用について質問いたします。

太宰府市では、再任用の取り組みについて、平成19年9月29日に条例が定めてあります。再任用の現状または条件、期間というものが適正に動いているのかお聞きします。

以上、3項目について、項目ごとに積極的で実効性のある答弁をお願いします。再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次世代を担う子供の育成、育児支援につきましては、多様化する社会状況や家庭、児童を取り巻く環境変化で、子供の育ち、子育てをめぐる環境が大きく変化をしております。

太宰府市では、平成17年3月に策定をいたしております次世代育成支援対策行動計画、いわゆるこにこプランを軸といたしまして、各種の子育て支援策を行っております。平成21年度がその見直し時期になっておるところでございます。

見直しに当たりましては、市民のニーズ調査などを行いまして、健やかな子供の成長をさらに本市の重要施策、重要課題と位置づけまして、子育て支援の充実に努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから説明させます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の子育て環境の整備につきましてご回答申し上げます。

待機児童ゼロ作戦の推進の方法、保育の質の向上につきましては、保護者や保育所の意見を聞きながら、常日ごろから保育所と市との連携を保ち、情報の提供や助言、指導を行いながら、保育所との連携を図っております。

待機児童の解消に向けましては、新たな保育所の開設や定員枠の拡大を図る方法が考えられます。

今後の対策としましては、現在も行っております、定員に余裕のある保育所への入所を進めるとか、定員の拡大を図るなど、待機児童の解消に努めたいと考えております。

2点目の保育所への受け入れの基準と受け入れの現状につきましては、一般的に認可保育所の入所要件としまして、保護者の就労や病気または親族等の介護などにより、昼間の保育が家庭において十分できないなどが入所要件となっております。入所の決定に際しましては、個々のご家庭の状況と就労日数や勤務時間、月の就労が16日以上、1日4時間以上などの要件に該当し、保育に欠ける状況があること、または入所の緊急などを総合的に判断をしまして、その度合いが高い児童から入所決定を行っております。

3点目、都府楼保育所民間移譲後の状況、問題点につきましては、保護者のご協力のもと、保育園の運営は全般的に安定した運営がなされているものと理解をいたしております。移譲の際の条件でありました特別保育の充実などにつきましては、子育て世帯の需要の動向や保育所

保護者会の要望なども確認しながら、実施に向けて対応していきたいと考えております。

次に、南保育所の民間委託の理由でございますが、昭和63年に策定しました第1次行政改革大綱及びその後における第2次、第3次の行革大綱の推進項目であり、市が行政運営を進める上で、最少の経費で最大の効果を上げることは行政の責務であり、現下の厳しい本市の財政事情では、特に重要な課題と考えております。

保育業務につきましても例外ではございません。民間が持ちます活力や柔軟性、専門性、効率性などを生かしていく必要があると考えております。このようなことから、今般、南保育所の保育業務について民間に委託を行い、民間委託により生じます人材や財源を今後の子育て支援策の資源として活用するものでございます。

今回民間委託を行います南保育所は、解放保育所としての設置目的や意義などがございます。今後ともそれらを堅持するため、保育所の保育業務の部分で民間に委託する公設民営による方法で今後の保育所運営を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

まず初めに、市長の政策の方針について、南保育所を待機児童ゼロ作戦の推進のために拡充されたわけなんですけれども、南保育所の定員を60名から90名に、人数が変わったということしか私は理解ができてなくて、入所希望をする方が多かったわけでもない。そして、昨日の渡邊議員に対しての答弁にもあったように、平成19年度入所の4月での人数は40人であったと。それから、入所を増やすために努力をして、8月に60名になったということで、民営化を考えたということなんですけれども、先般、平成20年12月9日の環境厚生常任委員会で付託されました議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」については、審議、採決した結果、可決されました。私としては南保育所保育業務委託債務負担行為は賛成の立場でありました。しかしながら、議員質疑の中で不明瞭な点が数々ありましたので、解決されていない部分があったので、口頭ではなく附帯決議案を要望として出させていただきましたが、環境厚生常任委員会の中で附帯決議案については反対意見ももらえずに否決された状態です。

そこで、要望の内容の一つに障害児の受け入れを積極的に行い、市は定期的チェック及び指導をすることを要望として上げさせていただきました。もう一度、確認のためお聞かせください。

市内認可保育所での障害児保育をする4保育所があるかと思いますが、障害児は現在のところ南保育所は1名、都府楼保育園はゼロ名、水城保育園と五条保育所の人数をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 大変遅れて申しわけありません。障害児受け入れは、市内の保育所全部で17名でございます。どことどこの保育所か、済いません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 水城保育園と五条保育所です、2カ所。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 水城保育園につきましては2名、五条保育所につきましては6名が入所いたしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この前の常任委員会のほうでは13名ですかね、ということで報告があったようですけれども、足しても13名にはなりませんけれども、数が足りないんですけど。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） もう一度、保育所ごとに申し上げます。

五条保育所が6名、南保育所が3名、保育所太宰府園が2名、水城保育園が2名、筑紫保育園が2名、都府楼保育園が2名でございます。ただし、この障害児の判定というのが、特別児童扶養手当をもらってある方は障害児という判断、それから療育手帳を持ってある方も障害児という判断。そのほかに、この特別児童手当と療育手帳をお持ちでない方でも保育所がADHDとかという症状と判断をした者も含めております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、部長のお答えを聞きますと、認可保育所を太宰府市がホームページのほうに出されている分がありますけれども、この中には保育所太宰府園には障害児保育のことは書いてなかったんですよ。それで、ここで見るからには都府楼保育園と水城保育園と南保育所と五条保育所だけが障害児保育というのがあるように書いてあるんですけども、私はこの4カ所しか障害児を受け入れられていないものと思っております。その点についてはどういうふうにお考えか、説明してください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 私どもの手元でございますこの障害児の資料に基づいてお答えをいたしておりますので、ホームページと相違があるということでございますので、確認をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 結局、障害児を持った保護者の方が実際にこれを見て、どこの保育所が自分の子供に適して、どういうふうなところに行ったらいいのかというのが早くわかるようなホームページだろうと思いますので、早目にこの対処をしていただきたいと思います。

もうわかりましたので、次に入らせていただきます。

私ごとでございますけれども、平成19年の統一選挙にて、私は選挙公約として子育て支援と子供の教育環境の整備を掲げさせていただきました。私が選挙に出馬するきっかけになったことは、このことでございます。子育て支援課の窓口と保育の整備について質問いたします。

これは、平成19年2月ごろに実際にあった事例で、お母様の声ですので、お聞きください。

障害者、障害児を持つ保護者が窓口で相談に行かれました。子供さんの症状をお話をされたそうなんですけれども、窓口の対応は話を一度聞かれたそうです。それで、そのお子様の状態を聞きながら、もうおたくの子供さんの受け入れは多分できないですねと言われたそうです。私もまだそのときは外郭団体の職員であったために、話を聞くだけしかできませんでした。それで、その子供さんは腰に少し障害を持ってありました。そして、公共施設の託児つきの講座にも行ってらっしゃったお子様が、窓口でできませんということだけだったらしいんです。それについて、受付ではそんなふうに言われるんですかね、一言でできませんと。その子供さんの容体を聞いてできませんということはあるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 窓口のことでございますので、子育て支援課長に答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） どういった内容で相談されたかちょっと私、把握しておりませんので十分な答えになるかどうかわかりませんが、現状としましては窓口にお見えになってお母さん、保護者の方の相談等を十分聞いてですね、そういった中で、あと子育て支援センターの所長、担当者等交えまして、直接本人さん、保護者との面談を行ってます。さらに、入所を希望してあります保育園の所長と主任等が、本人さんがその集団保育になじむのかどうかとかですね、そういった部分を判断して現在は受けてます。平成19年2月という部分についてはさっき言いましたように、その相談の内容がですね、どういった内容でされて結果的にお母さんがどう受けとめられたのかちょっと把握できてませんので、ちょっと何ともお答えしようがないんですが、現状としましては先ほど申し上げたような状況で、市としては積極的に受け入れる方向で今現在は行ってます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この入所案内の中には、障害児保育対象児童の面接ということが記されてまして、1次審査の入所基準を満たしている場合は次の2次審査に行きまして3次審査ということに審査をした結果、そこで初めてその保護者に、おたくのお子様についてはちょっと入所ができませんということであろうというように理解しているんですけれども、その平成19年2月ごろに相談に行かれた方は、おたくのお子様については、歩行器が必要だったので、多分私のそのときの考えではバリアフリーになってなかった、施設がですね、受け入れができなかったということで窓口が断られたんだらうというようにいいほうに理解を私はしていました。ところが、その方はもう太宰府市では受け入れができませんでしたので、すぐに近隣市のほうに相談に行かれました。そしたら、すぐに受け入れができました。その受け入れが何年もたつての受け入れだったらわかりますけれども、1日2日の違いでどうして近隣市の障害児の受け入れができて太宰府市の受け入れができなかったのか、それはどういうふうにお答えされます

か。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） さっき申し上げましたように、どういった状況であったのかちょっと把握できていませんのでちょっとお答えしかねますが、ただ今言われた近隣市がすぐ受け入れたということでございますけど、ただ先ほど申し上げましたように、障害を持ってあるお子様の保護者からそういった相談等があったときはですね、十分話を聞きながら現在対処しますので、今言われた部分についてはちょっとお答えを控えたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その詳しいことは私のほうでまた後日お話ししたいと思いますけれども、私はそのことについて言いたいことは、結局、民間委託にしても公立にしても、やはり民間に移行する場合について、民間業者の引き継ぎとかを明確に行っていただきたいということをお願いわけです。公立保育所から民間委託にするときに、保育全体での待機児童ゼロ作戦の推進とともに、すべての子供と子育てを大切にする取り組みを今後もさらに続けていってもらいたいと思いました。一応この1点目はこれで終わりたいと思います。

2点目の、認可保育所に入所する場合の認可保育所の8カ所の現在の児童数は何名でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 定数が780名に対しまして、現在の入所児童数は901名でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 正規入所申し込みというのは、この入所の案内のほうで書いてありますのでわかりますけれども、職場復帰や転入された方が年度途中に入所を希望する場合の方法についてちょっとお尋ねいたします。

これも先日会った保護者の話でございますけれども、来年1月から入所を希望するために6月に窓口に行かれたそうです。そのときに、希望する入所児童はゼロ人だったそうです。それから、その場で申し込みをされて月日がたって市のほうから何も連絡がないので、先月11日に窓口に行かれました。そしたら、窓口のほうでは、途中の入所の方については連絡をされないとされました。なぜそのことを6月時点でわかっていたのにもかかわらず、入所できる人だけには連絡するようになっていると、入所ができない人には連絡はいたしませんということなのですが、それは間違いないかどうかをお答えください。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 中途入所につきましては随時受け付けを行っておりまして、各保育園に空き状態を確認した上でですね、毎月1日、15日、これちょっと休みの場合日にちが前後しますが、入所審査というのを行っております。その審査は、入所希望日がですね、審査日から2カ月以内の人を対象に先ほど申し上げました1日、15日に審査を行って、その結果等を

ですね、保護者の方に連絡しております。6月に申請されて先ほど11月に本人が聞いた結果がそういうことであったということでございますけど、多分ですね、入所申請をされる際にですね、そういった説明は担当がしているかと思います。それが十分でなかったかもわかりませんが、今後そういうことがないようにですね、していきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 事情はわかりましたけれども、この入所をされる人は、お互いに働いていかなければならない人とか、先ほど言われましたように入所の優先順位もあるかと思いますが、保護者の不安を払拭させるということをや、やはりこれはすべて平等でないといけないと思うんです。それで、できればですね、それはもう何百人という数がいればですね、無理かもしれませんが、本当に説明をですね、こういうふうな途中に入所される場合の通知を出すときの基準とかもですね、その保護者の方に本当にわかるような、だれが、どの職員が入っても同じことを言えるような窓口にしていだきたいと思っております。

それから、待機児童をなくすためにほかの保育所を紹介するということとかも必要となると思いますが、待機児童の解消に向けた基準で保育所への入園入所円滑化対策として、許可定数の25%を超えても差し支えないということになっているかと思っておりますけれども、この太宰府市の保育所もこの基準には当てはまるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（花田正信） 国の通達というのがたしか平成10年だったと思いますが、そういった通達が来てますので、太宰府市もそれに応じて今言われた内容で承っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私のほうで今日、参考資料として配付しておりますけれども、この配付資料は県内の市町村の保育支援ランキングで、太宰府市のほうは最後から2番目ですが、市町村の受け入れ数とか支援策を点数化したもので、参考にとりまして出ささせていただきましたけれども、子育て応援プランとしてひとり親、家族の共働きや家族構成や就労形態がますます多様化する社会になってくるかと思えます。特に、障害児を持つ保護者にとっては、健常者と一緒に保育園などに通わせたいというのがやっぱり親心ではないでしょうか。子育ての新たな支え合いと連携をお願いしたいと思っております。

次に、3点目に入らせていただきます。

3点目の件ですが、現在の都府楼保育園の障害児の児童は3名ということで先ほど言われましたけれども、都府楼保育園には3名ということで、あとほかの五条保育所に6名ということなんですけど、民間委託になったところは障害児の受け入れが少ないように思われますけれども、障害児の保育は公立保育所に任されるということで私のほう認識してよろしいのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午後 1 時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 本議会におきまして、都府楼保育園の障害児の人数につきまして数字が誤っておりましたので、確認をさせていただきます。

都府楼保育園の障害児の入所児童は2名でございます。訂正をしておわびを申し上げます。

なぜかと申しますのは、身体障害者手帳を持ってあるお子様、これはもう障害者でいいかと思ひます。療育手帳を持ってあるお子様、これも障害児と認められるかと思ひます。ところが、親としては障害児としては認められない、認めていないというお子様もいらっしゃいます。しかし、保育所や保育園が配慮が要る子と判断しているお子様方もおるわけでございます。そういったことから、数字がぶれてまいりましたけれども、私どもでそういう配慮が要る子までを言いますと、五条保育所が6名、南保育所が3名、保育所太宰府園が2名、水城保育園が2名、筑紫保育園が2名、都府楼保育園が2名ということでございます。

それで、数字については訂正をしておわびを申し上げましたけれども、原田議員のお尋ねの公立保育所になぜ障害児が多いのかというお尋ねにつきましては、保育所の入所につきましてはまず第一義的には保護者の入所希望が、1番目はここ、2番目はここ、3番目はここ、4番、5番、6番というふうに希望の順位をお尋ねしますので、第一義的には入所希望によりまず保育所を優先的に指定をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ありがとうございます。私は公立保育所でも民間保育所でも保育には変わりはありませんので、その保育の仕方が変わってもらっては困りますので、障害児の受け入れもやはり公立のほうが多かったのも、私自身の思いは受け入れをしたくないんじゃないだろうかということで実際に思っておりましたけれども、それが今、部長が言われているように保育の受け入れが保護者の要望ということで聞きまして、この点については終わりにしたいと思ひますけれども、あとは結局、保育の向上を図る共通の目的に合った信頼関係だと思ひますので、民間委託については、今まで南保育所の職員の方とか働きやすい職場づくりをやっぱりつくってこられたと思ひますので、子育て支援の充実に頑張っておられる職員の方、保護者の方ですね、十分な意見を聞いていただいて合意にとりつけるように持っていってほしいと思ひております。

そして、今一番大事な子育て環境の整備については、やはり子は宝ということで市長がいつもおっしゃっておられますので、太宰府の次代を担う子供たちのために学校、社会教育、保育園のあらゆる施設のバリアフリーの改修はぜひとも進めていっていただきたいと思ひております。

それから、障害児保育指導員等の配置、現状の見直しと改善を今後一層頑張っていただきまして、3月の議会までに努力しますということでお話を聞いておりますので、再度お願いして1項目めはこれで終わりにしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 組織と機構改革についてご回答申し上げます。

昨年の10月に実施いたしました機構改革では、部の廃止に伴います建設経済部門の再編や企画と財政の組織統合など簡素効率化を基調といたしまして、市民、事業者にとって窓口がわかりやすく利用しやすい組織とし、意思決定の迅速化を図りましたことがその成果と考えております。組織におきましては、限られた人的資源をいかに有効に活用し、行政課題を解決していく体制づくりを行うということが常に重要な課題でございます。また、前回の機構改革から1年半ではございますけれども、職員を増員しない中で行政を効率的に運営していきますためには、いま一度組織のコンパクト化、大きくくりを行う必要があると考えております。

今回の行政機構の改革につきましては、さまざまな行政課題でありますとか、あるいはマニフェストの早期実現に向けまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるように検討を行い、平成21年4月1日に実施するものでございます。

なお、災害に対応いたします部署につきましては、事務分掌条例並びに職務執行規則に規定しておりますとおり、消防及び防災を総務部協働のまち推進課で担当をいたします。

人員配置に関しましては、毎年各課のヒアリングや職員の異動希望調書を考慮しながら適正に実施をしております。また、本年度におきましては、現在取り組んでおります事務事業の達成に必要な人員を把握いたしますために、また来年度の職員採用に向けての基礎調査を兼ねまして事務量調査を実施するなど、職員数の適正化に努めてきているところでございます。

市保健師につきましては、育児休業中の職員1名を除きまして、保健センターには係長職を含めまして4名、高齢者支援課には1名、合計5名を配置をいたしております。また、嘱託保健師を育児休業等の代替として保健センターには2名、高齢者支援課に介護支援専門員として2名、国保年金課に医療費適正化特別対策事業として2名の合計で6名、総計いたしますと11名体制で地域保健事業を推進しているところでございます。今後、メタボリックシンドロームなどの健康対策として保健師の需要がますます高まっていくものと考えておりまして、適正な人員配置に努めてまいりたいと思っております。

次に、女性の登用率でございますけれども、正規の職員で男性が70.7%、女性29.3%、再任用、それから臨時、嘱託職員を含めまして男性で52.2%、女性47.8%となっております。また、この間10年間の新規採用職員の比率を見ますと、ちょうど50%となっております。役職別に女性の登用率を見ますと、部長職はございません。課長職では保育所関係の技術職を含めて3名の11.8%、というふうなことでございます。係長職は11名の16.7%、役職以外では86名の36.4%となっております。また、外郭団体につきましては、事務取扱として配置して

いる職員が7名おりますけれども、そのうち女性2名で28.6%となっております。管理職の配置はいたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 2 項目めの1 点目のほうから再質問をさせていただきます。

この事務分掌のほうを見させていただきましたけれども、例えばですね、協働のまち推進課、防災安全係ということに去年10月1日からなっていますが、それまでは総務課に消防防災係というのがありました。その見直しで協働のまちの推進課の防災安全係に変更になっておりますけれども、その中には安全については防犯専門員が1名おられると思います。しかし、防災のほうにはそういうふうな地域防災指導員とかという専門職がないということが1つと、昨日の清水議員と市長とのやりとりの中で、本当に危機管理について太宰府市は取り組んでおられるということは話はわかりましたけれども、ある市の事務分掌の中の危機管理体制の整備に関することという中には、防災対策という課があって交通安全課があって生活安全課があって消費生活センターに分けられています。危機管理というもののの中に防災対策というのを設けて、その防災の対策については2 番の防災の総合調整に関することに入ってくると思いますけれども、防災というのが本当に幅広い、防災訓練及び防災会議、自主防災組織の指導や育成、本当に防災ということになりますと大変な仕事になってくるかと思いますので、私は危機管理の観点から、災害については防災は縦割り行政の弊害をなくすことが必要であって、立案とか事業実施ということは危機管理ではやっぱり横割りの組織が必要でないかと私は思います。

そこで、災害を防ぐために防火、防災の啓発や実地訓練、防災の資材整備とかを平常時にこういうふうなことをしておかなきゃいけないということで、防災安全係の事務分掌をもう一度見直していただきたいと思います。

それから、現在ですね、協働のまちの推進課は地域コミュニティ推進係と防災安全係の1 課2 係で、今度の新組織になりますと1 課3 係となるわけでございますので、本当に防災安全係長というのはやっぱり朝夕、土曜日も関係なく日曜日等24時間の体制で災害が発生したときには現地に出動されます。消防団と一緒にですね、されるんですけども、本当に今のままでいいんだろうかと思いますので、人員配置の問題を含め、先ほど人員のほうも確保していきますということです、よろしくお願いいたしますと思います。この事務分掌のほうでは、それを総合的に機能的である機構の見直しをしていただきまして、2 項目めの1 点目を終わらせていただきます。

2 点目については保健師の採用で、去年から1 名の欠員が出ていたということで、今回3 名の保健師が入ったということで安心しておりますけれども、行政保健師というのはどういうふうな役割をしていくんだろうかというところから今回一般質問させていただきました。10月に環境厚生常任委員会にて長野県の佐久市に視察に参りました。佐久市の独特の保健補導員の取り組みがあり、行政のお手伝いをするだけではなく、自主的な組織活動を通じてまずはみずか

らの健康意識を高め、さらに地域に広め、地域ぐるみでの健康で明るい社会を築いていこうとするものです。平成19年度には715名の組織でこれまで2万3,000人の方が携わり、自分の健康は自分で守る意識が育てられました。そして、この佐久市には、保健師の人数が32名ということでお聞きしました。私、太宰府市は……。

（「時間がなくなるよ」と呼ぶ者あり）

○1番（原田久美子議員） はい。それで、保健師の対応をもう少し考えていかなければならないんじゃないかなと思いましたのでここで質問させてもらいましたけれども、1名の追加があったということで、この2項目めの2点目も終わらせていただきます。

3点目についてなんですけれども、女性登用率につきましては先ほど市長が言われましたように29.3%というような数字がありましたので、少しは安心しておりますけれども、まだ30%に達していません。女性には出産、子育てで、産前・産後休暇とか育児休暇の取得があるので、それでロスした時間での仕事の経験不足というようなことから、女性は少し、実績と評価が男性のほうから見ればちょっと懸念されるようなところもございますけれども、太宰府市の女性の場合にはそういうふうなことはないと思いますので、今後30%の実現に向けてさらなる女性の採用をお願いして、この3点目についても終わらせていただきます。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次に、再任用の取り組みについてでございますけれども、この制度は年金制度の改革に伴いまして平成13年度からスタートした制度でございます。従来、60歳から支給されます年金が65歳まで段階的に停止されることになりましたので、その収入の目減り部分を就労するという形で補てんをする考え方になったものでございます。

任用に当たりましては、地方公務員法の規定に従いまして、従来の勤務実績等に基づきまして選考によりまして1年を超えない範囲内で任期を定めて任用するものとなっております。また、段階的には任期の更新ができるものとなっております。本年度は通算で4年間、平成22年度以降では通算5年間の任用が可能になります。また、職務につきましては、週5日勤務の常勤と週4日未満の短期勤務とがございまして、本市におきましては現在、週休3日勤務で本庁4名、保育所1名の合計5名を任用いたしております。

なお、来年度につきましては、現在のところ未定でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） この制度につきましては、平成20年度の退職者の総数と再任用対象人数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 退職者が一般職で12名、それに勸奨が1名ですので13名ですかね。それから、技能職が4名、計の17名の退職が予定されております。

それから、再任用の関係ですが、既に再任用のヒアリング、本人の希望をとっておりますが、数名は再任を受けないということで、ほとんどの職員が保留という形になっております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ポイントだけを質問させていただきます。

団塊の世代と言われる人たちが、この制度の対象となり、今後大量の退職者が出ると思えますけれども、基本的に再任用については本人の希望は尊重するということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 本人の希望を尊重することには変わりはありませんが、大原則がございまして、気力、それから体の体調ですね、そういうものが万全であるということが前提になっておりますので、本人の希望に沿えない場合もあるということがございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私の今の理解でいいとすれば、その先の保障のためにも本条例の趣旨に沿って再任用をしている者や再任用でない者につきましては、その取り扱いについては平等であるべきだと私は思います。来年の再任用予定者の数はこの前17名ほどと言われましたので、17名ぐらいの方が今度退職されたときに果たしてできるかどうかの心配をしております。年金の受給までのつなぎのための基本であるということを理解して、私の一般質問にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11 番（安部啓治議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして始めさせていただきます。

昨年、環境省が「一村一品・知恵の環づくり」事業をスタートさせました。これは、企業や地域ぐるみで取り組む地球温暖化防止対策のアイデアを募集したもので、県レベルで市町村ごとの品評会を実施し、全国大会も予定されておりました。本市でも割りばし回収など地道な活動がなされておりますが、これらも応募に値するのではないかと考えております。

さて、環境問題が大きく取りざたされる今日、本市ではナショナルトラスト運動としての多額の予算を使って大佐野ダム周辺域の山林を環境保全林として購入しているわけですが、購入後の管理状況についてお伺いします。

かつては間伐や下刈りによって状態が保てたのですが、材木の長引く廉価、人件費の高騰によって本当に山が荒廃してきております。ご存じのように、山は命の水をつくり、川をはぐくみ、海の恵みを与えてくれる重要な役割を持っております。ましてや、ダムにおける水質保全のための事業であれば、なおさらこの公有地の管理を大切に考えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、これまでも市としてエコオフィス対策を実施してされましたが、市庁舎はもとより体育館、学童保育所等々公共施設の屋根や外壁、駐車場やプールサイド等の表面に対して非常に遮熱に有効な太陽熱高反射塗料というものがあるそうです。原価は5割程度高いそうですが、日射反射率が通常の塗料よりも50%程度大きく、データによりますと屋根の裏面温度を15度から20度程度低減する効果があるというもので、室内の空調コスト削減になり、今後期待されているそうです。今後の改修時に利用されることはできないか伺います。

次に、太宰府ブランドの開発と援助について伺います。

皆さんはみかん de パンという名前を聞いたことがあるでしょうか。福岡農業高校食品科学科の生徒さんたちが県産ミカンを使って開発され、今ローソンで売られております。今回は太宰府政庁跡の梅を使って梅納豆、梅ソース、梅酢みそをつくれ、今年の農業祭でアンケート調査を実施したとか、報告に訪れたとき市長がこれは売れると太鼓判を押したそうです。

今、市内には献上岩塩や宰府うどん、そうめん、梅酒など、これまで官民でオリジナルブランドの開発を手がけてきたわけですが、今後これらの販売や販路の拡大、さらなる新商品の開発に対して市として何をするべきなのか、してあげることができるのか考えを伺います。

次に、11月20日に運行を開始されたマミーズ・まほろば号についてであります。まずもってかねて懸案であった東観世地区に1企業の協力で高齢者の外出支援がなされたことに敬意を表します。しかしながら、市として補正予算認定以前の事業開始については、それほどの緊急性があったのか疑問が残ります。また、今後仮に他の企業から同様の申し入れがあった場合はどのように対応されるのか。自治体としての公平性について、例えば独占禁止法などに抵触のおそれはないのか、あわせて伺います。

運行許可の関係から利用料は無料とのことですが、市民はまほろば号の名がつく以上、従来のバスと比較するわけで、相応額を寄附していただくなり車内販売に協力していただくなり、何らかの方策が考えられないか。また、今後の利用状況によっては廃止もあり得るのか。また、この方式による梅ヶ丘、高雄地区や高齢化率の高い湯ノ谷地区などへの乗り入れは考えていかれるのかどうか伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の環境対策について、1点目の緑地公有化事業ほか事業地の保全につきましては、大佐野ダム上流緑地保護地区の公有化を平成7年度から年次計画に基づきまして継続的に公有化を実施しているところでございます。公有化面積につきましては、平成19年度末で279,744㎡となっております。現在、公有化を進めております地域の保全、管理につきましては、大佐野ダム水源涵養林としての役目を持っておりますけれども、重要なことだと思っております。今後は、森林の調査を行いながら必要に応じまして間伐を行うなど、維持管理等の方策を検討してまいりたいと思っております。

2点目の市の公共施設の改修時に遮熱に有効な太陽熱高反射塗料を利用できないかというご

質問でございますけれども、太宰府市の環境保全実行計画に沿いましてエネルギーの使用の削減に取り組んでおるところでございます。この計画の中の建築物の建設あるいは管理に当たっての配慮事項の中に、エネルギー効果を高める素材の使用を明記をいたしております。市が率先して計画に沿った取り組みを行うことが、市民あるいは事業者到低炭素社会づくり参加への大きな啓発につながるものと考えておりますので、今後の参考とさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 先ほど前段で言いましたストップ温暖化の「一村一品」大作戦でございますが、これ県単位で福岡県では減CO₂（げんこつ）自慢大作戦2008と銘打ってですね、ちなみに今年の最優秀賞は北九州市若松区の楽しい株式会社が受賞されて、全国大会に行くようでございます。

最近、斉藤環境大臣にお会いする機会がございまして、大臣としては今、日本の山が非常に荒廃していると、それで今後、山林の保全に尽くしたい旨のお話がありまして、そのとき例題でですね、あるデパートが全社員が出すCO₂の相当量を削減するために、四国の山林の所有者と契約しましてその分を、デパートなんですけど、負担するということですね、大変その政策が高く評価されまして、デパートの売り上げが非常に向上したという話しされておりましたけど、このような手法を高く評価しておられました。

それで、大佐野ダム上流のその森林でございますけど、このように今後、企業へのスポンサーの協力要請とか募集についての考え、あるいはですね、間伐の計画とか先ほどおっしゃいましたけども、金をかけるんじゃないくてですね、市民が協働事業として何かアイデアを募集しまして、例えば県民の森でやられているんですが、木工体験とか炭づくり、自然のつるがございしますからつる細工などを生かした里山保全を考えていくことはできないのか。それで、間伐材あたりを利用してですね、そういうことをすることによって、大きな木も当然幾分は切っていくかにはあいかんでしょうけど、ほとんどがあそこは人工林なんですよね、杉、ヒノキの。これはもう涵養林としては効果が薄いわけで、保水力の問題ですね、年数はかかるでしょうけど、逐次広葉樹の植樹とかで保水力の高い樹木に切りかえていくと、そういうことを視野に入れてはどうかと思っております。仙台のほうでは、仙台市ですか、100年の森づくり運動のほか、ネットで見ましたけど、各地でフォレストガーディアン制度、いわゆる山を守る運動が展開されている昨今でございますが、この点についての考えを伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最近の事例で申し上げますと、11月だったと思います、私のホームページを見ていただいたらわかりだと思っておりますが、宝満登山を愛好する会の皆さん方あるいはその飲料会社の方でございました。あるいは、民放も活用して報道されましたけれども、150本の植林をしていただいております。そういった形の中で今、安部啓治議員がおっしゃってますように、民間の力等々をかりながら、それと一緒にこの山を守っていくというふうなこと等

を実施していくのは大事なことだというふうに思っております。後世にすばらしい環境を築いていく上においても、このことについては心して私ども対策を講じていく必要があるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 大佐野ダム周辺には私、2度しか行ったことないんですけど、池の周りに桜が植えられてですね、空気もおいしいですしね、非常にいい環境だなあと思っております。それで、あそこ周辺をですね、余り金かける必要ありませんから、大人と子供がですね、遊べる場所としてですね、もちろん水源ですから水源を汚すようなことはできませんけども、大人と子供と一緒に山の中に入ってですね、木を切ったりして遊べるような場所としての価値観があると思うんですよ。それこそもう市長がおっしゃられるように、宝の山に見えるわけですよ。ぜひそういう方向で考えていただきますようお願いしまして、次の2点目をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） ご質問の太宰府ブランドの開発と援助につきましては、これまでに市や観光協会等が直接的あるいは間接的にかかわって開発をし、そして現在も販売しているものとしたしましては、太宰府献上岩塩と梅酒、東風の梅あるいは宰府うどんがございます。これ以外には、福岡農業高等学校の生徒の皆さん方が平成19年度から太宰府の梅を使用して納豆や、あるいはソースあるいは酢みそ等の開発、商品化に取り組んでいただいております。私もこれらの商品を試食させていただきましたけれども、味はもちろんでございますけれども、ネーミングもユニークで、高校生の柔軟な発想に感心したところでございます。

行政といたしましても、新たな太宰府ブランドの一つとして育つことを願っているわけございまして、販売ルートの確立でありますとか、あるいは販売場所の確保等に側面から協力していきたいと、このように考えております。また、商工会でありますとか、あるいは観光協会、JA筑紫等関係機関と連携をして、日本に誇れる太宰府ブランド品の確立に向けましてバックアップしていく所存でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今は選挙前ですから、前武雄市長が機構改革のときにですね、役人よセールスマンたれと言われまして、武雄ブランドを売り込むための営業部が新設されたと聞いております。我が市でも次々と新商品がお目見えしている昨今でございますが、物産展でのPRは当然でしょうが、これらの品を例えば市長や職員が他市に訪問するとき、我々も含めてですが、持参したことがあるかどうか。また、市民にも知ってもらいお遣い物に利用していただくなど、機会をつくっていく努力が必要ではなからうかと。また、新しいブランドを使った料理のコンクールの開催など企画してもおもしろいと思うのですが、この点についてはいかがで

しょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、姉妹都市、友好都市の多賀城市等に本市の物産等々特産品の交流とい
いましょうか交換会も行っております。あるいは、市長会を初めとしていろんな会合等がござ
います。そういったところにつきましても特産品を持ち寄るというふうな、そういった風潮も
ございます。そういった際においても積極的にここは持ち込んで、そして宣伝をしたいという
に思っております。それから、今現在行っておりますのは、市としてのお客様がありましたと
きには、お土産として今の特産品をお渡しをしておるところでございます。そういった中で、
今できることから私どものブランド商品としてでき上がっております商品を手交しておるよ
うな状況です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） いろんな機会を利用してですね、最大限利用されまして、せっかく皆
さんが努力してつくられた商品でございますから、今後とも企業との橋渡しとかそういう部分
でも市でできる援助を最大限努力していただきたいと思います。その点をお願いしまして、次
のマミーズ号についてお願いします。

○議長（不老光幸議員） 3項目。

市長。

○市長（井上保廣） 今回のマミーズ買い物バスは、コミュニティバスまほろば号の運行目的でござ
います公共施設を結ぶ市民の交通手段と合致いたしますことから、その運行について市とし
て側面から支援をいたすこととしたものでございます。運行開始につきましては、買い物バス
としての性格から、年末を控え一日も早い運行をマミーズが決定されたこと、それから地元の方
々の要望が非常に早くというふうな要望等もありましたことから、11月19日となったもので
ございます。

次に、公平性についてでございますけれども、マミーズ1社に限って運行しているものでは
ないことから、法への抵触はないと考えております。

また、バス運行経費を利用者に求めることにつきましては、道路運送法の関係もあり、困難
であるというふうに報告を受けております。

次に、利用条件、継続性等についてでございますが、運行開始されたわけですから、今後と
も永続的に運行できるように努力していただくことはもちろん、地域の皆様方にも大いに利用
していただきたいと思っております。今回のケースは、今後、地域交通手段のモデルとなると
いうふうに考えております。まほろば号同様、地域で育てていただきますようお願いしたいと
思っております。

また、他の地域におきましては、その時点でその市の目的に照らし、判断してきたいという
に思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） この点については、所管の委員会で十分審議されたと思っております。ただ、ちょっと気になりましたのがですね、いきいき情報センターの保健センター側が待機駐車場になるということで、健診があったときにですね、邪魔になるんじゃないかという危惧がございますので、そのときの対応を考えておられるなら説明を下さい。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） いきいき情報センターでの発着関係ですが、基本的には今お話しの保健センター出入り口側を発着の場所というふうにしております。ただ、保健センターの事業関係から7の日、マミーズが売り出しをされとおると。駐車場が使えないときにつきましては、反対側ですね、太宰府中学校側、そちらのほうに臨時的に発着をするようにいたしております。そのときは、利用者の方に直接バスの中、それからそのほかのときで連絡をして、間違いがないようにということでマミーズのほうは対応してあるというふうなことで聞いております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 先ほど長谷川議員のまほろば号、高雄方面の質問の中にもございましたけど、梅ヶ丘、湯ノ谷とか市内ほかにも狭くてまほろば号が通れないところがあるわけがございますけど、この東観世のマミーズ・まほろば号が成功していただいでですね、より細かな市民サービスができるよう将来的にですね、運行されることを希望しております。

最後に、マミーズ号について、まほろば号全体の運行経費削減のため、ぜひ永続的にですね、運行していただいで、今後さらに路線が拡大されますよう推移を見守りたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

1項目め、環境の浄化推進についての質問です。

一口に環境と申ししましても、大気や水質、土地、資源、植物、動物、人などにかかわる周りの状況といったように、その言葉の範囲は幅広く、今回は実行すれば可能である身近な地域環境の浄化についてお尋ねしていきたいと存じます。

総合計画後期基本計画の中に、本市の自然や歴史、文化などの地域特性を生かし、人と自然との共生を基本とした良好な環境を築くために、市民、事業者、行政などが一体となって地域美化活動などの環境保全活動に努めるとともに、普及啓発に向けた取り組みを実施していきますと環境保全の目標が述べられております。

さて、我が国で初めての景観についての総合的な法律であります景観法が平成16年6月に公布されましたが、本市も準備を進められ、平成20年5月に景観行政団体に認定されました。目下、景観法に基づく条例の手直しや整備、また景観計画の策定に奔走されていることと存じます。

先月、建設経済常任委員会では、担当課の職員、事務局も含め9名で先進地であります福井、宇治、長岡京の3市の景観行政団体としての取り組みについて勉強してまいりました。詳細につきましては報告書をお読みいただければと思いますが、いずれも地域の風土を生かしたすばらしい景観計画と景観条例ができておりました。景観に配慮した住環境の整備のために、届け出行為が必要となる建築物、工作物、屋外広告などの制限、それに色彩基準などが盛り込まれておりましたが、市民や事業所の方々にいかに周知し、理解と協力を得て市民と行政との協働によるまちづくりが実現できるか、本市ならではの独自のアイデアと工夫が必要であるということを痛感してまいりました。啓発に関しましては、福井市の景観賞といった表彰制度や長岡京市の景観の魅力を発見し、観光客誘導をねらいとして全国へ発信された景観百選といった景観写真コンテストなどの取り組みによる活動が印象的でした。しかし、これだけの取り組みだけでは十分とは言えず、3市とも普及啓発が最も重要な課題であると感じた次第です。

本市は、全市民や事業所の方々へさらに深く普及浸透させるため、ボランティア団体との連携が不可欠でありますし、ぜひこの点を考慮いただきますようお願いしておきます。「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府らしい景観を目指すのであれば、まず足元を見詰め、身近な地域における環境美化、すなわち環境浄化を実践することが景観づくりの第一歩ではないでしょうか。

そこで、次の3点について質問させていただきます。

1点目、不法投棄は河川、空き地、山林などの美観を損ない、自然環境の破壊につながります。行政泣かせの本市の現状と課題についてお聞かせください。

2点目、毎週月曜の朝、火曜の夜、土曜の夕方のパトロール中、乗り捨てた自転車を見かけ、憤りを感じております。防犯上にも問題がありますが、行政、学校、警察との連携協力はどのように実施されているのでしょうか。

3点目、たばこや空き缶、ペットボトルなどのポイ捨て、また犬のふんの放置が目立ちますが、清潔なまちづくりとしてマナーアップの意識の向上を図り、積極的な啓発を再度徹底していただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、2項目めの自治会組織への移行について質問いたします。

50年続いた区長制度から自治会組織への早急な移行は、混乱を招くことは言うまでもありません。区長職を解くことは、これまで築き上げてきた市と行政区との信頼関係を損ない、意欲低下につながります。先進地に追随せず、もう少し時間をかけるべきではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上、2項目につきまして件名ごとにご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の不法投棄の現状につきましては、私も毎日とまでではございませんが、本市の防犯パトロール専門員の報告を受ける中でその多さに驚きと怒りを強く感じておりまして、有効な対策を講じるよう関係課に指示をしておるところでございます。今年度、不法投棄防止の監視カメラを2基設置することにいたしております。

現状と課題につきましては、後ほど部長のほうから回答をさせたいと思います。

2点目の放置自転車、バイクの対策について回答いたします。

市内におきまして、道路に限らず至るところに乗り捨てだけではなく、放置自転車等が見受けられます。このことは、歩行者あるいは障害者にとりまして通行に障害となるだけではなくて、環境面からいたしましても好ましいものではございません。このために、放置自転車につきましては、太宰府市自転車の放置防止に関する条例に基づきまして処理をいたしております。市民からの通報及び職員によります巡回によりまして、明らかに放置と思われる自転車につきましては警告書を取りつけ、一定期間経過後、撤去、保管を行っております。このようなことから、盗難防止のためのかぎの二重施錠でありますとか、あるいは防犯登録の推進、あるいは駐輪場の利用など防犯でありますとか交通マナー等の問題を含め、今後行政あるいは学校、警察との連携もより重要なものになると考えております。

3点目につきましてご回答申し上げます。

生活環境を阻害いたします容器包装物やたばこの吸い殻などのポイ捨て、犬のふんの放置は、ご指摘のとおり美しい美観づくりの観点からも大きな課題となるものでございます。これらの行為につきましては、既に法律でありますとかあるいは条例で規制されておりました、飼い主の方々でありますとか喫煙者の意識変革をいかに求めていくかにかかっていると思っております。市民の皆様方がそれぞれの地域で取り組まれておられる地域美化推進の活動と活動の中での会話から地域での啓発が歩み出し、そして効果を上げるものと期待するものでございます。市といたしましても、美しく清潔で快適な環境のまちづくりの視点に立ちまして、啓発の効果を図りながら有効な方策を実施してまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 不法投棄の現状といたしましては、投棄場所は四王寺林道、高速道路の側道、北谷ダムへの道沿いなどに多発をしております。市民からの通報、防犯専門員の巡視、市職員による巡回、さらに県によります産廃処理重点巡回監視などの報告で、平成19年度の実態は、処理件数52件、回収量は可燃物1,620kg、不燃物7,300kg、家電4品目ではテレビ17台、冷蔵庫7台、洗濯機2台、エアコン1台となっております。

課題といたしましては、不法投棄行為に対しては廃棄物処理法で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科せられる重い量刑が規定されておりますが、人目をはばかり瞬時に事を終えておるようで、投棄行為中に職員等が遭遇した事案はここ数年ございません。また、

投棄物から投棄者につながる痕跡はまれでございますが、情報がとれたものにつきましては筑紫野警察署にも通報しまして捜査していただいております。警察のほうでも鋭意努力いただいておりますが、なかなか不法投棄者を特定するまでには至らないのが実情でございます。

なお、不法投棄防止策の一つといたしまして、職員の手づくりで鳥居を作製しまして、近々投棄多発地に設置することにしております。効果が上がることを祈念しておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員）　ここで14時15分まで休憩します。

休憩　午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後2時15分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

7番橋本健議員。

○7番（橋本　健議員）　済いません、最初にお断りしておきますけど、質問がたくさんありましてですね、自分の頭の中でも整理して、ちょっとこう省略できるものは省略していきますけれど、ご答弁をですね、簡潔にひとつよろしく願いいたします。

先ほど現状課題について述べていただきました。不法投棄につきましてはですね、撤去しては捨てられるといったイタチごっこで、非常に回収には苦勞されているんじゃないかと思っております。投棄物の内容とですね、先ほど市内の四王寺近辺、あるいは高速の高架下とか、それから北谷ダムですか、こういったところに投棄されるというご答弁がありましたけれども、あと年度年度で投棄場所も変わってくると思いますが、大体何カ所あるのかですね、投棄物の内容と、あと市内全域、もうちょっとほかに補足がありましたら、教えてください。

○議長（不老光幸議員）　市民生活部長。

○市民生活部長（関岡　勉）　不法投棄がよく見られる場所といたしましてはですね、高速道路側道、これがですね、向佐野が3カ所、国分が2カ所、吉松1カ所、水城2カ所という箇所数になっておるようでございます。あと四王寺林道、先ほど申し上げました四王寺林道が箇所数としましては10カ所を超えるぐらいのところが見受けられます。それから、内山・北谷線というところが、道路がありますが、それで5カ所、それから北谷ダム管理用道路として3カ所という形で、ほかにはですね、北谷、内山、高雄地区の山沿いの道路など、いわゆる広いエリアにまたがっておるようでございます。

また、捨てられるものにつきましては、そこそこいろいろございますので、場所としましてはそういう形になっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員）　7番橋本健議員。

○7番（橋本　健議員）　ええ、多いですね、やっぱり。かなりありますね、投棄場所。その大体

の回収費用ですけれども、平成18年度からですね、今年3カ年までの年度ごとの状況を教えてくださいませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 回収費用といたしましてはですね、平成18年度34万8,855円、平成19年度13万3,770円、平成20年度は10月分まで4万5,360円となっております。これはですね、環境課の職員がですね、しっかり汗をかいている結果として、安い回収費用となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 一応3カ年で増えているか、減っているか、その費用について推移をちょっと見たかったもので質問させていただきました。職員の方もですね、一生懸命努力されているということで、減っているようです。

不法投棄はですね、やはり全国の自治体で非常に悩みの種と申しますかね、その対策には大変苦労されているようです。いろんな対策という、防止策というのがあると思います。回収費プラスですね、廃棄費用の経費と労力を考えた場合とですね、監視カメラの設置、しかもその監視カメラは犯人逮捕につながる基地局への映像配信といった設備投資の費用対効果を考えた場合に、将来に向けた対策としては、思い切った、後者の選択のほうが賢明だと、私は思いますけれども、こういったものも検討されてはいかがかなと思っておりますが。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 言われておりますように、監視カメラという部分は非常に有効だというふうに思っております。先ほど市長の答弁の中にもありましたが、今年度でですね、早い時期に2基設置を予定しております、来年度以降も計画的に設置をしながら、そういう体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 2基設置ということですが、疑似カメラとですね、本物の監視カメラとあると思うんですが、まあその辺はいいです。それはいいとしましてですね、いろんな方策としても、あとはですね、人海戦術といいますかね、新たな対策としてボランティア監視員を募集するとか、こういった方法もあるのではないかなと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この不法投棄はですね、大体夜中に、人や車がほとんど来ない場所に、車にですね、複数の人が乗りまして、さっと捨てて、さっと行くという形で、そういう形での投棄がされておるようでございます。それで、かつてですね、平成12年度、平成14年度、平成15年度に不法監視パトロールということで、午後6時から深夜2時に実施いたしました。

不法投棄の早期発見や抑止には効果があったと思いますが、投棄行為中に遭遇したことはなく、不法投棄の絶滅がいかに困難かということを痛感した次第でございます。とはいいいましても、市民の皆様からの不法投棄目撃情報は大きな力となりますので、ご協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） この不法投棄の件につきましてはですね、最後の質問になりますけれども、今史跡地として買い上げられました水城3号線の側道沿いですか、ここにはまだ投棄されたタイヤとかですね、それから布団、テレビ、もろもろの、あとごみ、こういったものが散乱しておりまして、回収されておられません。このままの状態にしておきますとですね、やはりすきを見せるといいますか、便乗した投棄者が出てくるのではなかろうかというふうに思っております。景観上も非常に問題があるということで、いつ、これを撤去し清掃されるのか、その回収予定日をお聞かせいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） こういう不法投棄物、いわゆるごみはですね、ごみはごみを呼ぶという形でございまして、一日でも早く撤去をすべきだというふうには思っております。ご指摘の場所の不法投棄物の撤去でございますが、もう既に9月から、文化財課の職員が業務の合間に回収をしてきておりまして、かなり回収をしております。今年度末までには完了させることといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） できるだけ早急に、よろしくお願いいたします。

不法投棄の防止策につきましてはですね、先ほども申しましたように、監視カメラはもちろん、常習場所への警告看板の設置とかですね、それから郵便配達員やタクシー運転手などによる情報提供、それから警備会社による夜間パトロール、あと警察機関との連携など、他の自治体の効果的な防止策を研究していただきますとともに、不法投棄されない環境づくり、こういったものに努力をしていただきますようお願いしておきます。

次にですね、放置自転車、バイクの対策ですが、主に自転車について、自転車を中心にして質問させていただきます。

放置自転車につきましてはですね、スリーパターンの理由があるそうです。駅前の駐車場の使用料を払いたくない。それから、電車通学でおりる先の学校近くに置きっ放しにしておく。3点目は、盗難に遭った自転車、要するに乗り捨てられた自転車ですね、これについて質問させていただきますけども、ここ3年間、本市の放置自転車の回収台数と費用、この点、教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 放置自転車でございますが、過去３年間、本年度を入れまして平成18年度、平成19年度、平成20年度の、途中になると思いますが、平成18年度は122台、これは8月から3月までということで、それ以前の等集計が出ておりませんので、ここは半年間程度です。平成19年度は1年間ですが、246台、平成20年度、12月10日現在になりますが、129台というふうになっております。

台数はこういうことですが、費用につきましては、職員がその都度回収をいたしておりますので、費用はかかってないという状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 確認ですけれどもね、お尋ねしたいんですが、盗難自転車を発見した場合の処理方法。これ防犯登録がしてある場合は、最寄りの交番か筑紫野署に連絡を入れて持ち主を検索していただくと。警察から本人へ連絡があって、本人がとりに行くという方法と、それから防犯登録がない場合ですね、1週間そのまま様子を見て、また放置してある場合は、市の建設課のほうに連絡を入れて回収していただくということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 担当は建設課でもなく、建設課で道路を中心に放置自転車を対象として回収しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） つい最近まで、私、環境課に連絡を入れておりましたけど、ちょっとこれは間違いであったということですが、この不法投棄発見のですね、連絡方法と盗難放置自転車の処理の仕方について、もしできましたら、市の広報とかですね、ホームページでぜひ周知を図っていただきたいと思っておりますけれども、これは可能でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今の分につきましては、広報、ホームページを活用して呼びかける、啓発を行うということはいたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしくお願いしております。

私も、パトロールを週3日ほどやっておりますけれども、パトロール中にですね、放置自転車14台、今年に入ってちょっと処理しております。その14台のうちの不法投棄された分が6台含まれておりますけれども、やはり自転車があるとですね、もう無性にこう腹が立ってくるんですね。これは私だけでなく、他の行政区でもいらっしゃると思います。何の罪悪感もなく、足がわりに簡単に人のものを拝借して自宅近辺や目的地に乗り捨てていく。この感覚がもう全く理解はできません。自転車やバイクを盗むという、こういう初期的な犯罪からですね、スーパーやコンビニ、あるいはビデオレンタルや書店、こういった万引きに走る、それから街頭での

ひったくりといった犯罪に次第にエスカレートしていくという危険性があります。

ここで、私、筑紫野署に行きまして、ちょっと取材させていただいたときにいただいた資料があるんですけども、ここで先ほど市長が申されました自転車ツーロック運動、これが今展開されております。筑紫野署管内のですね、刑法犯で検挙された少年が600人いるんです。これは県下1位だそうできて、このうちの半分がですね、自転車盗なんです。その自転車盗の中の検挙された少年、これの70%が中学生、高校生なんです。ここにちょっと私は、今回取り上げたのはここをちょっともう少しですね、何とか中学生に正しい導きができないかどうか、早いうちに芽を摘む、エスカレートしないようにですね。先ほど申しました万引きとかひったくりとか、こういった犯罪に結びつかないようにしていきたい。そういうお願いもありましてですね、今回こう取り上げさせていただきましたけども、これは自転車の安全利用宣言ということで、ステッカーを張って、これが警察が中心になって活動を推進されているということで、自転車のこの安全利用宣言を警察だけに頼るのではなくて、行政も積極的にかかわっていただきまして、中学校、あるいは高等学校への参加呼びかけ、こういう自転車ツーロック運動で青少年を軌道修正していただきたいと思っておりますけれども、この点についてのご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 実はその件につきまして、今年の5月に筑紫野署の担当課長のほうから依頼がありました。つまり盗難防止策も含めた交通ルール、マナーの育成、指導という形の依頼がありましたので、5月の校長会のほうに教育長から、こういう防止策も含めたルール、マナーの講習会をしたいということでお願いをされました。早速、一つの事例なんですけども、今年の6月23日に太宰府中学校におきましては、筑紫野署の交通課長さんがお見えになりまして、全生徒を集めまして講話をいただきました。つまり、先ほど言いましたツーロックをすること、あるいは自転車による交通ルール、マナー等々を含めたお話をしていただきまして、その後に校長と生徒会長の連名で宣誓書を読み上げまして、それぞれ生徒が同じルールの中で自転車通学、あるいはツーロック運動をしようということを実施をいたしました。これからも、さらに機会あるごとに、こうした一つの事業を展開、取り組みをしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 大変いい取り組みだと思っております。ぜひですね、行政としても力を入れていただきまして、少年犯罪に歯どめをかけるという努力をしていただきますよう、お願いをしておきます。

3つ目に移らせていただきます。

ポイ捨て禁止の啓発ですけども、美しい町、清潔な町をつくるということで、今回ですね、たばこ、空き缶、ペットボトルのポイ捨て、あるいは犬のふんの放置、これはもうどの行政区でもあろうかと思ってます。非常に悩んでらっしゃる行政区もあるかと思っております

が、まず犬のふんの放置には本当に辟易しておりまして、ある日突然ですね、やはり大きなふんをぼんと玄関、あるいは家の近くにね、されているということがありますけれども、他の行政区でですね、もし効果的な取り組みといたしますかね、何かこう対策として妙案があるようでしたら、その辺教えていただきたいんですけれども、ございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ご指摘のようにですね、犬の、問題は飼い主の問題でございまして、飼い主がやっぱり犬を飼うということはどういうことかということでですね、一応ここはということで、看板等々は出したりはしておりますが、その看板の前でそんなの出すと。ほんで、何か同じところに繰り返し繰り返し何かこうやるような部分もありますんでですね、そういうことではもう少し啓発をやらないかなというふうに思いますが、これはいわゆるモラルの問題でございましてですね、なかなか議員おっしゃるような妙案というような部分は、私はないと思いますが、粘り強く、そういうふうな飼い主の責任において処理をするんだということを強く啓発を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私ども本当にですね、市からいただいたその看板ポスターですか、これを掲げてやはりされると。もうどこでも一緒だと思うんですがね、もし何かいい対策がございましたら、また情報をいただきたいというふうに思っております。

次に、たばこですけどね、たばこを吸う人が大変もう、私も吸いますけれども、肩身が狭くなります。毎週月曜、火曜、パトロールしながらですね、ごみ拾いをしているわけですね。その中で一番多いのが、たばこの吸い殻なんです。通り沿い、特に住宅地はもう大分ですね、放送パトロールで呼びかけておりますので、大分少なくなってきましたけれども、やはりメイン通り、こういった横のほうにですね、非常にたまっているということです。

東京都千代田区に次いで、福岡市では2万円以下の罰金つき歩きタバコ禁止条例ができております。市内全域で歩きタバコをしないことと、屋外で喫煙する場合には、吸い殻入れを携帯するといったマナー向上を求め、ペットのふんなども定めた、人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例、これが制定されております。これに倣いですね、たばこのポイ捨て禁止条例をつくる自治体も52ほど、52自治体になっております。

太宰府は観光都市でありますよね、730万人の観光客がお見えになりますけれども、こういった人込みの中での接触とかですね、それから清潔な参道づくり、また各行政区内でのマナーアップのためにも、本市もその罰則つきの歩きタバコ禁止条例を、その取り組みを考えてみてはいかかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 私も、その福岡市の条例は承知をしておりますが、昨日もご回答申し上げましたが、まずはそういうふうな意識、モラルの向上をどう図っていくのかというのが



大きな課題だというふうに思っております。私どもが先ほど出ております観光客といいますか、年末年始におきましては、太宰府天満宮周辺の歩道でありますとか、西鉄太宰府駅に歩きたばこはやめましょうという啓発看板を作製して設置しております、観光客向けにですね。いずれにいたしましても、こうした部分は、さきの犬のふんも同じでございますけれども、吸われる方が、やっぱりそういうふうないわゆる捨てられないような場に、いつも美しい町をみんなで作っていくことが、ひいてはそうしたことの行為は減っていく、あるいはなくなっていくのではないかなというふうに思っております。法で規制も一つの方法でしょうけれども、私どもはそうした、太宰府市民はそこまでしなくても、モラルは向上していくんだというふうに思っておりますので、もうしばらく推移を見させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） もうしばらく待たせていただきます、じゃあ。

それですね、お願いですけれどもね、太宰府市環境基本条例の第3条の2にですね、市は良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の啓発に努めなければならないとあります。この条例を生かすためにもですね、具体的な表示のですね、たばこポイ捨て禁止という、大きな看板設置か、あるいは現行の犬のふんの看板ポスターぐらいの大きさでも結構です。景観法にも連動した身近な環境浄化として、見た人がすぐわかるダイレクトな表現、「たばこポイ捨ての禁止」、こういった文字でアピールしてですね、44行政区はもちろん、市内の事業所などにも啓発、意識向上を図っていただきたいと思いますと思っておりますが、その看板をぜひですね、見てわかる看板、もうとにかく具体的にたばこ禁止だよということをですね、通っている人が見てわかるような看板をですね、ひとつ考えていただきたいと思いますと思っておりますが、どんなでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この看板の設置につきましてはですね、いわゆる看板を設置しますコストですね、コスト、あるいはメリット、それからそういうふうな看板が最も有効なのかどうかというのはしばし検討する必要があるのかなというふうに思っております、まずは先ほど言っておりますように、市民の啓発を最優先させていただいて、そして今ご提案の部分につきましては、今後の検討課題という形にさせていただければというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） ぜひ私、たばこの吸い殻、本当に多いんですよ。ですから、これだけの看板を掲げるだけでもちょっと違ってくるんじゃないかなと思ったもんですからね、ぜひ実現していただきますように、くれぐれもよろしくお願いします。

じゃあ、2 項目め、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2 項目め、お願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 区長制度につきましては、規程の中で、行政区に区長を置くことになっておりまして、区から推薦に基づきまして、市長が非常勤特別職公務員として委嘱を行っております。

区長の業務につきましては、かつては非常に多うございました。住民異動に伴います届け出の事前確認、居住者台帳の整備、住民異動届整理、無職無収入証明の副申、納税組合編成促進、集合徴収の会場設定、呼び集め、開発行為許可の副申、道路占用境界確認の副申、その他納税通知書の配付、選挙入場券の配付、選挙公報の配布と、その他それ以上の業務内容がございましたけれども、本当に今日まで行政の補完的な役割として担っていただいております、大変な貢献をしていただいたところでございます。

また、このほかにも、これは当然としてありました地域住民との行政との大きなパイプ役ともなっていていただきました。本当に行政として果たす役割というふうなものが非常に多かったと思っております。

しかしながら、制度発足から現在まで、ただいま申し上げました区長の業務が、社会情勢の変化でありますとか、個人情報保護の観点から、委嘱業務の縮小を行い、現在では広報の配布、その他住民への連絡、周知徹底、そういったものが主なものになっております。そういった観点から、業務そのものを縮小してまいっております。

その反面、地域住民の代表者でございます自治会長の役割はますます増えてきておりまして、地域社会に大いに貢献されておられます。このことから、地域コミュニティの推進には、自治活動の活性化が必要不可欠であることから、今後におきましては、地域住民の代表でございます自治会長として行政と手を携えながら、太宰府のまちづくりを進めていただきたいと、このように思っておるところでございます。

今後とも、施政方針で申し上げておりますように、温かな目配りと市民力や、あるいは地域の力を引き出せるように、現場主義を徹底をし、私はもちろん、職員一人一人が市民の暮らしの現場に出向き、そして市民の皆様とともに語らい、ともに考え、ともに行動するというプロセスを大切にしながら、市民の声を聞きながら、市政に反映できるように全力を傾注し、今以上の信頼関係を新たに築いてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

次に、先進地に追従せず、もう少し時間をかけるべきではないかというご質問でございますが、先進地に追従しているわけではございません。平成13年度からの第四次の総合計画の中に、既に戦略プロジェクトの一つに、地域コミュニティづくり推進プロジェクトを位置づけまして、現在まで自治会長でもあります区長さんと協議を重ねながら、平成18年度には地域コミュニティ協議会のモデル地域として太宰府南小学校区並びに太宰府西地域で準備会が設立をされまして、防犯、防災、あるいは福祉、文化といった取り組みが行われております。本年4月には、準備会設立に向けて全市的な取り組みとすべく、全44行政区から防犯委員を選出していただき、現在小学校区ごとに防犯会議も定期的開催をされ、区長、防犯委員合同でそれぞれ

の地域課題等について情報交換等が実施をされております。このように地域コミュニティにつきましては、段階的に今日まで計画的に推進をしてきたところでございます。

しかしながら、第四次の総合計画も、残すところ平成21年度、平成22年度の2カ年度となっておりまして、現在平成23年度から10カ年計画の第五次総合計画策定に着手をしておるところでございます。

当然第五次総合計画におきましても、協働のまちづくり、地域コミュニティの推進は、今以上に太宰府のまちづくりの根幹をなすものに位置づけていきたいと、このように考えております。

その意味合いからも、来年度は4月1日を見直しの基準日とし、まずもって今あります行政区を自治会として位置づけて、現在の区長さんの校区での集まりを校区自治協議会といたしまして、また校区の代表区長で組織されております区長協議会役員会を自治協議会連合会とすることで、今は任意組織としてありますものを、制度として確立をいたし、地域コミュニティの推進の体制づくりをさらに進めていきたいというふうに思っておるところです。これの究極には、住民の自治意識、あるいは自立機能の促進を図ると。そして、私どもと、行政と地域コミュニティが横の関係、協働してまちづくりを行っていくと、こういった考え方、位置づけの中で、今4月1日から、まず制度、組織づくりをし、そしてその自治会の流れ、進捗状況もあるでしょうから、その進捗状況に応じて1年をかけて組織化をし、そして平成22年度から制度発足をさせていきたいというふうに考えておるところでございます。

繰り返します。平成22年度は、校区ですべきことを協議をいただきながら、無理のないところで、地域課題に合った各種委員会の体制づくりへと、あるいは組織拡充を図っていくと、そういうふうに位置づけております。

このように、制度の実施時期については、来年の4月1日からスタートいたしますけれども、平成21年度、平成22年度の中で弾力的かつ計画的に制度の構築を図っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、見解を述べていただきましたけれども、市長、これからはですね、ちょっと肩の力をお抜きになってご答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

我々議員はですね、12月1日の本会議初日の全員協議会の中で、初めてですね、公式に報告を受けたわけです。そのときは質疑なしの聞きおくだけにとどまりましたので、この場をおかりしまして質問させていただきます。

昨日、渡邊議員も同じテーマで質問されましたけれども、答弁の中にですね、来年の4月1日を基準日、今おっしゃいましたけど、4月1日からスタートをし、行政区によっては自治会組織への移行が遅れるところもあるかも知れません。しかし、これはこれでいいと。猶予期間としてみなし、総合計画の最終年度である平成22年4月から実施していきたい、正式にです

ね。ということで、そういうふうを受けとめておりますけれども、これに間違いはございませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 昨日の渡邊議員のご質問の中で私も答弁させていただきましたけれども、新たにという言葉が強く表現されてますけれども、新たに自治会を組織をつくる。だから、来年4月1日できないところはそのままという形じゃなくてですね、今ある区の組織そのものを自治会と追認しようということでございます。だから、今例えば青葉台区自治会とか、何々区自治会、あるいは何々区ということがあります。そこにはきちっと組織がありますので、その組織を自治会として追認しようということで、今ある区が来年4月から何か再編されたり、何か新たにつくったりということじゃないということでご理解いただきたいと思います。

平成21年4月1日をスタートとするのは何かといいますと、今までそれぞれの区の中で、総会において代表者の方、いわゆる自治会長とか区長とか区会長とかという名称で呼ばれている方々が、その区の代表となっておられます。この区長制度につきましては、区からですね、区長を推薦してほしいということで、行政のほうから依頼して、区長に市長が委嘱をしましてまいりました。だから、自治会長と区長というのがイコールになっているところがあります。二面性があります。今回は、4月1日からは、区長という市長が委嘱行為は行いませんので、これからは自治会長とともに手を携えながらまちづくりをやっていこうと。そして、今提案してます校区ごとの組織づくりについては、先ほどご報告いたしましたように、モデル地域として幾つかの小学校区が既に活動されてます。それから、新たに国分小学校区のほうも、そういう準備会をつくるということで規約までもつくられております。まだまだ、ただ校区単位につきましては、この間のいろいろな報告の中でさせていただいてますように、いろんな現状が違う区がございますので、そういうものをいきなり、この前報告しましたような組織を、校区の協議会を来年4月1日から立ち上げるということじゃなくて、無理がないところで平成21年中にそういう校区単位の協議会をつくりたいという意向でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済いません、簡潔にお願いいたします。

そんなに4月1日ということにこだわるのであればですね、事前説明を、もう区長さん方の結論は、1年間待つてほしいということだったと、この間報告ありましたよね。4月いっぱいこだわらなければ、事前説明がですね、今年のなぜ10月なの。4月、新任の区長さん方も44名そろわれた時点で説明をされたらよかったんじゃないかという考え方もありますけれども、ここで核心部分にちょっと触れさせていただきます。議会全員協議会でいただいた規程見直しの資料の中にですね、平成21年度から非常勤特別公務員として区長委嘱は行わずとありました。これは区長職を解き、区長手当をなくすという、その分を小学校区自治協議会へ交付金として支援するということでもありますけれども、理屈はわかります。しかし、報酬廃止ではで

すね、自治会長にみずから手を挙げ、あるいは推薦されたとしても、なり手はいなくなるということが多分に予想されると思いますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自治会長の報酬の部分が区長の報酬とイコール分がありました。この区長報酬については、そのものすべてをこれからは自治会の運営、あるいは活動支援として補助金として交付しますということ。その補助金については、区の運営費に使われてもいいし、あるいは会長手当、役員手当の人件費にも使っていただきたいということ。自治会長の役割というのは、いろいろな役割が今大きなものがあります。それで、そういうものは区の中で、いろいろ協議の中で会長手当、そういうものを決めていただいていいということでお話をしております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も、反対しているわけじゃないんです。1年間待ってくれという区長さん方の意向をです、どうして酌めないんですかと言っているわけですよ。報酬制度をやめたらです、本当に手いらないと思うんですよ、余り手を挙げる方は。これはです、やはり経済的、あるいは時間的に余裕がある人、しかも奉仕精神を持ち、リーダーシップを持った方という方に限られてくるんじゃないかなと思っております。私はここで申し上げたいのはです、親ガメこけたら、皆こけたという、こういう状況に自治協議会、連合会組織ももう成り立たない、成立しないのではないかと、逆に心配しているわけなんです。

確かにすばらしい仕組みであります。それだけに、急がず、慌てず、時間をかけて取り組むべき問題ではないでしょうか。7小学校区の自治協議会、すなわちこれが現在の地域コミュニティ協議会だと思いますけれども、その傘下に5つから9つぐらいの行政区、要するに自治区です、の会長さんが理事となって、7つの協議会組織を結成されるようですけれども、またここであえて苦言を呈しますけれども、このイメージ図はです、理想でありまして、理想に近づく努力は必要ですけれども、組織づくりというのは本当に難しいんですよ。理想と現実の違いです。だから、時間をかけたらどうですかと、私は言っているんです。

あと、自治会組織への移行までです、実際あと3カ月半なんですけれども、これからの話し合いです、おさまりがつくとは到底考えられません。もう少し余裕を持って、各区長から出された意見や問題を集約し、羅列して、その問題点がいつまでにどうすれば解決できるか、こういったことをやっぱり考えていく時間が要るんじゃないでしょうか。

最後に、もう一点質問させていただきます。

イメージ図にもあります、自治会組織について危惧する点は、これまでです、市と行政区が直接処理ができたものが、自治会連合会から小学校区、自治協議会を経由する事務連絡、報告、あるいは行事関係、それから募金です、赤い羽根とか歳末、こういう募金活動の仕事の流れがです、非常にその処理に時間がかかるんじゃないかな、あるいは行き違いなどが

頻繁に起こるというふうなことが懸念されますが、いかがでしょうか。これもうやってみないとわからないと思うんですが、いろいろ。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いろいろな心配事等もあります。まず、勇気を持って新たに進むこと、これは旧態依然としたやり方、手法、これは安定していいかもしれません。しかしながら、今道州制でありますとか、地方分権、動いとるわけです。そして、市民が主体になったまちづくりなんです、追従型じゃないんです。そこには、今までのやり方を根本的に変えると、勇気を持って変えるということが大事なんです。今回の改正については、組織は全然変わりません。呼び方とか置き方が変わっていく。そしてさらに、代議員制度的な形で組み込んでいくというふうな考え方なんです。ですから、住民の皆さん方は、市民の皆さん方は、今以上に自治機能がそのことによって引き出してくるんです。そして、その使途についても、今、昨日も言いましたけれども、限られた予算ですから、新たな金を注入してはやれないわけです。今のやり方の部分をかえることによって、そしてより自主的機能が引き出せ、みずからの町は自分たちでつくっていくというふうな意識が醸成できるような、そういった手法を編み出していくことが大事なんです。私は責任持って、このことについての評価は市民の皆さん方がやることですけれども、一步踏み出すのは勇気持って私は4月1日からやっていく考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市長の意気込みとか、その趣旨、これはもう非常に理解できます。もう本当に大変すばらしいと思います。ただ、区長さん方が1年、やっぱり調整期間が必要だから、1年間待ってほしいということをですね、やっぱり希望されている。これをやっぱり酌んでほしいと私は言っているわけです。

一応市長とはちょっとずれがありますけれども、まだまだですね、解決すべき問題がたくさんあると思うんですよ。行政区の設置に関する規程が昭和32年にできて、これまでの50年間区長制度が定着し、市と行政区とのパイプ役として懸命に頑張ってこられたものをですね、ここ数カ月で見直すということは、余りにも唐突で性急過ぎはしないでしょうか。執行部も行政区もさまざまな意見があるでしょうが、区長さん方の気持ちを逆なでするようなやり方は私は反対であります。

制度よりも、人の心を優先した改革、冷静な市長の判断を大いに期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

それではまず、1項目といたしまして、太宰駅前周辺の整備について質問いたします。

以前にも質問をさせていただいた件でございますが、太宰府駅前広場の路面整備について、時々手直しをされているものの、一向に回復の兆しが見えません。

以前、長期間手直しが不要な工法を採用できないかとの質問に対しまして、そのときの市長の答弁は、「平成2年に天神様のほそみち建設事業として、本市の個性と魅力を創意工夫した景観整備事業の一環として計画し、施工してきた。また、自然石による車道、石灯籠、そして漏刻、これは水時計のことで、今は撤去されておりますが、それらを配置し、遠きいにしえをしのび、太宰府らしさを強く感じられるように整備した。また、このほか天満宮参道の車両進入につきましても、これからのまちづくり事業の中でよりよい方法があれば工夫、検討してまいります」との答弁をいただいています。しかし、改めて現場を見てみますと、以前にも増して傷みが激しく、事故の危険性も増しています。

太宰府駅前広場は、言うなれば太宰府の顔ですが、その後どのような整備、工夫をなされて現在に至っているのか。また、天満宮大駐車場から一方通行の規制をされている大町道路に大型バスを回す計画があるとお聞きしましたが、路面の状態を見ますと、車の重量などで非常に無理があり、路面が傷んでしまうことが懸念されます。そのための整備計画がおりだと思えますが、駅前広場とあわせて、その改修の計画や工法など詳細にお聞かせください。

次に、2項目めとして、市所有の空き地の利用について質問いたします。

市内には、本市所有の空き地が幾つも点在しており、その数は数えたことはありませんが、ある空き地には個人の車が無断で駐車されているところがあります。しかも、既得権があるかのように、この場所はある人がとめるところ、あそこはある人、自分はここと、いかにも個人が所有しているかのごとく、勝手気ままに使用されています。

市は、このようなことを容認されているのでしょうか、それとも黙認でしょうか。何かの施設に供する駐車場がわりならば理解できますが、このような行為は断じて見逃してはいけないと思います。立て札を立てるなり、くいを打つなり、進入を妨げるような施策を立てなければ、いつになっても解決しません。また、万が一、犯罪の現場になったときのことを想像すると、管理責任などが問われ、非難される立場になってしまいます。何かほかの方法で有効活用ができれば言うことはありませんが、現状でのお考えをお聞かせください。

以上、2項目の質問をさせていただきますが、ご回答は項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府駅前広場及び大町道路の一方通行箇所につきましては、天神様のほそみち建設事業で整備を行い、昭和63年度から着工いたしまして、平成2年3月に完成をいたしております。

その中の大町道路につきましては、一方通行のために、大型観光バスなどの通行も少なく、車道の石畳の傷みも少ない状況でございますが、今のところ部分補修で対応できると考えております。抜本的な整備計画は、現状のところはございません。

駅前広場は、確かにご指摘のとおり太宰府市の顔でございます。現在のところ抜本的な整備計画につきましては、費用の関係もあり、計画は持っておりませんが、当分の間は部分補修で対応し、全体的、総合的な形の中で、今学校のスクールバスでありますとか、乗り入れを行っておりますので、その乗り入れをどの程度まで縮小するか、あるいは車が乗り入れする、大型バスがあそこに通行しておりますがために損傷が激しいわけでございますので、その辺のところも含めて総合的に計画をしていく必要があるだろうというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

今の市長の答弁で、市長自体は駅前広場は最近見られたことございますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は毎回、現場主義ですから、見ております。損傷が激しい箇所も知っております。今述べたとおりです。これは回答の文を棒読みしたわけではありません。自分自身の目でも見ております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

あの傷み方は、もう本当に激しいですよ。60cmの30cmの大きさのやつ、私も二、三日、また見たんですけど、厚みが6cmぐらいあるんですけど、その半分ぐらいの厚みがもう完全に浮き出ております。完全につまづくなという感じのところがあります。太宰府にお見えの観光客、参拝客は、車でお見えの方も多いたと思いますが、多くの方々は電車やバスにてお見えになります。そのときに最初に見て、足を踏み入れられるのが、この広場と言ってよいと思います。広場には休憩できるようにベンチも設置されております。その場所が傷んでいて、補修だらけで危険であれば、どう思われるでしょうか。観光客、参拝客だけではなく。市民、通勤者、小学生、中学生、高校生、大学生と、いろんな方々が通行もされます。もし、転倒等により事故が起きた場合は、補償問題にもかかってくると思いますが、その点どうお考えでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今、事故の件でお尋ねがっております。この分につきましては、道路管理の責任が当然ありますので、傷んでいる箇所を放置したことが原因で事故ということになれば、市の責任が問われるということは免れないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

市としては、現在景観づくり等に取り組んでありますが、景観に対しましても、市民、個人、組織等に要望をし、お願いをしながら、太宰府の景観をよくしていくものだと思っております。それと、景観といいましても、上を見るだけが景観ではないと思います。足元も景観の



一つだと思っております。その点から考えまして、先ほども申しましたが、太宰府の一番の玄関口、この広場はもちろん市の土地であります。この広場の足元をきれいにし、景観をよくするのが一番大事かと思えます。その点から考えましても、このご時世でございます、費用の問題もかなりかかると思いますが、もう一度そういう点から考えましてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当分の間は、部分的な補修で対応してまいりたいと思っておりますけれども、これは市の税金だけで、市税だけで行うというふうなことではなくて、まちづくりの中で、何か国土交通省、その辺のところ等を勘案しながら、ちょっと模索してみたいと、メニュー化をよく勉強してみたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） そうですね、市長がおっしゃいますように、そういう点からの費用の引き出しをできればいいと思います。先ほど市長もおっしゃいましたが、あの駐車場には大型バスがよく乗り入れしております。学校関係のバスから、いろいろ乗り入れしておりますけど、大体1日平均、回数か台数、何台ぐらいの1日平均乗り入れしているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 広場に乗り入れしてます大型車両、バスが中心ですが、定期観光バスが日に4便ですね、それからまほろば号が43便になってます。それから、大学のスクールバス、通学のための分、1日に2校が乗り入れをしておりますが、合わせまして60便になっております。それからまた、不定期ではありますが、ホテルグランティア太宰府のバスが、マイクロバスとか、そういったものですが、これが不定期で乗り入れをしているということで、おおむね約100台を超す車両が乗り入れ、それからあと普通車、これがタクシー、それから送り迎えの自家用車、こういったものが乗り入れている。それから、参道あたりへの物品ですね、これの搬入のために業者が乗り入れている部分もあるようでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） あそこの駐車場の整備に関しては、普通車ではもちろん耐える駐車場の広場になっていると思います。大学のバスとか、そういう大型バスが乗り入れるようになって、あのような状態になったのではないかなと私は思います。そういうように、大型バス等の乗り入れ制限とか、そういうものは最初から持ってなかったのでしょうか。それとも、大型バスが乗り入れるということを全く頭から考えられてなくて、あの整備をされたものか、どんなでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） あの駅前広場につきましては、先ほど市長の答弁の中で、平成2年に天神様のほそみち建設事業ということで行っているということでご回答したところでござい

ます。平成2年当時につきましては、バスの関係は定期観光バス、これは従来から乗り入れをしておりましたので、その部分については乗り入れは考えております。それから、乗り合いバスといいましょうか、路線バス、この部分についても考えている。停留所を駅のほうに置きますので、それはできてます。ただ、学校の送り迎えのバスですね、これにつきましては学校は駅から、学校ができた当時もそうですが、もうずっと歩いていかれていたのが、最近になりまして、バスを利用するということになりました。ですから、当初はスクールバスの的なものについては、考えはなかったろうというふうにも思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今、部長が答弁に対して、大学のスクールバス、この乗り入れは最近だということですね。それは何か許可とか何か必要ないんです、全くないんです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 駅前広場という性格からいたしまして、制限ということについては設けておりません。

（5 番後藤邦晴議員「設けてない」と呼ぶ）

○建設経済部長（木村 洋） はい。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 設けてないと言われれば仕方ございません、ええ。今後の整備についてですが、もし整備をすると仮定で、現在石板といいますか、それが約2,450枚、ブロック石15cm角のやつが4,300個の数が敷き詰められるスペースになっております。いろんなところに、先ほど市長もおっしゃいましたように、部分的にセメント等による補修はされておりますので、この数字で現在取りついてはおりませんけど、今後整備をするとして考えられるのは、あそこを大型バスが乗り入れられるようにするためには、舗装するものか、それとも現在のこの石板、ブロック石をこのまま使ったの整備か、または一度全部を返して、石板と舗装と両方を兼ねた、普通車が通るようなところ、大型車が通るようなところ、そういうふうな形を考えておられるのか。それと、今現在の敷き詰められておるあの工法、下の工法ですね、それはどんなふうなものになっているのか、ご存じです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 広場の改修、全面改修ということを前提というふうなことでお話ししますと、先ほど言いましたように、やはり大型バスが1日に100台から乗り入れをする。また、ご存じのように、あの広場がそういうふうな広場としてのスペースが非常に狭うございます。だから、回転をするというところは限定されておりますので、大きなバスが、大体バスが10tから15tぐらいになるようでございますが、そういうバスが、100台からのバスがああ狭いところでカーブを切っていく。それから、県道に出ますときにも、少し傾斜がございます。そういうところでブレーキをかけたり、そういうことで非常に路面が傷むというのは先ほど申

し上げたとおりでございますけども、そういう対策から考えますと、今の石張りという分を、また同じようなやり方ですということになりますと、石も相当厚いもの、それからまた路盤といいましょうか、基礎ですね、基礎も非常にそれに対応したものもやはり持ってこないかんというようなことになろうかと思います。そういうことからあわせますと、アスファルトを敷くにしましても、通常よりもかなりやはり路盤とか、そういったものも深くする必要があるんじゃないかというふうにも考えますが、そういうふうなことを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

今現在の部分につきましては、基礎がどのくらい入っているかというのは、ちょっと正確な数字は持ち合わせておりませんが、石板を支えております路面がやはり当時から大分年数がたっておりますので、車が動くことで石板がずれてきているというようなことから、ずれましたら、石板の裏がやはり平面じゃなくて、ざらざらといいましょうか、でこぼこの石のようになっておるようでございます。揺れますと、それがもとに戻らずにぐらついているということで割れるというようなことが一番大きな原因になっておるというふうに報告を受けております。

そういうことから、改修をするということになりますと、そういったことを反省した上で、かなり大規模な工事をとらざるを得ないのじゃないかなというふうにも思いますし、ただあそこが非常に、先ほど言いましたように1日100台から乗り入れ、それからそのほかの車も入りますので、期間的にもそういう工事をすると、長くなるんじゃないかということがありますので、踏み切るまでにはなかなか、費用のこともありますけれども、そういうことをあわせて、今のところ、今の状況で部分的な補修でやっとなというのが現状になっております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 部長がおっしゃったとおりで、今の石板の下の基礎、これはやはり大型車が入る仮定で考えてないために、今あれをはぐりますとモルタルの、セメントで固めたやつじゃなくて、もう一種のモルタル、砂のようなやつを敷き詰めといて、その上に乗せて、もう普通車ぐらいだったら耐えるよというような工法でされているんですよね。あれが、そして自然石なものですから、裏側が先ほどおっしゃったようにでこぼこしております。だから、全体にその敷き詰められているそのモルタル関係が、カラーモルタルですけど、それ関係が密着しなかったら、もう即動くというような工法なんです。だから、あれはいつまでたってももう補修していかないかと、もう毎年何個か、何十個かは出てくるような格好になると思います。だから、もうどうせなら、思い切って変えられるのがもう妥当だと思います。いつまでたってもあれはもう追いかけてこになると思います。もう裏側の面がでこぼこしているため、そして後のメンテナンスがしやすいような考えを持ってあの工法されたんじゃないかなと思います。完全に下にセメントで固めてしまつてれば、ああいうことは起きなかったかもわかりませんが、後のメンテナンスのためにされたために、あんなふうになっていると思いますので、今後もし新たにやりかえるということになれば、建設課にも技術屋さんがいらっしゃるの

で、その点を考慮して行っていただきたいと思います。

それから、あと大町道路のほうなんですけど、一方通行のほうなんですけど、今市長もおっしゃったように、あそこは今現在は傷んでおりません、大きい車が通ってないから。それでも、幾つかは動いてますけど、駅前広場までの動きはないと思いますけど、そこは大型バス等が通れば、同じ現象になると思います。その点は少し考えられているものか、ちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 以前、五条の通りですね、が通行、子供の通学時間、そういったものの、それから通学路になつとるというようなことから危険であると。そういうことから、大型車両を一方通行のほうに回すことはできないかという話もあっておりました。そのときにも検討をしたというふうに聞いておりますが、今お話しのように、バスが実際向こうに、太宰府駅前のほうに行きます大型車両は非常に少のうございます。大駐車場からすぐ右折ですね、をしまして、五条の通りをまた行くと。これ距離的なもの、それから信号の関係でどうもそういうふうに運行しているということのようですけれども。それで、大町のほうに来ますと、路面が傷むということがはっきりしております。以前にもご説明をした記録がございますが、やはりそういうことから、大型車両が大町のほうに行くとするならば、路面自体をやはり補強する必要があるだろうと。特に、信号のところになりますと、同じようにカーブに力が入りますので、そういうことでやはり方策が必要だろうと思います。

今のところ、協力をお願いはしていくということもあろうかと思いますが、大型車両を向こうに、五条を通らずにですね、太宰府駅前を通って帰るというふうな方向にとの方針を具体的に決めておるわけではございません。もしそういうふうになりますと、先ほど言いましたように、繰り返しますけども、やはり道路の状況、傷まないような状況を考える必要があらうというふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

今、部長がおっしゃいましたように補強をするということですね。やっぱりもう補強せんことには、また同じことを繰り返すと思います。

それと、車道なんですけど、あの車道の幅が今3.5mしかないんですよ。そして、歩道のほうが狭くて、歩道のほうに今街路樹が植えられております。もし、大型バス等を通す場合は、あの街路樹も切ってしまうんですかね、そういう考え、それをどんなふうに考えられているのか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 大町のほう、太宰府駅前のほうに大駐車場からの帰りのバスを通すということを具体的にそういう方針で、先ほど言いましたように持っておりませんので、言わ

れるように、あそこを通るとなると、街路樹がやはり邪魔になるというようなこと、枝がしこりますと、そういうことも出てくるだろうと思います。

そういうようなことから、今切るとかというふうな方針を決めとるということではありません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 最後に、あそこ、通される場合には、観光客の方が時間をある程度見て通されると思いますけど、観光客の方があそこいっぱいになって今現在歩かれているわけですね。それを大型が通ることになると、観光客の方のけがとか事故につながる可能性がありますので、そこんところをよく考慮されて、ひょっとしたら、あそこのところに手すりか何かを設けるとか、そういうところも考えてやっていただきたいと思います。これで1 項目めを終わります。

2 項目め、お願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後 3 時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2 項目めの答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 市有地の管理につきましては、土地の安全性を確保することを第一に、近隣の方を初め市民に不快な思いをされないように細心の注意を払い、定期的な草刈りでありますとか、あるいはごみの不法投棄の処理など、鋭意対応をいたしております。

ご質問の無断利用の規制につきましては、状況に応じ、駐車されないよう張り紙などで啓発するなど、対処しております。

また、市有地につきましては、市内に点在いたしておりますことから、監視が行き届かないものもあるかと思いますが、市民からの通報などによりまして、迅速に対応をしていきたいと考えております。

なお、普通財産のうち、売却可能なものにつきましては、今日までも、私の記憶では3億円近い形で売却、既にしてきております。そういった売却可能なもの等につきましては、今後におきましても広報などに掲載しながら、競争入札によります公売を行うとともに、売却できない用地につきましては、駐車場用地、あるいは資材置き場等に貸し付けを募り、有効活用を図っていききたいと考えております。よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

なぜこの質問をしたかといいますと、ある市民の方からのお声がかりでございます。その1カ所の場所においては、車が15台から20台ぐらいはとめられると。そして、それが市有地であるがために、今市長もおっしゃったように、年に一、二回の草刈りまでしていただけると。本当に助かったような問題でですね、だから本当に、そして先ほども言いましたが、個人的にもそれが皆さんが利用していいんだったらいいけど、自然ともう決められたような、固定されたような場所になってしまっているから、そういう苦情、本人から出たものだと思いますけど、そういう敷地じゃなく、ただの市有地で売却できないような場所があれば、できればのことですけど、市の駐車場とか、何か貸し出しするとか、そういうこともできないかなと思って、ちょっと質問をさせていただきました。今不法駐車とか、そういうものは厳しくなっておりますので、そういうふうな駐車場をつくりさえすれば、民間の近くだったら、もう借りる方は多いんじゃないかな。そして、今決められとるような月決めの金額より半額でもいいんじゃないかな。それでも、大いに借りられる方は多いんじゃないかなと思って、ちょっと質問をさせていただきました。そういうことですので、いろんな市有地があると思いますけど、検討されて、そういう不公平があるような駐車場にはさせてほしくないと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

旧国道3号線、現在の県道112号線の国分寺交差点付近では、大雨のたびに道路が冠水し、人も車も通れない状態になります。この件につきましては、地元住民、また行政区からも改善を要望していますが、その後特に対応されてはられないようです。これらについて3点、お尋ねします。

1、なぜ長年対応していないのか。2、今後、水路の改良工事を行う予定はあるのか。3、当該道路は、国道から県道になっているが、工事の費用負担はどうなるのか。

以上についてお答えください。再質問は、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 県道112号線国分寺交差点付近の冠水についてご回答申し上げます。

この箇所の県道下の横断管の口径が小さいために、大雨時に流入してくるごみ等によりまして、管の閉塞がありました。そのために暗渠部分の入り口にスクリーンを設置をしております。このスクリーンに大雨時にごみ等が付着したときに、たびたび道路が一時的に冠水をするようでございます。ごみを撤去すると水も引くようでございます。

県道に移管される以前に、横断管の改善の要望があつておったようでございますけれども、

当時の建設省との協議が調わず、改善がなされていないということが現在まで至っておるようでございます。

このような冠水をなくしますために、横断管の改修が必要でございますけれども、管の口径と下流の側溝が同様な通水断面となっておりますために、下流部分から順次改修していくことが必要であるというふうなことでございますので、検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ごみが詰まってということですが、まずこの質問を何でしたかといいますと、幾つかありまして、まずとにかく長いことですね、こういう状態が放置とは言いませんけど、そのままなっていると。ポイントというかな、地域の小さな問題で言っているつもりはないんですよ。いやしくも元国道で、現在県道ですけれども、旧バイパスが今国道になって便利になりましたけど、いまだに交通の質も量も変わりません。緊急自動車も頻繁に通ります。有事の際はなどと言うつもりはないですけれども、やはり太宰府の顔といいますか、先ほども水際等の整備等の質問等もございましたけども、入ってすぐのところの旧国道が水で詰まって動けない。しかも、そういう状況がここ10年ぐらいずっと続いていますね。いわゆる大雨、平成15年、あるいはその前ですね、大雨のときのことを言っているんじゃないで、単位時間、1時間当たり二、三十mmで大体こういう状況になります。こういったことは区のほうから何度も何度も話があって、要望があって、まだ私の先輩といいますか、萩尾議員、元ですね、今区長ですけど、わしが議員のとき、何回も質問したけどなかなか言っておられますしね、私も質問立っとなんですけども、そういうふうな状況がありながら、なかなかその改善、国との協議云々ということも今ご答弁ありましたけども、そういうことであると、じゃあ区のことですね、区がもう言っているんだから、それに対してなかなかこういう状況がやはり放置というしかないと思うんですけど、果たして自治会になって大丈夫かなと、ちょっと関係ないあれですけどね、と思うぐらい、もうそろそろ何とか対応していただきたいということで質問に立ったわけであります。

まず、こういうふうな必要ということは、今市長のご答弁の中にありましたので、具体的にですね、こういうふうな径を大きくするとか、あるいは下流域からのこの具体的な計画等がありましたら、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） まず、長期間にわたってこのままの状態だったということにつきまして、全く放置しとったということではございませんけども、言いわけになりますけれども、国道ということで国との調整がなかなかつかなかったということで、まずおわびを申し上げたいと思います。この箇所でございますが、今県道112号線になっております。この中に入っております管が、直径が45cm、450mmの管になっております。それにつながります側溝が、上から流れてくるほうですが、ここが600mmのボックス、そういうふうになっておりまして、また

この下流のほう、道路を横断したほうですね、こちらのほうが300mmの管、U字溝になってます。こちらの下流が小さいためにあふれるということもございます。ですから、ここの管は300mmをこのままにしまして、具体的にいきますと、もう一つバイパス的なものを近くにつけて、水を分けると、分けて流すということも検討いたしております。

そういうことと、もう一つはこういう改修をしますので、将来のこともありますので、この県道の中に入ってます管を大きくするということはやっぱり必要だろうというふうに考えております。改修をするからには、将来のことやっぱりなります。このままですと、同じことが繰り返されるということもございますので、大きくする必要があるということと考えておまして、県のほうの所管になりますので、県のほうと調整がつき次第、この部分について工事を行っていくというふうなことで予定をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 下くぐっているのが450mmと、それを受けているのが300mmと。1.5倍ですから、1.5から1.5で掛け、2.5倍ぐらいになりますかね、二乗ですからね、断面積で。これじゃ、当然受けられないというのはわかりますから、だからあの下を工事するのはややこしいと思うんですけど、ここの300mmのほうを大きくするのは、先、もう前もってやろうと思えばできるわけですね。

それから、1つ、県道になったということで、当時はやはり国道ということで非常に手続もなかなかややこしいみたいなので聞いております。県道になって、急にその分がよくなるのかどうかよくわかりませんが、やはり頻繁にですね、お話持っていてですね、やれるところからやると、あるいは同時並行にですね。その600mmというのも大きいのか小さいのかという、ちょっと疑問があるんですけども、まずはこの径をですね、450mmというのは明らかに小さいと思います。上のほうの団地あたりの径と比べても、これは小さいんじゃないかな、そう思いますので、まずはこの300mmをやるとのことですけど、先ほど質問の中で工事の費用負担とかですね、これはやっぱり市に財政負担かけるわけですから、心配もありますんで、ちょっとその辺のご回答がまだだと思っておりますけども、それとあわせて、先ほど聞いたのは具体的にいつごろ、もう具体的に平成21年度の当初予算にこれは組むというふうなお考えがあるのかないのかまでお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 失礼いたしました。費用の関係ですが、この部分につきましては、この管は従来農業用水路として利用されていたという部分で、今もその利用はされているようでございます。その調整は必要になってきますが、直接的な工事の部分については市の負担と、このようになります。

また、工事の時期につきましては、いつということは具体的にはまだ決め切っておりませんが、平成21年度の市営工事、市営土木の中で調整をして、その中で決めていくというふ

うなことで今進めております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） よろしく申し上げます。

本当にもう一度言っておきたいんですが、非常に国分地区に関しましても、平成15年の水害のとき以来ですね、災害復旧工事、またその後の防災工事、あるいはまた五丁目等の道路改良等々ですね、非常に努力していただいとることはよくわかっております。ただ、この国分寺交差点となつとりますけど、本当に市の幹線、いまだ幹線道路の大事な一つで、こういったところが年に何度も水没して、道路、緊急自動車も通れないようになるということは、早くもうなしにしないでほしいと思って質問をいたしております。

早急な実施を望んで質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月17日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後 3 時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成20年12月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第106号 | 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第91号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第92号 | 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委
員会） |
| 日程第4 | 議案第93号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第94号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて（総務文教常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第95号 | 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ
いて（総務文教常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第96号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総
務文教常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第97号 | 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて（総務文教常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第98号 | 太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第99号 | 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（各常任委員
会付託） |
| 日程第11 | 議案第100号 | 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて（環境厚生常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第101号 | 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
（環境厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第102号 | 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経
済常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第103号 | 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について（建設
経済常任委員会） |
| 日程第15 | 意見書第7号 | 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書（環境厚生常
任委員会） |
| 日程第16 | 発議第1号 | 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 追加日程第1 | 決議第1号 | 行政執行にあたっての合意形成を求める決議 |

日程第17 J R太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会中間調査報告について

日程第18 議員の派遣について

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 | 橋 本 健 議員 | 8番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番 | 門 田 直 樹 議員 | 10番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 | 安 部 啓 治 議員 | 12番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 安 部 陽 議員 |
| 15番 | 佐 伯 修 議員 | 16番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 | 田 川 武 茂 議員 | 18番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20番 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|------------------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 関 岡 勉 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 木 村 洋 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 田 幸 夫 |
| 総務・情報課長 | 木 村 甚 治 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長 | 木 村 和 美 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 国保年金課長 | 木 村 裕 子 | 都市計画課長 | 神 原 稔 |
| 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 | 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 |
| 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第106号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第106号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第4回太宰府市議会定例会も本日最終日を迎えました。本日の開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る13日の土曜日でございますけれども、太宰府市の九州国立博物館におきまして日本の麻生首相、中国の温家宝首相、韓国の李明博大統領がご出席をされまして、日中韓首脳会議が開催されました。国際的にも重要な会議が本太宰府市で開催されましたことに対しましては、光栄であり、歴史的にも大変意義深いものでございました。太宰府市も、会議開催決定後、その成功に向けて全力で協力してまいり、さまざまな歓迎の準備を進めてまいりました。当日は、幼稚園児並びに不老議長とともに無事お迎えをすることができましたことをご報告を申し上げておきます。

さて、最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、条例の一部改正1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった小児に補償金3,000万円を支払う産科医療補償制度が平成21年1月から創設されることに伴いまして、同制度の加入期間での出産に限り、これまでの出産育児一時金の額35万円に3万円を加算し、38万円とする改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成21年1月1日からといたしております。よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」及び  
日程第3、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を一括議題に  
したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました  
総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定につ  
いて」。

議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第91号及び議案第92号について、その審査内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」、市の広報、ホームページで公募した結果、シンコースポーツ株式会社1件のみから応募があり、指定管理者候補者選定委員会において事業計画等関係書類の審査をした結果、同社が指定管理者の候補者として適当であると認め、今回提案するものであり、期間は来年度から3年間である旨、説明を受けました。

委員からは、現在の指定管理料との比較、事故が起こったときの補償などについて質疑があり、執行部からは、3年間の経営ノウハウを生かすことにより100万円程度減額されたこと、施設そのものに起因する事故の場合は市で補償、教室等の事業内容に起因する事故の場合は指定管理者が補償をするとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第91号については可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」、市内の団体育成、自立支援、施設の効果的運営、またスポーツ振興を図る観点から、公募によらない指定管理者の候補者として太宰府市体育協会を選定、期間は来年度から2年である旨、説明を受けました。

委員からは、契約期間を2年とした理由、施設利用の申込方法に変更があるのかなどについて質疑があり、執行部からは、公募ではなく随意選定であったことから契約期間を2年としたこと、申込方法は従来と全く変わらないとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論では、市内の団体を育成し、スポーツの振興を図るという点で大変好ましいとの賛成討論がなされました。

討論を終え、採決の結果、議案第92号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第91号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

す。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第93号 市道路線の認定について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第93号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第93号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

今回認定する路線は、開発により帰属を受ける9路線、市の道路として整備された路線を今回認定する2路線、合計11路線。

本議案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第93号は委員全員一致で可決するもの

と決定いたしました。

以上で議案第93号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第9、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第94号から議案第98号までについて、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、配付された条例等改正新旧対照表に基づき、国民健康保険税賦課業務について、市民生活部から健康福祉部へ移管されること、また、国際交流に関する業務と観光に関する業務を



総務部に新設する課において担当することなどが説明されました。

委員からは、検討期間、機構改革に伴う経費などについて質疑があり、執行部からは、一般職員で構成する検討委員会で3回、副市長及び各部長で構成する事務改善委員会で4回、期間はおおむね3カ月であったこと、電算改善、事務室の配置変更、庁舎掲示板の修正等、必要最小限の経費で抑えることが回答されました。

その他、関連質疑を終え、討論では、今後の議会運営、執行部から提案される内容を含めて議会も見直しを要求することをお願いする賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第94号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、地方自治法から引用していた条文の項が繰り下がったことに伴う一部改正であるとの説明がありました。

これについての質疑、討論はなく、採決の結果、議案第95号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、文化庁の委託事業である文化財総合的把握モデル事業において、市民遺産活用推進計画を策定するための委員会を設置するものであるとの説明がありました。

委員からは、策定委員の構成、業務内容について質疑があり、執行部からは、策定委員会の構成は識見者5名、市民4名、行政機関3名であること、市内全体、有形、無形の文化財を次の世代にどう引き継いでいくか検討するものであることが回答されました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第96号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、国民生活金融公庫等が株式会社日本政策金融公庫に再編されたことに伴い、この公庫との派遣交流が今後発生しなくなったことから、文言を削除するものであるとの説明がありました。

委員からさしたる質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、引用する法律の改正に伴うものであることが説明をされました。

委員からは、地縁団体の要件について質疑があり、執行部からは、地方自治法上の要件として、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の形成のために地域的な共同活動を行っていること、地縁による団体の区域が住民にとって客観的に明らかなものとして相当の期間にわたって存続していること、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること、規約を定めていることの4点であ

るとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第98号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第96号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第98号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第94号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第96号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第97号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第98号「太宰府市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第99号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会へ分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 各委員会に分割付託されました議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」、当委員会における主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、一般会計職員給与費について、育児休業等による職員の減や退職手当組合負担金及び共済費の増などにより給料が995万6,000円の減額、職員手当が873万2,000円の増額、共済費が104万7,000円の増額、トータルで17万7,000円の減額補正となっています。

次に、2款1項7目財産管理費、庁舎維持管理費の工事請負費について、機構改革に伴う執務室内配線工事110万円、雨漏りの応急対策工事231万円の増額補正が計上されております。

これについて委員からは、庁舎建設後20年以上経過していることから、長期使用に耐え得るメンテナンス等について検討課題としていただきたい旨、要望がなされております。

10款2項小学校費、3項中学校費の2目教育振興費、要・準要保護児童・生徒関係費の扶助費について、保護対象となる児童・生徒の増加によりそれぞれ増額補正として計上されております。

委員からは、扶助の内容、児童・生徒の増減について質疑があり、執行部からは、基本的には給食費、学用品費、通学用品費の扶助であること、対象児童・生徒は11月1日現在で485名、5月と比較して約30名増加したとの回答がありました。

10款2項1目学校管理費、施設整備関係費について、小学校3校の耐震補強工事に係る工事設計監理等業務委託料670万円、同じく小学校3校の耐震補強工事、その他の改修・補修工事

の工事請負費9,214万6,000円の増額補正です。

委員からは、財源とされている交付金との関係について質疑があり、執行部からは、耐震補強工事に係る経費の2分の1が国からの交付金であるとの回答がありました。

10款4項7目文化財保護・活用費の文化財整備・活用関係費について、文化ふれあい館中央監視装置取りかえ工事550万円、古都大宰府保存協会への補助金308万7,000円の増額補正です。

この補助金増額の内訳については、協会理事の報酬増12万円、大宰府展示館事務局長の人件費296万7,000円との説明がなされております。

歳入の主なものにつきましては、12款2項3目教育費負担金、埋蔵文化財発掘調査原因者負担金について、原因者負担文化財調査の減により2,460万3,000円の減額補正が計上されております。

また、14款2項4目教育費国庫補助金について、安心・安全な学校づくり交付金5,661万6,000円、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金740万6,000円の増額補正、これは、小学校の耐震補強工事等の財源として交付されたものであります。

地方債補正では、耐震補強工事等の起債4,370万円が追加されています。

審査を終え、討論では、外郭団体の規則の変更による人件費の増額を年度途中での市の補正予算に計上するのは好ましくないため、年度当初においては事業の実施や職員の採用についてしっかりと計画を立てて補助金を申請するよう市できちんと指導していただきたいとの賛成討論がなされました。

討論を終え、採決の結果、議案第99号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第99号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、2款2項6目19節コミュニティバス関係費の負担金、補助及び交付金、コミュニティバス運行補助金として37万5,000円が計上されております。

執行部から、株式会社マミーズを運行主体とし、11月19日から開通した「マミーズ・まほろ

ば号」のガソリン代、保険料などの運行費用の一部を補助するものとして、月に7万5,000円を限度とし、来年3月までの5カ月分を計上したものであるとの説明がありました。

委員から、これはあくまで試行ととらえておいてよいのかとの再確認があり、執行部から試行であることを再確認しました。さらに、その試行の期間、条件については、期間は今年度いっぱい行って、来年度以降もその方向性を持っており、今年度の状況を見きわめながら検討を行い、来年度いっぱいの試行を考えている。運行に値する利用があれば今後も続けていきたい。条件としては、どこでもよいということではなく、ある程度の幹線にはまほろば号が運行がしているのでまほろば号を利用していただきたいとの考えを持っているとの回答がありました。

また、運賃が無料であるが、検討すべきではないのかとの質疑に対して、料金を取ったり、一部負担をいただくということについては今後検討を行っていきたい。法に抵触しない形で、さらに公平性を保てるような形の運行をしたいと考えているとの回答がありました。

さらに、企業努力の分になぜ市が補助金を出すのか、利用しないであろう市民の税金をここにつぎ込むことについてはどう整理されるのかという質疑に対しては、東観世地区にはまほろば号を通す計画があったが、車両の問題等があり方策を探っていたところ、マミーズの買い物サポートカーの計画があった。調整の結果、いきいき情報センターへ行き来することから、公共性にもつながることから、経費全額を負担するのではなく、一部を補助することとした。

さらに、東観世にまほろば号を運行をさせれば経費が2,000万円ほどかかる。これからすると財政的にも効果があると考え、今回補正予算を計上したとの回答がありました。

運輸局では、この補助金の支出について疑問を持ってあるとのことであるが、いつごろその見解の結論を出してもらえるのかと質疑については、運輸局内の意見として補助金として受け取ることが白タク行為というふうになるのではないのかという解釈が出ていると聞いている。運輸局からの連絡を待っていたが、まだ連絡がないので、どういう項目がだめなのか、どういう項目が問題ないのかなど、こちらから早急に状況を確認したいと考えているとの回答がありました。

これらの質疑のほかにも、この項目については慎重に審議を行いました。

8款4項2目15節公園新設関係費の公園新設工事費として2,000万円が計上されております。これは、高雄公園の工事請負費で今年度事業費として県との協議の中で国費分2,000万円を増額することになったための補正で、高雄公園は平成21年度中の完成を目指して事業を進めているとの説明がありました。

続いて、歳入の主なものとしては、15款2項5目土木費県補助金の地域住宅交付金として90万円が補正されており、これはセットバックに伴う地域住宅交付金額の確定により計上したものであるとの説明がありました。

また、地方債の補正については、関連した歳入の補正予算と一括して審査いたしました。

繰越明許費については、用地協議に時間を要するために繰り越すもの、高雄公園については

これまでの事業の経過から繰り越すものと説明がありました。

審査を終え、討論では、地域コミュニティバス運行補助金については相当問題があるという指摘をせざるを得ない。所管分全体を考えた場合、否定するわけにはいかないので賛成するが、試行については今年度中で終わらせていただきたい。1地域に限定したこのような政策は行うべきではないということを指摘して、やむを得ず賛成するとしての賛成討論。また、「マミーズ・まほろば号」の地理的に不便な方、高齢者のサービスといった運行内容については大変すばらしい取り組みであると評価するが、運賃が無料であるとのこと、1企業に対して補助金として支援することは検討の余地があり、クレームがあった場合にどう説明されるのか、明快な回答ときちんとした対応をしていただくことをお願いして賛成討論がありました。

採決の結果、議案第99号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ただいまの建設経済常任委員会に付託された補正予算の中ですね、「マミーズ・まほろば号」の審査内容について確認をさせていただきたいと思います。

今、委員長の報告にありましたように、この運行補助ということについて法的な疑義がまだ残っているところがあると、委員会の段階ではまだそういう段階だったと、それがまだ確認できていないところがあるというふうな執行部の回答だったというふうに私は受け取りましたが、それでよろしいでしょうか。

○17番（田川武茂議員） はい。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、まず、債務負担行為で、平成21年4月1日より公設民営化を計画されています南保育所の保育業務委託料として平成21年度から3カ年で2億5,412万6,000円の追加の補正が上がっております。

歳出では、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、特別会計関係費の繰出

金で国保特別会計に対する一般会計からの繰出金で226万4,000円の増。

2目老人福祉費では、在宅老人対策費及び高齢化社会対策費の補助金精算返還金の計上、そして特別会計関係費では法改正に伴う電算委託料に対しての介護保険事業特別会計への繰出金416万2,000円の増額補正。

4目障害者自立支援費では、通所サービス利用促進事業補助金として268万6,000円の増額補正、これは県費による4分の3の補助があります。また、介護・訓練等補助金につきましては、3,159万4,000円の増額補正になっていますが、これも国庫からの2分の1の補助、県費からの4分の1の補助があります。また、補装具の申請が伸びていないため、身体障害者・児補装具給付費を200万円減額補正しています。

6目、7目の重度心身障害者医療費、母子家庭等医療費の県補助金精算返還金で計337万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、3款2項3目保育所費の需用費は、光熱水費や原材料の高騰による賄材料費の増額補正で139万4,000円。

5目乳幼児医療対策費につきましては、10月から就学前まで拡大しました乳幼児医療に対する事務費と医療費で1,580万6,000円の増額補正で、これは県より2分の1の補助があります。

次に、3款3項1目生活保護認定支給事務関係費につきましては、平成19年度の交付決定額が実績より下回ったための精算返還金3,645万4,000円の増額補正となります。

次に、4款1項2目保健予防費であります。これは、新型インフルエンザ流行時に市民との対面のため使用する職員用マスク2週間分ほか関連消耗品を備蓄するための増額補正305万9,000円。

5目環境衛生費では、市有墓地隣接民地に張り出している樹木の伐採のために56万3,000円の増額補正。

最後に、11款1項1目衛生施設災害復旧費550万円ですが、これはさきの8月16日から17日にかけての大雨による連歌屋墓地法面上部の一部崩落によるもので、直下に民家があるため計上するものです。この災害復旧工事は、現年発生単独災害復旧事業債として550万円の起債により同額を工事請負費に充てるものであります。

次に、歳入のほうですが、歳入の補正額につきましては、すべて歳出に伴うものとなっております。

審査は、債務負担行為補正の後、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

質疑の中では、まず、南保育所保育業務委託料の債務負担行為の追加補正に関しまして、債務負担行為限度額については、平成21年度の保育所児童数を60人と見込んで算出し、平成22年度はそれの10%増し、さらに平成23年度はそれの10%増しで設定していること。また、児童数が見込みよりも増えてくれば、計算をし直し、委託料を支出していくこと。行政改革大綱に基づき、南保育所の民間委託の方針は平成19年から内部検討を行い、今年の9月19日に決定され

たこと。また、指定管理者制度の活用は検討していないこと。委託先となる社会福祉法人の公募を12月5日に締め切り、1法人が受託したいという意思表示をしていること。また、1月中旬までには委託先を決定したいということ。ここまで南保育所保護者会には、役員さんに1回、全体に2回説明会を行っており、職員組合には1回の説明、協議をしているが、まだいずれも合意に達していないこと。3月議会までに職員組合あるいは保護者会との合意を得、報告できるよう最大限の努力をしていく等の説明が執行部からありました。

次に、歳出歳入の補正につきましては、新型インフルエンザ関係費について、マスク等消耗品を使う判断はどうなっているのかということに対し、市町村レベルの判断ではなく、国からの指令があり、県を通して市におりてくるということでした。

また、市有墓地樹木伐採について、毎年このような委託料を払うより、いっそのこと根元付近からすべて伐採すればどうかとの質問に対し、すべてを根元より伐採するとなると数倍の費用がかかるので、当面の影響を除去する範囲で行うということでした。

本議案に対する質疑を終え、討論では、債務負担行為の南保育所の業務委託に関して、肝心の委託先法人も議会に示さないことなど、到底納得できないとのことで、本議案に対しては反対するとの討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第99号の当委員会所管分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。その後、委員より、本議案に対する附帯決議案が提出されました。

附帯決議案の内容は、南保育所保育業務委託債務負担行為の質疑の中で、以下の点、不明瞭でありましたので、解決されるよう要望いたします。

- 1、関係団体の合意を取りつけること。
- 2、公募先を選定するに当たって作成された保育計画など公開すること。
- 3、障害児の受け入れを積極的に行い、太宰府市は定期的にチェック及び指導すること。
- 4、既に入所している児童に対しての保育内容、行事など保育環境について後退させないこと。
- 5、以上の項目の実施状況を3月定例会までに委員会に報告すること。

以上決議する、というものです。

この附帯決議案についての質疑、討論はなく、採決の結果、附帯決議につきましては賛成少数で否決されました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ただいま委員長からのご報告をお聞きしておりまして、特に債務負担行為ですね、南保育所の民間委託に対しまして職員組合と説明を1回今までされた。保護者

には、役員会で1回と全体で1回ということですが、委員会の中で3月までにまず労使協議があったのかどうか、そういう意見が出たのかと、努力をするということの答弁が執行部から常任委員会にあったように今お聞きしたんですが、合意形成がない場合は来年4月の実施については見合わせるのかどうか、そういう質問なり回答が出たのかというのを1点お聞きします。

いま一点は、保護者会への説明というのが、今後どのような形で行われていくのかという質問なり回答があったかについてお伺いいたしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

組合への説明は9月24日に1回説明と協議を行っていますということでございます。3月議会までに最大限努力するという回答をいただいておりますが、その後のもし合意が得られなかったらというご質問ですが、それについてはそういう質問は出ておりません。ということで、4月1日からの開始についてどうこうということは検討されておられません。

次に、保護者会につきましては、これまでに3回の保護者会の説明があっておりますということでございますが、今後については積極的に説明会を行って理解を得たいというようなことで回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 通告はしておりませんが反対討論はさせていただきたいと思うんですが、当初市長からこれが提案されたときに、ぜひ委員会で審議をしていただきたいと問題点も明らかにしておりましたが、その内容が余り具体的に報告をされておられません。特に私が質疑の段階で出ておりました。この公設民営というのは、太宰府初めての保育行政です。そういう状況の中で、委託先に保育士を雇用していただいて、現在の職員を一般職に編入する場合には、大変長い間勤めていただいた保育士としての業務は最大だと思うんですが、これが一般職になった場合にどうなるのかというのは、私この質疑の段階でしておりましたが、一般職に編入された場合には、少なくとも係長職に近い部分、こういう参事補佐クラスになる保育士さんが出てきます。そうすると、本当に技術職で採用された方々が一般職になり、しかも行政業務の中の定数削減の中で一般職に編入された場合に、長い間行ってきた一般職職員と技術職職員との格差の問題が出るんじゃないかというものをぜひ委員会でも審議もしていただきたいという部分もお願いをしておりましたが、この辺が1点どうかどうか。

それから、今委員長報告では、12月5日にやっと1社応募があったというふうにありましたが、その名称は明らかになったのかどうか、この辺、2点についてご回答いただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

まず、保育士さんの扱いについてはですね、委員のほうから保育士さんとの話がまとまっているのかというようなご質問がありまして、それと、保育士さんのその後の配属先とか業務内容についての質問が出ておりますが、これにつきましては、執行部のほうよりの回答は、保育士につきましては9月19日に市の方針が決定されましたと。それを受け、市の方針、いつから民間委託するという話を部長のほうからしていただきましたと。ということで、具体的に保育士の配属先とか移転された後の扱いとかについては、具体的な答えはございませんでした。

次に、名称の公表についてでございますが、これにつきましても委員のほうから名称についてという質問がありましたが、それについては、まだ現在進行中でありますので説明を控えさせていただきますという回答でございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それで、この問題ですね、こういう債務負担行為という状況が上がってくるときには、本当に太宰府市の議会にもこの説明があつてよかったんですが、ほんと上がってきました。具体的に私が一番重要な問題よということで委員会では審議をしていただいたんですが、行政からは具体的に職員の身分関係、配置関係についてはなかったと。それから、現在のところ12月5日現在で1社のみが応募しているけど、この業者名も明らかにされなかったということを確認しておきたいと思うんですが、これに間違いありませんか。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） はい、そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで、環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第99号太宰府市一般会計補正予算についてですが、補正予算全体を見たときには、所管委員会の中でも質問をしました、また今議会一般質問させていただきました新型インフルエンザ等への対応策の問題等では、危機管理の面からも大変重要な内容であると思いますが、今、委員長報告の中でもありました債務負担行為の南保育所業務委託料に対しまして、今回はそれ1点に絞って反対討論をさせていただきます。

委員会の質疑を通して、委託業務の引受先を12月5日に締め切り、1法人から公募があったと言われました。しかし、議会には、そこまでの情報しか示されず、具体的な法人の固有名詞まではありませんでした。具体的な保育計画の提示もなく、今、全国各地で保育所業務への企業参入の容認、規制緩和などによってそういった動きが進んでいますが、東京都では、認証を

受けた保育所を運営する会社が倒産し、保育所が閉鎖されるという事態にも発展しています。11月22日付の西日本新聞では、福津市のNPO法人が県内各自治体の保育支援策などを点数化したランキングを発表していましたが、太宰府市は28市中27位という状況でした。子育て支援が叫ばれる中、行政が公立保育所の運営から手を引くというのは、そういった声に逆行するものだという声もあります。そういった内容に含まれる債務負担行為については認めることはできませんので、反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この補正予算につきましては、ほかの多くの補正予算の関係から賛成はいたしますけれども、南保育所に対する債務負担行為並びに「マミーズ・まほろば号」の運行補助金に対し、その問題点を指摘しておきたいと思います。

まず、南保育所の保育業務のみの民間委託ということについて、市長は私の一般質問の回答で、最少の経費で最大の効果という観点を示されましたが、そこから見ますと、わざわざ業務を分けて保育業務のみを民間委託するよりも、指定管理者制度のほうがはるかに有効であるにもかかわらず検討もされなかったということは、恐らく同様の回答で部長が8月に実施を決定したと、そして来年4月からの実施だったということで、時間がなかったということもあると思いますが、これは、国の方針から見ても大きな問題だと考えます。

次に、「マミーズ・まほろば号」の補助金は、その科目が運行補助になっています。株式会社マミーズは、運行許可を持った企業ではありません。その企業に対して行政が運行補助金を出すということを、所管である県の地方課は、好ましい内容ではないが議案に出された以上は議会の判断だという見解を示しています。それはつまり、私を含め賛成する議員の質が問われる結果になりました。9月議会において、議会に説明が行われなかったことから考えますと、10月以降に具体的な検討が始まり、補助金の名目についてまで吟味する時間がなかったものと推察いたします。もし十分に検討する時間があれば、マミーズへの地域貢献補助金というような科目名で議案に載せ、議員の質が問われるような事態にはならなかったと思います。

さらにこの件については、田川委員長の回答にあったように、委員会の審議段階でも運輸局の最終的な結論が出ておらず、法律上合法だというきちんとした裏づけがありませんでした。先週金曜日に確認した時点でも、運輸局は最終判断を下していませんでした。通常、このような段階での事業の実施や議案の提案は考えられません。環境厚生常任委員会では、保護者の合意を得ない段階で議案の提出は問題があるという意見があったように、市民の合意や法的にきちんとした裏づけが行われていない段階で判断を議会に任せるとするのは、仮に施策の内容には賛成していても、どのように審議すべきかという点において大きな混乱を招くことになります。これらは、すべて拙速過ぎる進め方に原因があると言わざるを得ません。今後、議会に対してこのような段階での議案の提出は行われないことを強く要望して賛成討論いたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この補正予算の中で私も所管の部分については賛成をしております

し、建設経済委員会、環境厚生委員会の中でも賛成すべき内容がありますが、補正予算のこの第3表債務負担行為についてのみ賛成できないことを明らかにしておきたいと思うんですね。

それで、この南保育所問題については、再三にわたって質問もしましたし、解放運動とつながっております。初めて公設民営という形でこの説明がありましたが、執行部からやはり具体的な説明を事前に行うべきではなかったのかというのが第1点です。

それから、先ほども所管委員長に回答を求めましたが、委託先は明らかにされないままに審議が行われたというのが問題です。しかも、公設民営の内容が不明瞭です。考えられるのは、やはり施設やさまざまな経費は市が全額見ましょう。児童数が増えれば、それによって予算も増やしましょう。ただ、保育士人事管理だけは、応募の会社が雇用をし、安い給与、こういうもので公設民営をやろうとするものと考えられます。そういう状況で本来行政の責務を公設民営にすべきでないと思うんです。それと同時に、今1社ということですが、この応募されているのは後で明らかになると思いますが、社会福祉法人みらい、これが委託を受けるのではないかと。現在のところ、太宰府市の南隣保館、いこいの家、南児童館を社会福祉法人みらいが指定管理者としてなっております。ところが、この3公共施設は、指定管理者になりながら、保育所だけは公設民営という矛盾点が出てくる。

また、この社会福祉法人みらいの定款を見てみますと、本当にこの保育行政は初めて行う団体であります。また、この社会福祉法人の定款の中に理事会、評議員会がありますが、こういう理事会、評議員会の決議がどういう状況で行われ、応募がされるのかどうか。また、ここの役員については、部落解放同盟関係の役員が名を連ねておくことにも問題があります。

また次に、現在、解放保育所としての位置づけで運営をやっていく、その上で定数も増やしていく、解放保育所という理解を父母に今後も求めていく問題点もあります。

また、現在何度も質疑を行っていましたが、保育の保育料の減免を行っております。もしこの減免制度が解決しないまま公設民営がやられた場合にはどんな問題が起きるのかというと、解放関係については保育料が30%減免のまま、一般の方が入ってくると、やはり条例に基づく保育料という問題、本当に児童に何の問題がない中にそういう保育料に格差をつけるという問題点が出てきます。

それから、先ほども明らかなように、15名近くの職員が配置されておって、少なくとも3名から4名に1人の保育士がおられます。民間の保育所としての格差、こういう問題について市長が議会の説明があったことについては理解ができます。民間と公設の余りにも賃金の問題とかそういう経費の削減、最少の経費で最大の効果という形で提案されたと思うんですが、やはり保育は安心して公設で行うべきじゃあないでしょうか。

こういう状況の中で公設民営された場合、やはりそこの職員が一般職になった場合、先ほども質問しましたが、あなた方、そこ、執行部に座っていただいている方は30年以上の長い間各課を回り、さまざまな市民の業務に責任を持って行ってまいりました。だから、いろいろありますが20以上の課をさまざまな長い間回って、そういう行政責務をやってきたわけでありま

す。ところが、保育士さんは子供の健やかな健康を願う、子供が安心して親から負託を受けてやってきて、そういう技術については専門職ですが、いざ一般職になり、やはりどの課に配置されても初心からやらなければなりません、やはり公務員としての勤務年数が30年あれば、先ほど言いましたように係長や参事補佐としての格付をしなければならない。そうすると、本当に大学を卒業し、努力をしていますが、そういう状況の中で給与が高い、そういう格付されれば、その指揮系統に従わなければならないのが職責であります。こういう問題点も出てきます。

また、債務負担行為ですが、こういう状況の中で、先ほども委員長の説明があったように定数を2回ほど変更しました。その都度、この補助金も上がる問題もあります。本当にこの債務負担行為については、まだ組合との職員との合意もできないままに上がってきて、議会がこの債務負担行為補正を承認すれば、保護者会についても、保育士についても、職員についても、もう議会の決定が出たんだ、議会の承認を得たんだといって、やはりこういう決定事項を遵守させることになりかねません。

私は、こういう債務負担行為については、本当に議会の中で論議をし、どのような状況でなるのか、以前あれだけ都府楼保育所の施設については、公共施設は市の建物であり、保育行政全般についてそういう経験のある業者に委託をする、これが市民を含めて大変な論議になり、議会も論議をしてきたわけですが、こういう議会とそれから保護者会と職員と一体となって、この都府楼保育所の問題についても審議をしてきました。今回は一切そういうものが議会には何の報告もなく、こういう補正予算に上げて認めなさいということについては、私はこの債務負担行為だけは認めるわけにはいかないということを明らかにし、ほかの予算については賛成をいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 補正予算全体について賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

ただ、賛成討論ではありますが、賛成をするに当たり若干の苦言を執行部に呈してみたいというふうに思っております。

まず、「マミーズ・まほろば号」の運行につきまして、この問題を最初に私どもがお聞きしたのは11月19日の開通式の案内でありました。その際、その経過、理由については全く明らかにされないまま、突然に開通式に出席を願いたいという、大変驚いたわけであります。運行することは、いわば執行権の範疇であろうかとは思いますが、事は1地域の問題ではなく、市税を投入するということでもあります。有料の地域からすれば、なぜ東観世だけが無料なのか、全く乗車する可能性がない地域の人々の税金も投入することになる。そういうなどなどの思いが私がありました。以来、12月の補正予算まで全くこの件について説明がありませんでした。

常任委員会での執行部からの回答に際しましても、運輸局からの見解は白タク行為に抵触す

る可能性も指摘をされておるという回答がありました。法に抵触しないと明確にわかったのは、今朝の9時半の建設経済常任委員会協議会であります。万が一にも抵触するという見解が出た場合、我々は違法の案件を議論したことになり、その責任は極めて重大なものになっておったのではなかろうかというふうに思います。いかに我々が、議会が、議員は提案した執行部に軽視をされていたのではないかと、そうすら思わざるを得ない案件でありました。

さらに、南保育所の民間委託につきましても、労使の合意は今日まで全くされていません。私は、かつてもし申し上げたとおり、労使の案件については労使の合意ができて初めて議会に上程すべき問題ではなかろうかというふうに思います。労使対等という基本が崩れてしまうのではないかと思います。労使の交渉ということでは、本日15時からというふうに聞き及んでおりますが、この時間には本決議がされているわけでありますから、極めてこれは遺憾に思うわけであります。

また、保護者への説明も不十分でありますし、先ほど武藤議員も言われましたように、都府楼保育所の民間移譲が結果的に1年間延期をされましたことがなぜそうだったのかという反省が今回全く生かされていない、そういう気がいたします。

私は、今、二、三点申し上げました指摘したことが、執行部への点は執行部がいれば何でもできるんだと、こういう姿勢が顕著になっているような気がして、極めて不誠実であるという感じが私はいたしますので、今申し上げました経緯を十分お含めいただき、今後の執行については生かさせていただくことをお願いを申し上げまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（18番福廣和美議員「議長、休憩。休憩を要求します」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） それでは、これから11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

ここで先ほどの武藤議員の討論の際、南隣保館の管理について指定管理者であるとの発言がありましたが、正しくは業務委託でありますので、武藤議員の了解を得、修正をいたします。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〔原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時26分〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第12、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第100号及び議案第101号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第100号「平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億8,999万9,000円の追加補正がなされております。その主な内容は、まず、債務負担行為について、平成21年度から平成25年度の5年間にレセプト点検のための複写機賃借料として93万6,000円が計上されております。

次に、歳出につきましては、1款総務管理費、1項1目庶務関係費で、老人受給者証関連で電算システム改修費等350万6,000円の増額、2款保険給付費、1項療養諸費の1目、3目、5目につきましては、財源不足に伴う3億5,175万2,000円の増額補正、2項高額療養費につきましても、医療費の増加に伴う1億3,221万6,000円の増額補正になっています。

4項出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、1月より1件当たり3万円の加算が実施される見通しであることから増額しております。

主な歳出補正は以上でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金、1項1目で、療養給付費等の増額分の国庫負担分を補正しております。

2項2目高齢者医療制度円滑導入事業費補助金として、国からの補助金を増額補正しています。

4款療養給付費交付金では、退職者医療が予想以上に増えたことによる社会保険診療報酬支払基金からの交付金3億1,297万8,000円の増額補正。

9款繰入金、1項一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金の増額補正に伴う法定繰出金の繰り入れでございます。

執行部からの補足説明が終わり、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第100号「平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,891万4,000円の追加補正がなされております。

その主な内容は、歳出につきましては、1款総務費、職員給与費で減額補正、庶務関係費では、法改正及びモデル事業のための電算委託料の増額補正。また、返還金として平成19年度の精算分3,442万7,000円の増額補正となっています。

2款介護給付費では、1項5目介護給付費を240万円減じ、当初よりも対象が増加する見込みであります2項3目介護予防給付費、6目住宅改善費で、同額の増額補正をし、財源組み替えを行っています。

歳入につきましては、2款国庫支出金、介護保険事業補助金としてモデル事業に伴います電算委託料の2分の1の補助金を増額補正しています。

6款1項一般会計繰入金では、職員給与等繰入金143万5,000円の減額、電算委託料増額補正に伴う事務費繰入金の559万7,000円の増額補正となっています。

7款繰越金につきましては、前年度の純繰越金として3,442万7,000円を増額補正しているということでございます。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第100号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第101号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13と日程第14を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第14、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第102号及び議案第103号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」です。

今回の補正内容は、職員の変動による職員給与費の調整を行うためのものであるとの説明がありました。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」です。

補正の内容は、一般会計から下水道事業会計への繰入金を当初予算で7億1,065万1,000円計上していたものを、一般会計との協議により負担金補助金の総額で7億円に調整したもの、そして、職員の変動によるものなどであるとの説明がありました。

本件に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第102号及び議案第103号の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第102号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へ。

これより討論、採決を行います。

議案第102号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時38分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 意見書第7号 長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第15、意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第7号の審査における内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第7号「長時間労働や日雇派遣など労働法制の改正を求める意見書」については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 発議第1号 太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(不老光幸議員) 日程第16、発議第1号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番(村山弘行議員) 太宰府市議会会議規則の一部改正の提案理由の説明を行います。

発議第1号「太宰府市議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案に当たり、ご説明を申し上げます。

提出者は私、村山、賛成者は清水議員、小柳議員、佐伯議員、大田議員、武藤議員、安部陽議員です。

内容は、本年9月に地方自治法が改正されたことに伴い、太宰府市議会会議規則第161条第1項にあります「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改めるものであります。

この地方自治法の改正は、新たに第100条第12項として、会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるという条文が追加改正されたことによるものであります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時43分〉

○議長(不老光幸議員) ここで、本日橋本健議員外賛成者から決議第1号が議長あてに提出されました。よって、これを日程に追加し、追加日程第1として議題とします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時46分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 決議第1号 行政執行にあたっての合意形成を求める決議

○議長(不老光幸議員) 追加日程第1、決議第1号「行政執行にあたっての合意形成を求める決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番橋本健議員。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番(橋本 健議員) 決議第1号「行政執行にあたっての合意形成を求める決議」について、提案者は私、橋本健、賛成者、武藤哲志議員であります。代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

今回の決議が議会最終日になりました理由は、12月議会におきまして提案されました「マミーズ・まほろば号」運行問題と南保育所の民間委託に関する施設は、付託されました各常任委員会で時間をかけ活発な論議がされましたが、議会への事前説明や関係機関との協議が不十分で、合意形成に至らないままの提案でありました。また、今回私、一般質問で取り上げました区長制度につきましても、12月議会初日に全員協議会におきまして初めて正式な説明を受けました。一般質問当日は、1年間待ってしっかり調整してくださいというお願いに対し、来年4月1日から実施という答弁に固執し、全く聞き入れていただけなかったことが誠に残念であり

ました。さらに、今回の決議を3月議会まで待つことは、これら3つの施策が進行し、時期を逃すと收拾がつかなくなるおそれがあり、これ以上議会として見逃すことはできないと思いましたので、最終日という苦渋の決断をした次第であります。議員各位におかれましては、どうかご理解をいただきたいと存じます。

さて、突如として今議会12月議会に「マミーズ・まほろば号」を運行するための補助金や南保育所の民間委託に関する債務負担行為が補正予算として計上されました。しかし、この2つの施策は、議決を待たずに業務が開始されており、保護者や関係団体との理解も合意もいまだにできておりません。また、区長制度から自治会組織への移行は、強行して4月に実施と既にその準備が進められています。このような行政執行のあり方は、市民から市政に対する不信・不満が募るだけであり、本決議を提案するものであります。

行政執行に当たっての合意形成を求める決議。

私たち太宰府市議会は、市民の負託を受け、よりよい市民生活の実現へ向け行政が行う政策等を市民の代表として適切な行政運営が行われているか、また、諸政策を実行する場合に関係機関や団体との合意や理解がされてきたのかなどを十分に注視し、チェックすることが任務であります。

最近では、議会に対し、執行部からの事案の事前説明が遅く、協議を行う時間も少なくなっており、執行部の一方的な説明だけに終始している場合が多く、議会軽視ではないかという意見もあります。

今後において、諸施策を実行するに当たっては、市民、関係団体、議会に対し事前の十分な説明及び協議、合意形成がなされますよう強く求めるものであります。

以上、太宰府市議会の決議といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただいま提出者、橋本議員から具体的に説明があり、議会で提出されました。私、賛成者として一言ですが、もしこれが議会で否決されても、執行部としてはこの内容を受けとめていただくことを切に要求をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

したがって、決議第1号は原案のとおり否決されました。

（「原案は」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 訂正します。

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時53分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

決議第1号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対12名 午前11時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第17 JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会中間調査報告について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、「JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会中間調査報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会委員長 村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の中間報告を行わせていただきます。

昨年12月定例会におきまして、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会を設置しましたが、以来、今日まで6回の委員会、JR九州より来庁していただき、勉強会1回、行政視察1回を重ねてまいりましたので、1年を経過いたしました本日、中間報告をいたすものであります。



まず、第1回特別委員会は、昨年12月18日に開催をし、特別委員会の正副委員長を選出し、委員長に私、村山弘行、副委員長に橋本健議員を選出いたしました。本格的な議論は、第2回以降の特別委員会からとなっております。

第2回目を、平成20年2月12日に関係部長、課長等の出席のもと開催をいたしました。この際、1月21日に正副委員長にてＪＲ九州本社に担当部長、課長にあいさつを兼ねて新駅建設の参考になる現地等のアドバイスを受けたこともあわせて報告いたしました。

委員会では、基本的な事項の確認をしたところでありますが、平成16年に設置されました太宰府市総合交通問題対策調査特別委員会の経過を尊重して進めていくことを確認したところであります。また、本委員会は、設置の経緯から、基本的にＪＲ新駅建設を前提として進めていくということもあわせて確認したところであります。

また、駅建設に伴い、周辺整備の調査項目もあり、区画整理の中での駅建設ということにもなるかと言えますことから、ＪＲ九州本社よりお願い、勉強会を実施することもあわせて確認をいたしました。

さらに、対象周辺地域は、筑紫野市が部分的に入り込んでおりますところから、筑紫野市にもあいさつ及び委員会の趣旨説明に伺うことにいたしましたところであります。

これらの意見を踏まえ、3月12日、正副委員長で筑紫野市長及び筑紫野市議会議長に経過と本委員会の趣旨を説明に伺いました。

ＪＲ九州を招いての勉強会は、平成20年5月14日に開催をいたしました。当日は、ＪＲ九州より担当部長以下3名の職員に来ていただき、スライドを使つての新駅建設の説明を受けたところであります。

具体的には、新駅の事例紹介では、まちづくりに合わせた駅として弥生が丘駅、市で施工した駅として陣原駅、地域おこしとしてつくった駅として歓遊舎ひこさん駅、そして、区画整理の中で建設予定の上府駅、鹿部駅の2駅が古賀駅と福工大前駅の間に建設される予定であり、上府駅が先に建設される予定で、周辺整備も現在区画整理が行われているなどの説明を受けたところであります。

第5回特別委員会は、5月の勉強会でＪＲ九州より提起されておりました中で最も本市の新駅に類似し、参考になると判断をし、現地視察を新宮町の区画整理及びそれに伴う新駅であります上府駅予定地と決定をしたところであります。

それを受けまして、11月7日、新宮町行政視察を行いました。これは、第5回特別委員会での決定に従って行ったものであります。執行部からも4名の参加を得、委員全員参加の中で行いました。

まず、新宮町議会より歓迎のあいさつを受け、担当主査より新駅予定地周辺の区画整理事業の経過、現状の説明を受けました。

新宮町沖田地区の区画整理事業の発端は、下水道処理場建設の地元要望と新宮駅に快速電車という要望から始まったものであります。駅を挟んで緑ヶ浜地区8.2ha、沖田地区30.7haの

区画整理事業であり、新駅は区画整理事業の中の予算の中で建設され、自治体の支出は行政施行の区画整理事業に比べて極めて少額で済むということでありました。

また、現行の古賀駅と福工大前駅の間は4.5kmであります、ＪＲ九州からこの区間に２駅を建設する了解が出たことも建設に拍車をかける要素になったと思われます。

説明の後、区画整理事業の行われている沖田地区に行き、現地視察を行いました。ＪＲ太宰府駅建設予定地地域周辺には、比較にならないほど広い範囲の事業でありましたが、その経過より区画整理事業の手法は大いに参考になったところであります。

以上、極めて概略ではありますが、冒頭申し上げましたように、本委員会の基本的な立場は、ＪＲ太宰府駅の建設を前提にしております。もちろん周辺のまちづくりも同時に行うことが効果的で有効であると思います。それには、第四次総合計画の基本方針に従って区画整理事業に着手することが望ましいと考えますが、その手法については、今日の本市の財政事情等を勘案した場合、やはり組合施行ではないかと思われます。そのためには、地権者の方々と早急に話し合い、ご理解を願うことが大切であろうと思います。

市長は、今日まで議会答弁等で平成20年度中に結論を出されることを明らかにされておりますが、市長におかれましては、ぜひ本委員会の総意を踏まえられまして結論を出されますよう求めるものであります。

以上、ＪＲ太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

## 日程第１８ 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、したがって本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

## 日程第１９ 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。  
別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成20年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年2月20日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 田 川 武 茂

会議録署名議員 福 廣 和 美